

午前 10 時 3 分 開議

議長（巴里英一君） ただいまから平成 10 年第 1 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 14 番 林 治君、16 番 重里 勉君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 14 号 平成 10 年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第 19、議案第 31 号 平成 10 年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの以上 18 件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成 10 年度泉南市各会計予算 18 件に関し、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長 谷 外嗣君。予算審査特別委員長（谷 外嗣君） おはようございます。ただいま議長より報告の旨の指名を受けましたので、これより過日の本会議において本予算審査特別委員会に付託を受けました平成 10 年度大阪府泉南市一般会計予算及び各会計予算の計 18 件の新年度予算につきまして、その審査の経過並びにその結果の報告を申し上げます。なお、議決の結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付いたしております委員会審査報告書のとおりでございますので、御参照賜りたいと思います。

さて、本特別委員会に審査を付されております平成 10 年度各会計予算につきましては、過日、3 月 13 日の本会議において付託され、それを受けて去る 3 月 17 日から 3 月 20 日までの 4 日間にわたり、委員及び市長以下関係理事者の出席のもと開催し、新年度予算の各分野において慎重なる審査を行いました。

なお、審査に際しましては、必要な資料の提出を求めるとともに、各委員より広角な範囲より熱心なる質疑があり、また同時に行政各般における要望や意見が出されましたが、質疑の詳細部分は一定省略するとともに、予算書と同時に提出されております別冊の予算の主要施策の説明資料書に掲げられている部分と重複した質疑についても省略いたしておりますので、御了承ください。

それでは、これより順次会計別に区切って御報告申し上げます。

まず初めに、一般会計予算の歳入部門より審査の概要を報告いたします。

その中であって、毎年物議を醸し出すことであるが、市税の徴収率は大阪府下ワーストワンという状況にかんがみ、市税の徴収率アップに日夜努力はされていると思慮するが、市行政としてはどのように現状を分析しているのか、との問いに、本市地場産業である繊維業の構造的不況は深刻であり、全盛期と比較して三、四割の事業が縮減している。また、大企業が市内において存続している割合が低いことなどが徴収率が低い要因と考えており、また徴収率は12月までは他市と比べても変わりがないが、3月の決算時期には大きく変わってくる傾向にあります。市民の納税意欲も決して他市より劣るものではないと考えている、とのことでした。

あわせて、今後は徴収率アップに向け、口座振替の促進、軽自動車の廃止手続の指導、また2月には3週間にわたる部長級においての臨戸徴収及び課員による毎日臨戸と徴収職員の体制強化等全力で臨むものであり、ちなみに現在休日の臨戸徴収についても検討している、とのことでした。

次に、関西国際空港の開港に伴う新たな税として航空機燃料譲与税があるが、今後この譲与税の配分額の増額要望を国に対して行っていく考えはあるのか、との問いに、航空機燃料譲与税は地方譲与税のうちの一つで、国税として国が徴収し、地方公共団体に譲与される仕組みになっており、この税の配分については、税収の13分の2が空港関連自治体であり、その市町村が5分の4、都道府県が5分の1の割合で譲与されることになっている、とのことであり、何分これについては国の制度上の問題もありますが、市長会を通して国への増額の要望をしていく考えである、とのことでした。

あわせて国内便の航空機燃料だけではなく海外便も対象にすべきであり、地元としては公害を受けることに変わりはない、政治的に政策的に議論をして国に対して積極的に働きかけるように、との意見もありました。

次に、使用料及び手数料の中で住宅・店舗使用料で10年近くの滞納があると聞くが、徴収の方法はないのか、また時効等法的処理の考え方を示せ、との問いに、地方自治法第236条及び民法第196条で5年間とあり、入居の方々には支払い請求をして徴収に当たっているが、店舗使用料を滞納されている方の転居先が不明である等々の関係上、監査委員からも

法的処置をとるようにとの指導を受けている、とのことでした。

次に、固定資産税で議論となる同和減額について平成10年度予算における影響はどうか、との問いに、平成9年度においては257件、1,317万円減免計上しているところであるが、平成9年度限りで廃止ということをお大阪府が打ち出したことにより、今年度予算には予算化していないが、担税能力に欠ける低所得者には一定の減免処置も考慮していく考えである、とのことでした。また、府補助金は地方課所管以外の貸付元利償還の8割が同和対策事業府貸付金元利償還金補助金として508万6,000円補助される、とのことでした。

次に、銀行の縁故債を金融機関と話し合いで入札により短期借り入れはできないのか、との問いに、銀行縁故債の借り入れについては、これまで指定3行から行っていたが、平成8年度発行額の一部については、指定3行よりも条件的に有利であった全国信用金庫連合会より低利借り入れを行っており、銀行縁故債の公募入札については、府内自治体の一部で実施しているところもあると聞いているが、指定3行以外の金融機関を入札に参加させることにより、コストの上乗せなどの懸念材料も考えられる関係上、今後他市の動向を参考にしながら検討していきたい、とのことでした。

続いて、歳出部門について御報告を申し上げます。

まず、議会費については、議会における印刷製本費等に対して若干の質疑がありました。

次に、総務費について申し上げます。

まず、全般に係る部分について、過日の本会議において特別職の給与の減額が否決されたことに伴い、自主的であるが、部課長の管理職手当のカットされることとの連動性はどうか、との問いに、特別職給与減額と管理職の管理職手当のカットについては、当然十分に関連があり、連動するもので、管理職手当もカットできないとのことであり、また将来的なことについては、今後どうするか考えていきたい、とのことでした。

次に、会計全般にわたる使用料のうち、ワープロ借上料については、その総計では金額的に相当な額となり、一考の余地があると思うが、機器の購入により必要最小限とすればどうか。その点、予算編成に当たり議論があったのか、との問いに、ワープロ導入に当たっては、導入当初から購入かリースかで検討を行っているが、その機器の互換性及び財政的な問題も

あり、結果として経費面を考慮し、リースにより導入した経緯があるが、管理面等から予算の一元化を行ってはとの指摘もあり、一括予算計上とすれば職員配置等の把握が必要であると思われるので、いま少し時間をいただきたい、とのことでした。その中であって、事務上ワープロの必要性もあり、課に対する充足の問題等、そのやり方の問題で管理方法を検討すべきでは、との意見がありました。

次に、人事に関し、人件費関係において、方針として超勤、アルバイト、嘱託の費用削減を行っているが、総務費等にアルバイト賃金が計上されているが、その必要性はどうか。また削減の方策として、事務の繁忙時に部内職員の配置について一考の余地があると思うが、そのような方策を考えてはどうか、との問いに、人的配置の問題については、人件費増大にあつてかなり論議を行い、この中で今後退職補充もできるだけ縮減し、効率的な人的配置については重要課題であり、その対策として継続的な組織の見直し、またその時代に即応した体制づくりとし、議論のある税徴収率のアップをするためにも、重点配置を行いたい。限られた人的要素の中で、1つの手法として部内間の繁忙に即応した配置も検討課題とし、行革の中でも引き続き検討していく、とのことでした。その質疑の中にあつて、職員の新しい多能化を図り、今後とも努力を願う、との意見もありました。

次に、種々の補助については、聖域がないとのことで10%カットされてきた経緯があるが、補助金はそのような形をとられていないような感じがするが、そのことを明確に示せ、との問いに、補助金については、行革実施計画の中で市単独補助の見直しを位置づけ、その中であつて海水浴運営補助金等を精査し、縮減を図ってきたが、これらをすべて行革の中で見直しを行い、その事業効果を勘案しながら、廃止、存続を図るべく取り組んでいる、とのことでした。

次に、企画広報費の中でつばさのまちフェスタ負担金について、イベント事業を実施しているが、財政厳しい折市民に理解してもらえよう事業の休止等を含め見直しをしてはどうか、との問いに、つばさのまちフェスタについては、平成7年より2市1町で実施し、過去3年間で会長も一巡し、イベント類の精査を行うなど一定の見直しが必要と考えているが、夏のイベントとして定着しつつあり、市民も期待されていることでもありますので、最少の経費で最大の効果を上げられるよう努力しながら継続して

いきたい、とのことでした。

次に、CATVが4月1日から開局となり行政情報を流すとのことであるが、委託先等その内容を示されたい、との問いに、本市の情報番組であるが、映像ものとして15分番組を2週間に1本として年間26回、文字放送用として5分番組を1週間に1本の制作を予定し、またその制作委託先として第三セクター会社である「テレコムリンク」を予定している、とのことでした。

また、CATVに関連して議会中継については、本年3月26日よりCATVは市内一部地域で開局し、市内においてもかなりのところで視聴が可能となり、本市のサブセンターの完成をまって、その中継については、議会とも十分協議しながら実施の方向で検討していく、とのことでした。

次に、補助金の見直しの中であって、ABC委員会や区長会に自立いただくよう求めるべきではないか、との問いに、ABC委員会は4つのチームによりそれぞれ独自の活動を行い、その活動の上でカンパ集めや有料講座を開催するなど独自の資金の調達にも努力を払われており、その中であって市としても最低限の補助を行うことが必要と考えている、とのことでした。

また、区長会については、市民からの要望の取りまとめや地域の窓口として市との調整等をお願いしているが、その活動費として市補助金と会費により、区長会の夏季研修や各種視察及び幹事会等を実施されており、市としてもその活動に対し補助金は必要と考えている、とのことでした。

次に、契約検査費の中で、くじ型指名競争入札については市外業者を対象としないとあるが、その考えを示せ、との問いに、くじ型指名競争入札試行要綱に基づき、現在市内業者を指名対象とし、その発注予定額としておおむね9,000万円を超える土木・建築工事としているとのことであり、この制度は1年間の試行期間として種々の問題点を精査し、今後どのような形で実施するか、入札調査検討委員会において検討を行っていく、とのことでした。

このことに関連して、くじ制度の後退はあり得ないと思うが、より前進制度とするもので廃止はあり得ない。その点を示せ、との問いに、くじ型指名競争入札は現在試行期間であり、その効果等を再検討し、改めてどうするかであり、検討の中であらゆる面での精査であって、廃止の方向とし

での検討ではない、とのことでした。

次に、民生費について申し上げます。

まず、老人福祉行政全般にかかわる問題として、本市における老人福祉計画（ゴールドプラン）については、平成6年度に策定され、鋭意その達成に向け努力されているが、その計画の中で圏域については、市域を大きく分けて山手側、中央部、海側の3圏域に計画されていたが、昨今山手側にデイサービスセンター等の施設が集中しているように思うが、一定この圏域について見直しを考えているのか。あわせて、デイサービスの地区割についてはどのように考えているのか、との問いに、圏域については、現状と照らした中で今後変更について検討していく考えであり、デイサービスの地区割については、平成10年度より新たに新家地区、金熊寺地区に開所を予定しており、総合福祉センターを含めて3カ所の実施となる関係上、原則としてエリアで分けていく考えであるが、本人の希望も反映した中で考えていく、とのことでした。

次に、身体障害者福祉費の中で障害者計画策定調査委託料とあるが、この障害者計画の策定についてはどのような方法をとるか、との問いに、体制としては、作業部会として位置づけるプロジェクトチームを庁内につくるとともに、外部の関係団体の代表者並びに学識経験者で構成する仮称泉南市障害者計画策定協議会を設置し、まず事務局の方で素案を作成し、作業部会並びに仮称策定協議会に提案し、意見を聞くという手順を数回繰り返した後に、一定の案を策定していく考えである、とのことでした。

次に、災害救助費として当予算に760万円が計上されているが、確かに災害が起きたら困るが、いつ起こるかわからないものにこれだけの予算が必要なのか、との問いに、これについては災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき予算要求したものであり、その内訳としては、市民が災害を受けたときは、生活の安定と福祉の増進に役立てることを目的として給付する災害見舞金と、死亡またはそれが原因で精神または身体に著しい障害を受けた市民の方や遺族の方の福祉及び生活の安定に資することを目的として給付する災害障害見舞金と災害弔慰金であり、この給付については大阪府の4分の3の補助がある、とのことでした。

次に、市民の待ち望んでいた総合福祉センターが昨年7月に開所し、本市の福祉行政の中核となるべくその運営に努力されている中であって、今

後の課題である維持管理の面において、清掃委託料として1,500万円が計上されているが、その積算根拠を示せ、との問いに、これについては平成9年度にも1,500万円の予算で指名競争入札を行い、最低落札価格業者と契約を締結しているところであるが、平成10年度において清掃に係る仕様書の内容を変更する必要がある、新たに積算したところ今回の予算額となったものであり、ちなみに平成9年度の落札価格については294万円である、とのことでした。

これに対し、当初の予算額と落札価格において著しく差があると思うが、これについて見解を示せ、との問いに、ビル管理の契約については、指名競争入札を実施し、その契約については最低落札価格業者と締結しているのが現状であるが、ただ契約金額のほとんどが人件費である関係上、今後は総合福祉センターの清掃委託に限らず、市にかかわる清掃委託については入札後3～5年の特命随契を考えているところであり、市として一定統一的な方向性を出していきたい、とのことでした。

次に、保育行政全般にかかわる問題として市内の公立保育所と民間保育所の職員数及び園児数を見ると、公立保育所の園児に対する職員の割合が民間保育所のその割合より高いように思うが、その点どのように考えているのか、との問いに、このことについては、一定全庁的に取り組んでいる行財政改革の中で考えていきたい、とのことでした。

これに対し、公立保育所については管理職が多いというのも1つの問題であり、合理化の点から統廃合も考えるべきではないかとの活発な意見がありました。

また、関連事項として昨今、女性の方でも夜に仕事をする方がふえ、この点、今後の保育所のあり方についてどう考えているのか、との問いに、現在、延長保育については一定実施しているところであるが、病児保育についても今後検討していく考えである、とのことでした。

次に、衛生費について申し上げます。

まず、保健センターにおいて、現在老人保健法に基づく医療等以外の各種検診、健康相談等の保健事業が行われているが、その受診率等を見ると目標数値を下回っているように思うが、今後のあり方について示せ、との問いに、現在受診率等については目標数値を下回っているのが現状であり、必ずしも地域住民に周知徹底されているとは言いがたいのが現状であり、

広報等で保健事業に関する周知方法の工夫を図っていくとともに、地域の婦人会や老人会等の組織との連携を図り、健康意識の高揚を図りつつ、健診の受診への積極的な参加を促すよう努力していく考えである、とのことでした。

また、関連事項として、今後の歯科検診のあり方についてはどのように考えているのか、との問いに、歯科保健事業については、基本検診実施時にあわせて行っているが、一次予防の観点から健康教育・健康相談等を通じて、保健指導に重点を置きつつ、「8020運動」と十分連携をとった形で今後も事業の展開を図っていきたい、とのことでした。

次に、し尿処理費の中で自主環境整備補助金とあるが、この補助金の性質及び今後の展望について示せ、との問いに、これについては、本市のし尿処理施設である双子川浄苑の増設時に最良の状態での管理操業し、生活環境の保全を図るため、隣接する3地区に協力金ということで支出している補助金であり、今後とも一定継続していく考えである、とのことでした。

これに対し、行財政改革の観点に立つとき、補助金のあり方についても見直しに向けて論議されている中であって、これについても根本的に見直しを考えるべきではないのか、との意見がありました。

次に、塵芥処理費で備品購入費として自動車購入費が計上されているが、これについてはどのような仕様の車の購入を考えているのかその内容を示せ、との問いに、これについては、 NO_x 法の規制等の関係によりパッカー車2台と軽四車1台を予定している、とのことでした。

これに対し、地球温暖化問題が叫ばれている昨今、ただ NO_x 法の規制にかかわっているだけで車を購入するのではなく、2台のうちで1台でも低公害車を購入すべきではないのか、との問いに、地球温暖化の原因と言われる二酸化炭素の排出抑制については必要不可欠であると思慮するが、低公害車の導入については、行政が率先して取り組む必要性があると考えているが、コスト面、利便性の問題等、他市の導入状況を調査研究して前向きに検討していく考えである、とのことでした。

次に、本市において本庁及び出先機関における紙の使用頻度及び再生紙使用に向けての取り組みについて示せ、との問いに、現在、本市における紙の使用頻度については、本庁及び出先機関を合わせると年間約100万枚程度であり、そのうち再生紙の使用頻度については約70%ぐらいであ

り、平成10年度より泉南エコオフィス計画を策定し、平成12年には再生紙の使用頻度を100%にすべく鋭意努力していく考えである、とのことでした。ちなみに、現在再生紙については、予算書、決算書、市広報等に使用している、とのことでした。

次に、清掃総務費で泉南市合併処理浄化槽設置事業補助金とあるが、行政としてこの合併処理浄化槽に対する基本的な考え方を示せ、との問いに、これについては、公共下水道の整備を都市基盤整備の基本として、あくまでも合併処理浄化槽については補完的に行っていく、とのことでした。

これに対し、たとえ補完的とはいえども、環境面からいえばその維持管理については市としても十分配慮が必要と思うが、その点どうか、との問いに、合併処理浄化槽の管理指導については保健所の所管ではあるが、今後は保健所とも連携を密にして頑張っていきたい、とのことでした。しかし、この答弁を聞くとき、維持管理によっては処理水のグレードにも大幅な差が出る可能性もある関係上、市行政としてくみ取りと同様の管理体制をとるべきではないのか、との意見がありました。

続いて、農林水産・商工・土木費について一括して申し上げます。

そのうち、まず農林水産業費の中で松くい虫被害対策委託料について、市として抜本的な対策を講じる考えはないか、との問いに、市としては原因究明のための情報収集に努めているところであり、よい方法があればすぐに対策を講じていく考えである、とのことでした。

続いて、大阪府農業会議負担金について、どういった会議への負担金であるのか、その内容について示せ、との問いに、大阪府下43団体の会長の一定の集まりへの負担金で、その内容としては、大阪府知事からの諮問を受けてそれに対する答申を行っている、とのことでした。

次に、水路改修事業費及び農道整備事業費について、予算計上を全くしていないが、緊急性のある修理に対してはどのように対処するのか、との問いに、ここに計上しているものは今まで継続している大きな事業の工事請負費であり、緊急的な応急修理が必要なものについては農地費で対応している、とのことでした。

続いて、森林組合育成補助金について、森林組合はどのような事業活動を行い、その構成員はどうなっているのか、との問いに、森林組合は実際の事業活動を行っておらず、事務的なものとして、山火事等の森林保険の

申請の代行をし、その構成員についてはきっちりと把握していないが、役員として新家地区、兎田地区、童子畑地区の3つの地区から合計13名の方々に理事をしていただいている、とのことでした。

また、森林組合と林野組合との活動領域の境界について示せ、との問いに、森林組合は昭和17年ころに新家村を中心に設立し、泉南町森林組合から泉南市森林組合の経過をたどり、地域的には新家区域を対象としており、林野組合が管轄している区域とは別の区域が対象である、とのことでした。

次に、林道維持について、観光行政的な観点からの市当局の考え方を示せ、との問いに、本市で市民の里等の事業として行っている公園的な施設につながる林道の維持管理、公園周辺の駐車場の整備については、観光に来る人々にハイキング等山に親しんでいただくことを踏まえた維持管理を行い、またその周辺については、景観に配慮し、開発等の規制を行っていくつもりであるが、現段階ではすべての林道について行うのではなく、公園施設ができればその周辺を重点的に整備し、PR活動を行っていきたい、とのことでした。

次に、漁業組合育成事業補助金についてその内容を示せ、との問いに、各種研修会への参加、漁港の管理、漁港周辺のごみの回収等の漁業組合の活動に対する補助金である、とのことでした。

続いて、商工費について申し上げます。

まず初めに、産業振興センター機能研究調査委託料について、調査目的及び調査の委託先を示せ、との問いに、産業振興センターについては、平成3年度より整備のため調査検討を行ってきたところであるが、当初の計画策定時と現在では社会経済状況等に大きな変化があるので、今後センターを取り巻く諸状況を勘案し、設立に向けて関連機能調査を行っていきたいと考えており、平成10年度としては、昨年に引き続き導入機能とイメージ施設の整備構想及び本事業の今後の方向づけの検討を調査目的とし、その内容としては、各事業主体、事業方式、事業規模など全体構想を実現するための段階的な事業の組み立ての概略検討を行い、以前より整備の必要性が高まっている商工会館の整備を見通した事業へのかかわり方などの条件を整理するとともに、段階的な土地利用計画を再構築したいと考えており、また府の企業局と適切な手法について十分協議を進めていきたいと

考えているところであり、調査の委託先は（株）地域計画建築研究所である、とのことでした。

次に、商工振興費のところ、現在の泉南市における商工業者のうちで商工会への加入率を示せ、との問いに、平成10年2月現在で会員数が1,160名で加入率が50.2%である、とのことでした。

また、これに関連して、商工会法では加入率が何%以上で商工会補助金が支給されるのか、との問いに、商工会法では加入率が50%以上で全額国・府からの補助を受けることができ、加入率が50%を割った場合は、その率に応じて多少補助金が減額される、とのことでした。

また、これに対して、商工会への加入率が平成10年2月現在で50.2%という低い水準にあるということは、地元商工業者からの本市に対する期待が低いということのあらわれであり、加入率を上昇させるようなもっと積極的な商工振興策を行ってほしい、との意見がありました。

次に、りんくう南浜海水浴場運営補助金について、管理運営も含めてその内容を示せ、との問いに、従前サザンビーチの管理運営については、海水浴運営協議会を組織し関係団体で運営を行い、本市としても従前は1,000万円単位の補助金を出すなど管理運営に参加してきたが、最近ではりんくうタウンの道路整備も進み多数の海水浴客が訪れるようになった中で、これまでのように市の職員が管理運営を行い多大な補助金を出すということはやめ、今後はりんくう南浜海水浴場管理会を本年4月1日より発足し、責任をもって管理運営をしてもらうよう考えているところである。

また、今年度で計上している補助金については、昨年度からの会計繰り越し分を一たん本市に寄附をしてもらい、それと同等額の補助を行うものであり、その目的としては、シーズンに入るまでの準備に要する経費に対する補助であり、以後はりんくう南浜海水浴場管理会に対して独立採算制で管理運営をお願いし、来年度以降は補助金を出さない考えである、とのことでした。

続いて、土木費について申し上げます。

まず初めに、道路維持費のところ、道路維持について今後の維持管理計画について示せ、との問いに、予算を組む段階で過年度の課題の積み残し、新たに発生している問題、各地区からの新たな要望など数多くの諸問題がある中で、その全部に対応することは、今の予算ではできないのが現

状であり、実際のところとしては、年度当初に道路調査を行い、緊急性のあるものから対応している、とのことでした。

次に、浸水対策費の中の委託料のうち、排水ポンプ管理委託料及び排水ポンプ点検委託料についてその内容を示せ、との問いに、排水ポンプ管理委託料については、市内に7カ所のポンプ場があり、大雨時、台風時に備えて各個人にその操作を委託するための費用であり、また排水ポンプ点検委託料については、その7カ所のポンプ場の電気点検、清掃などを委託するための費用である、とのことでした。

次に、大里川排水機場費の中の需用費のうち、光熱水費についてその内容を示せ、また委託料のうち、排水ポンプ管理委託料についてその内容を示せ、との問いに、光熱水費については、大里川排水機場の操作作業に伴う電気、水道代であり、また排水ポンプ管理委託料については、業者委託に係る費用であり、その主な業務内容としては、日常の目視点検及び週1回の試運転がある、とのことでした。

これに対して、日常の目視点検及び週1回の試運転は、職員の立ち会いのもとで行っているのか、との問いに、職員の立ち会いはしていないが、委託業者からは報告書を提出してもらっている、とのことでした。

また、これに対して、市民の安全性のことを考えると、職員の立ち会いを月一、二回行ってはどうか、との問いに、今後月一、二回は職員が立ち会うことを検討していく、とのことでした。

続いて、住宅管理費のところ、供託問題の今後の取り組みについてはどのように行っていくのか、との問いに、市営住宅の家賃に関しては、昨年の家賃改定以来、65戸については家賃改定は払い下げ問題とリンクしているとの理由で供託されており、本市としても非常に苦慮しているところであるが、本市としては供託行為があろうとなかろうと家賃としては納入されていないので、今後さらに続くようでは滞納扱いとせざるを得ない状況であり、また公営住宅法及び条例によれば、家賃を3カ月以上滞納した場合には明け渡し請求ができることとなっており、近い時期にその対応について着手せざるを得ない、とのことでした。

次に、住宅管理費の中の委託料のうち、住宅内除草清掃委託料及び住宅フン害対策委託料についてその内容を示せ、との問いに、住宅内除草清掃委託料については、各市営住宅の道路わき、空き地等の除草及び粗大ごみ

の撤去に対する委託料であり、また住宅フン害対策委託料については、市営宮本前畑住宅でのドバトの捕獲及びドバトの巣の除去のための委託料である、とのことでした。

次に、消防費について申し上げます。

消防施設整備事業費の高規格救急車の購入については、 NO_x 排ガス規制によるものと聞かすが、低公害車の導入についてその背景と考え方を示せ、との問いに、地球温暖化の原因と言われる二酸化炭素の排出抑制は必要であると認識しており、そのことから地球環境に優しい低公害車の導入についても、行政が率先して取り組むべき必要性があると考えているが、コスト面及び利便性の問題等を調査研究をして市全体で検討したいと考えている、とのことでした。

次に、常備消防費の空港本島消防業務委託料については、約1億7,900万円と高額負担であるにもかかわらず本市からの消防職員の派遣がないが、その理由を示せ、との問いに、空港本島消防業務については、その業務を泉佐野市に業務委託をしており、地方自治法第252条の14及び同法第172条の規定で、その人事権は委託先の普通地方公共団体の長が任免するとあり、平成4年第1回定例会においても本市消防職員の派遣のあり方についての質疑の中で、そのときの消防長は、人事組織の問題で泉佐野市から返事がないままであり、この問題は機会あるごとに申し入れを行っているが、受け入れられずに現在に至っている、とのことでした。

次に、非常備消防費の全国女子消防団員活性化シンポジウム負担金について、その内容と女性消防団員の役割を示せ、との問いに、男性隊員のみでは市民に対する消防行政のPR不足にかんがみ、平成5年4月に女性消防団員20名で結成されたものであり、職務の内容については、幼稚園や保育所での防火紙芝居、春の火災予防期間での防火広報活動、歳末特別警戒ではグループ単位で夜間巡回も行っており、今後も女性消防団員ならではの、きめ細やかな仕事を期待している、とのことでした。

また、女性団員の活性化シンポジウムについては、平成7年に初めて静岡県沼津市において開催され、全国から女性消防団員が参加して各種の情報交換を行っている、とのことでした。

また、庁舎清掃委託料及び海外消防事情視察負担金についても若干の質疑がありました。

次に、教育費について申し上げます。

まず、今予算における教育費の需用費が大きく減額されているが、その理由を示せ、との問いに、例年、教育費関係の需用費については、小学校、中学校、幼稚園を合わせ一定の範囲内でここ数年推移しており、この需用費の中には教材費等の直接教育水準に結びつく経費もあるが、予算の65%、約7,000万円については光熱水費であり、それと毎年10月初旬に次年度の予算基本方針が示され、教育委員会の需用費の枠内配分は一般会計の約40%であり、予算編成方針に忠実に要求を行っていく考えである、とのことでした。ちなみに、今年度については、施策的需用費もすべて一括して1割カットで予算計上したために減額となった、とのことでした。

次に、指導費のうち、報償費でスクールカウンセラー講師謝礼とあるが、この制度に対する基本的な考え方を示せ、との問いに、スクールカウンセラーについては、平成9、10年度の2年間、文部省のいじめ・不登校対策推進事業で一丘中学校に1名配置されており、文部省としては今後ふやす方針であると聞いているが、平成10年度は泉南市に割り当てがないために、府の事業であるすこやか教育推進事業で、特に生徒指導の困難な学校ということで西信達中学校に1名の職員が加配される内諾を受けており、また一丘中学校に配置をしているスクールカウンセラーについては、一丘中学校だけではなく他の中学校も必要に応じて出向きカウンセリングを受けることができる、とのことでした。

また、他の3中学校については、児童相談所からのケースワーカーに月1回対応していただいております、教育委員会としては、スクールカウンセラーについては一定成果があるものと評価しており、今後もふやしていただけるよう国・府に働きかけていきたい、とのことでした。

次に、登校拒否問題対策事業に関連して体験学習及びボランティア活動についての考え方を示せ、との問いに、人の痛みを感じ、やわらかい、しなやかな感性を持った子供に育てることは、教育の一番の根底ではなからうかと思慮しており、教室の中で知識だけを高める教育だけではなく、肌に触れ、五感を通じて情操教育を高めることが非常に大事だと考えており、体験学習については、生きた学習を目指し、積極的に教室から外に出て行こうとの観点から教育展開を図っており、今のところ職業体験学習は、市内4中学校のうち2校が実施しており、残りの2校についても機運が高ま

ってきている、とのことでした。

また、ボランティア活動については、阪神・淡路大震災で若者のボランティア活動は脚光を浴び、子供たちが一生懸命ボランティア活動をして成果を上げ随分マスコミをにぎわせ、泉南市内の中学校からも先生の働きかけで実際に阪神・淡路に行きボランティア活動を行った実績もあり、今後とも予算を組んでいくに当たりそのことを視野に入れていきたい、とのことでした。

次に、教育施設の整備についての基本理念についてはどのように考えているのか、との問いに、施設整備は費用のかかるものであるが、それを予算の範囲内でできるだけ効率的にやっていくことを基本としており、いろいろな教育施設の整備は心がけないといけないが、現状はそこまで至っておらず施設管理の部分だけであり、施設整備計画の進捗は後にずれ込んでいるのが現状である、とのことでした。しかしながら、各学校施設については避難所の指定も行っており、できるだけ早い時期に耐震診断を行い施設の改善を実行したい、とのことでした。

次に、青少年センター費の中で人件費の見直しがあるのか、との問いに、青少年センターは地区青少年の活動の場であり、地区子ども会の活動拠点として活用され、地区青少年の健全育成に成果を上げてきたところであるが、しかしながら地区の社会環境の変化に伴い、青少年センターの今後のあり方について検討の時期に来ており、現在各市町ブロック代表、大阪府関係部局、大阪府同和事業促進協議会関係者等で青少年センターのあり方について検討する委員会が設立されており、その中で人件費についても検討されていると聞いており、また今後の青少年センターの役割としては、地域の教育環境整備の拠点施設としての機能、地区内外の住民の交流を促進するコミュニティづくり、啓発の拠点としての運営、学校5日制の導入や生涯学習の推進など、新たな社会情勢の変化に対応した事業展開を行っていく必要があると考えている、とのことでした。

次に、学校給食センター費の役務費のうちで、いろいろな検査料を計上しているが、食中毒の予防対策はどのようにしているのか、また幼稚園における弁当の保管はどうしているのか、との問いに、平成9年4月1日に文部省で学校給食衛生管理基準、並びに泉南市独自として学校給食衛生管理マニュアルをつくって厳しく自己点検をしながら、病原性大腸菌O-1

57を初めとする食中毒の予防対策を行っており、また泉南市においては昭和50年の2学期から学校給食が始まり、施設の老朽化もあり、たびたび大規模改修を行いながら現在に至っているが、しかしながら幼稚園での週3回の弁当持参時における弁当の専用保管庫の予算化については今後の課題である、とのことでした。

次に、同和教育費の中で扶助費として各種学校入学支度金があるが、これについては一定見直しを考えるべきではないのか、との問いに、教育委員会の見解としては、29年間に及ぶ特別対策でハード面の整備については一定是正されていると考えているが、教育面においては進学率でまだ若干の格差があり、泉南市においてもあってはならない教育施設での差別落書きが発生していることも現実としてある関係上、同和教育については必要であると認識している、とのことでした。

また、同和地区外の同和教育はどのように進められているのか、との問いに、教育委員会としては、特に同和地区を有していない学校での同和教育の充実を図っていくことは大きな課題であり目標でもあると認識しており、まず年度当初に同和教育推進計画を作成しており、主に「にんげん」という教材を有効に使いながら、市内の同和教育推進校以外の学校においても同和教育については努力している、とのことでした。

これに対し、地区外から同和地区の学校に行き、肌の触れ合いを通して子供たちの人権意識の高揚に努めるべきではないのか、との活発な意見がありました。

また、泉南中学校で同和教育には何を教材として使っているのか、との問いに、小・中学校ともに同和教育の中心教材は「にんげん」であり、その「にんげん」の中で部落史等の学習を行っている。また、その教材の中には、部落問題だけではなく、それ以外に障害者問題、在日外国人の問題、アイヌの問題等の内容も含まれており、それとあわせて教師が学校の実態、発達段階に応じた教材を選んで学習を行っている、とのことでした。

続いて、公債費関係について申し上げます。

まず初めに、地方債の現在額を見ると、平成5年度以降急激に増加し、平成10年度の当初予算では地方債の現在額は約237億円であり、これを毎年返していかなければならないが、義務的経費、扶助費、人件費の支出と今後5年間の償還の見通しはどうか、との問いに、本市の財政状

況は財源的に非常に苦しい状況にあり、事業を進めるに当たっては、起債など長期的な借り入れで賄ってきているのが現状であるが、都市基盤整備もある程度進み、平成9年度以降は大きな事業もなく、投資的経費は落ちついてきている関係上、今後起債については少なくなってくるが、元利償還金が増加してくるため、苦しい財政状況は当分の間続くことが予想されるので、現在、行財政改革の実施計画に沿った形で、事務事業を初め義務的経費などの見直しを進めているところであり、財政運営計画をきちっと策定して財政の健全化に努める、とのことでした。

次に、基金の今後の状況についてどのような予測をしているのか、との問いに、基金については、事業を進めてきた関係上、一般財源が少ないということでこれまで取り崩しを行ってきており、今後の状況としては、今のところ財政的にも基金を積み立てるという状況ではなく、今後行財政改革の中で財政運営計画を策定し、財政が好転し、財源的に余裕ができた段階で積み立てていきたいと考えているところであり、したがって一時点に積み立てることができても、ここ当分の間は計画的に積み立てていくというものは無理な状況にある、とのことでした。

以上が一般会計歳出部門における主な質疑の概要でございます。

続いて、樽井地区財産区会計から水道会計まで各会計17件について順次審査に入りました。このうち質疑のあった会計に限り、順次御報告いたします。

まず、樽井地区財産区会計ほか10財産区会計につきましては、質疑はありませんでした。

次に、交通災害共済事業特別会計にあつては、その災害共済の制度及び効果等の質疑のうち、加入者の状況は横ばいの状況であり、今後市民に対して種々の方策によりPR等を行い、その内容等を周知徹底を行うべきでないか、との意見がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計では、保険税の収入未済額が多いが、そのうち滞納繰り越し分の回収見込みはどうか。また、退職者被保険者分の収入未済分についてはおくれて納入されるのか、との問いに、平成8年度の収入未済額で不納分もあり、平成9年度の滞納額は3億9,000万円程度の見込みとなり、国庫補助率40%の中で平成8年度において一般会計より3億2,000万円を繰り入れていただき減じているとのことであり、

また退職者分の滞納繰り越しについては1,300世帯であり、そのうち分納分は251件で、それ以外の分については督促、催告を行っているが、この欠損金については補てんされない限り単年度での処理はできない、とのことでした。

次に、一般会計より繰り入れがある中において、歳出、予備費において2億円計上されているが、その額が多いのではないかと、との問いに、予備費については、医療事故及び突発事故に対応するための経費として計上している、とのことでした。

また、質疑の中において、社会的公平性から見て一般会計から資金が繰り入れられている保険税についても、一般被保険者に対する保険税の収納率が93.2%、退職被保険者等の収納率が98.8%となり、国保会計は脆弱で行き詰まっている状態で配慮が必要ではないかと、との意見がありました。

次に、下水道事業特別会計においては、市財政の厳しい中において下水道事業に対する負担が大きいが、今後の下水道事業の見直し等はどのように考えるのか、との問いに、下水道事業会計予算についても、本年度は骨格予算として早期に対応のもののみで予算計上しているが、下水道については、本市における都市基盤整備として不足している施設であり、できるだけ緊縮の中で本市の財政状況に合った事業計画をすべきであると考えている、とのことでした。

また、事業計画が市の行財政改革とリンクすることでもあるので検討し、行財政改革の中でも見直す必要があり、その中でも継続的かつ緊急的な雨水幹線の整備等以外のものについてはスローダウンする必要がある、とのことでした。

次に、下水道工事跡の道路復旧は、施工後の埋め戻しが悪いため市の道路維持に悪影響を与えていると思われるが、その点を示せ、との問いに、道路舗装復旧については、その道路の管理者の指示により現況復旧することになっているが、その復旧方法として、まず仮復旧後に自然てん圧を待ち、その後本復旧を行っているので、道路行政に影響を与えているとは思えない、とのことでした。

その質疑の中において、道路復旧に当たっては、今後も付近の方々に迷惑をかけないように徹底して施工を行ってほしい旨の意見がありました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

まず、水道事業における府営水道に対する依存率と本市水道の有収率を示せ、との問いに、府営水道の受水率は、平成8年度決算において61.4%となり、ちなみに本市の水源である河川水、地下水の自己水比率は38.6%であり、またその有収率は90.1%である、とのことでした。

なお、有収率は横ばいの状態であり、それを改善するために全地域の漏水調査及び修繕を行い、増収を図るとともに、老朽管であるところの石綿管の改善として配水管改良整備事業を年次計画に基づき実施している、とのことでした。

次に、南部9市のうち7市で行われている水道の福祉料金についての状況を示せ、との問いに、水道における福祉料金については検討課題であり、企業会計として問題解決は難しく、今後も健康福祉部とも協議が必要である、とのことでした。

かくして一般会計から各特別会計の計18件に対する審査を終了し、最後に市長の出席を求め、総括質問を行いました。

ここでは、まずバブル崩壊後に始まった経済不況により本市の財政状況は非常に厳しいものと思慮するものであるが、これは今までの空港関連事業を初めとする事業の駆け込みによるものであり、このままでは後年度に行くほど厳しい状況となり、基金にあっては底をついてしまうのではないのか。その点、今後の財政的な見通しを示せ、との問いに、本市の財政状況は、歳入面で一般財源が伸び悩んでいることに加え、都市基盤整備などの先行投資に伴う人件費、公債費を中心とした義務的経費が急増し、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、今予算にあっては103.5%程度を見込んでいるが、今後予算の執行については、従前にも増し経費の節減に努めるとともに、徴収率の向上など財源確保のために努力を傾注していく考えである、とのことでした。

ちなみに、基金については、平成8年度において取り崩しを行ったところであるが、決算時にはほとんど取り崩しをせず処理ができており、今後残り少ない基金については、効率的な運営に努めるとともに、ゼロということにしてはならないと考えている、とのことでした。

次に、歳出面での質問では、関西国際空港全体構想にかかわる陸上飛行ルート問題については、来年度には重大な判断が必要であるが、当予算を

見るとき、陸上飛行ルートにかかわるものはないように思うが、あわせて来月には第2回目の実機飛行調査も予定され、陸上飛行ルートに対しても一定の判断を下す際には市民に対してどのような対応をとるのか示せ、との問いに、陸上飛行ルートについては、市民の方々の意見を聞く方法はいろいろありますが、本市議会においては、住民の代表者たる議員で構成されている空港問題対策特別委員会の意見も賜りつつ、3点セットについても念頭に置いて総合的に判断していく考えであり、したがって市民の意向調査を踏まえた予算については計上していない、とのことでした。

次に、同和事業の一般施策への移行等、同和問題については一定見直しが進められている昨今、当予算には意識調査委託料及び実態調査委託料として合計約2,000万円が計上されているが、行財政改革の観点に立てばこの調査は必要なものなのか、またこの調査を実施することにより部落差別を助長するものにはならないのか、との問いに、今回の調査については、過去実施した経緯もある中で、今回については、地对財特法も法期限を迎え、教育、就労・雇用の問題について平成4年以降どのような変化があったのか、本市においては人権条例を施行している中であって、実態把握の必要性から7年ぶりに実施していく考えである、とのことでした。

次に、昨今情報公開条例が全国的に見て制定されているが、本市についてはどのように考えているのか、また庁内で条例制定に向けてプロジェクトチームをつくっているとのことであるが、その現状を示せ、との問いに、情報公開条例については、個人情報漏えいや議会との調整が必要である関係上、具体的なものはまだ、できていないところであるが、平成10年度には制定をしたいと考えており、また庁内のプロジェクトチームについては、従来の縦割りの組織ではなく横断的な組織編成をとっている、とのことでした。

次に、補助金及び委託料については、経費節減の観点に立って総合的な見直しを図るべきと思うが、市長の考え方を示せ、との問いに、補助金及び委託料については、行財政改革実施要綱の中で具体的に削減廃止を全体的に見直すこととしており、平成10年度において一定の方針をつくる考えであり、また委託料の関係では、必要性の問題も含めて、特に清掃管理については、職員みずからできる範囲についても精査して削減に努めていく考えである、とのことでした。

次に、特別職の給与カットの条例が否決されたことと連動して、管理職の管理職手当についてはどのように考えているのか、また再度提案は考えているのか、との問いに、平成9年度においては、特別職の給与をカットしたことで約780万円の節減ができたところであり、今回条例が否決されたことは非常に残念であり、基本的な考え方としては、やれるところからやる考えであり、管理職手当については、まず管理職の方々との話の中で決めていくものと考えており、また再度給与カットの条例を提案するかとのことであるが、任期が本年5月21日までである関係上、新市長のもとで考えていくことであるものと認識している、とのことでした。

次に、総合福祉センターが開所して約8カ月経過したが、その運営面において今の時点で見直すべきことはないのか、との問いに、総合福祉センターについては、立派な施設ができたものであると自負しており、開所以来約4万人以上の方々に利用いただき、実際1年間を通じて運営した中で、総合福祉センター運営協議会並びに実際に運営している職員に意見を聞きつつ、市民福祉に供する総合福祉センターにすべく努力していきたい、とのことでした。

次に、市内の生活道路の維持・修繕及び街灯の設置について市長の基本的な考え方を示せ、との問いに、道路維持修繕工事については、地元からの要望を受け、現地調査等を踏まえた上で、危険度、緊急性の高い箇所を優先しながら、公平な見地に立った上で、当該年度の予算の配分も十分考慮し、施工箇所、施工順位を決定し、工事を行っていく考えであり、また街灯の設置についても、緊急性の高い箇所から設置していく考えである、とのことでした。

次に、関西国際空港開港以来、空港本島の消防業務については、泉佐野市、泉南市、田尻町の2市1町で協定書を締結し、泉佐野市に委託しているが、昨今の経済不況にかんがみ、一定、協定書の見直しも含めて本市から職員が雇用されるように泉佐野市に対し要求すべきではないのか、との問いに、空港島における消防業務については、最善の方向ということで現在委託として行っている関係上、現在の状況をとらざるを得ない、とのことでした。

次に、学校教育施設の整備についての市長の基本的な考え方を示せ、との問いに、当予算については骨格予算である関係上、改修費については計

上していないが、教育施設の整備は、環境教育と直接結びつき、ゆとりと潤いのある教育を生み出すために重視しなければならないと認識しており、市内の各学校の状況を踏まえた上で、可能な限り施設整備に努めていく考えである、とのことでした。

以上で全会計予算に対する質疑をすべて終了し、順次討論、採決の結果、一般会計予算にあっては、たとえ骨格予算といえども、整備すべきところには予算をつけて事業をすべきであり、不況対策、財政運営等において前向きな姿勢が示されないことに対し、賛同しがたい、との討論と、片や厳しい状況下で特に本年度は市長選挙を控え骨格予算という編成であるが、その中でも随所に市民生活に密着した施策の予算の反映がなされ評価するものであり、また下水道の起債発行率は高くなっているが、沿岸部での雨水対策、並びに総合福祉センターについては、公債費は増大しているが、基本的には市民福祉の向上につながるものであり評価するとの意見を付して賛成する、との討論のあった中で、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可とするとの決定がなされました。

次に、国民健康保険会計にあっては、この制度については矛盾の多い会計であり、特に応益割では加入者に高負担を強いる会計であり、反対する、との討論と、片や税の滞納額についてはかなりの規模であるが、この実態把握並びに徴収に努力していることを評価し、賛成する、との討論があり、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決されました。

また、下水道事業会計については、本事業にあっては、本市財政状況を見無視したものであり、供用開始区域における接続率の低さからもこの事業には問題があり、反対する、との討論と、片や本市の田園都市としてのオリジナリティーを出す上で下水道整備は必要であり、賛成する、との討論があり、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決されました。

また、水道事業会計については、他市では導入されつつある福祉料金がいまだ未整備であり、反対する、との討論があり、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決されました。

なお、このほかの14件の各会計にあっては、討論は全くなく、いずれも全会一致をもって原案どおり可決されました。

以上申し述べた点が本特別委員会に付託を受けました平成10年度各会計予算、18件に対する審査の概要であります。

議員各位におかれましては、本特別委員会同様よろしくお願いを申し上げます、甚だ簡単でございますが、私の報告といたします。

議長（巴里英一君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。（小山広明君「あります」と呼ぶ）

小山君は予算委員でございましたので、御遠慮願います。（小山広明君「報告の中で指摘しておきたいんです」と呼ぶ）指摘だけ——小山君。

3番（小山広明君） 今、委員長の報告をきょう初めて聞かしていただいたんですが、事前に我々議員に、やっぱり十分中身も検討して、賛成、反対討論に反映したいと思うので、事前に出していただきたいという願いをしとったんですが、なかったのは大変残念であります。

耳に残るところで、ちょっと気になる報告が抜けておるところをちょっと指摘しておきたいと思うんですが、入居者の家賃が滞納されてる件について、やはり滞納だからけしからんというんか、そういう面だけの報告しかなかったんですが、私この件で質問したんでよく覚えとるのですが、市が約束した払い下げのことを履行しないということに対して入居者がとっている行為について、私はそういうことが一切報告の中に示されずに、滞納されとるから問題だというだけの報告では、問題だと思うんですね。

やっぱり市が責任を持って、時の市が約束してきた問題について、市自身がやっぱり約束を守ってこなかったわけですから、そのことについて、その問題の解決をまずするべきだという入居者の主張は当然だと思いますし、議論の中でも私はそのことをちゃんと指摘しておいたわけで、バランスの上からいっても、そういう報告はちゃんとしていただかないといけないと思うんですね。入居者も払う意思があるということを証明するために、法に基づいて供託をしとるわけですから、単に滞納しとるという客観的状況ではないと思うんで、その点だけをきちっと、大事なことでするので、報告を——委員長になぜそれが抜けておったのか、重要と思わなかったのかどうかも含めて御報告をしていただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 質問じゃないんで、指摘だということでございますので。議論はいろいろありますけれども、すべて行えるということではございませんので、その点だけ申し上げます。

〔小山広明君「それは認めるわけね。いや、それでいいんです」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。——以上で委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決を行います。

まず初めに、議案第14号、一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。——成田君。

5番（成田政彦君） おはようございます。日本共産党泉南市議員団を代表し、議案14号、98年度一般会計予算に対する反対討論を行います。

経済企画庁が3月13日に発表した、昨年10月から12月までの国内総生産は、23年ぶりに0.7%のマイナスの成長になると発表しました。国内総生産の60%は個人消費であります。橋本内閣の進めてきた消費税アップ、特別減税の廃止、医療費の負担増や社会保険料の引き上げは、9兆円もの手取り収入を奪ってきました。それにもかかわらず3月20日に衆議院本会議で自民、社民、さきがけ3党の賛成で可決された98年度政府予算案は、大蔵官僚との汚職にまみれた大銀行、大企業奉仕のために、国民1人当たり25万円の負担をさせる30兆円という銀行支援策を含んだものであり、国民のための不況対策案は何ら手をつけず、財政再建に背を向け、日本の経済と財政の危機を一層強めるものとなっています。

一方、大阪府の98年度予算はどうでしょうか。府財政も全国最悪となり、90年度と比較しても1,300億円のマイナス、2001年には4,000億円の財源不足となることも府自身が認めています。この原因が関空、泉佐野コスモポリス、りんくうタウンなどゼネコン浪費型公共工事に湯水のごとく予算をつぎ込んだ結果であったことは明白であります。りんくう開発1つとっても、94年から98年の5年間の開発で57億円分しか売れず、583億円も収入見込みを下回り、今後99年から2003年までに1,900億円を分譲する計画は、見通しが立っていません。今後、借金だけで1,900億円に上るとされています。

そんな中で、府の財政再建策は、府民から喜ばれている老人医療助成制度を改悪しようとしたが、府議会では各会派に反対され、思うように至っていません。さらに、大銀行言いなりの泉佐野コスモポリスの破綻処理については、府会各派の猛反対で府みずから取り下げました。

このように今国政、府政にかかわらず問われているのは、ゼネコンや銀行に奉仕する開発優先の政治ではなく、それを切りかえて市民こそ主人公

の政治を押し進めることではないでしょうか。

さて、今年の一般会計予算は、向井市政になって最後の予算となります。向井市政4年間はどんな内容であったでしょうか。空港関連事業と同和事業優先として、しゃにむに公共事業を押し進めてきた4年間ではなかったかと言っても言い過ぎではないでしょう。その結果、市の財政は府と同様、98年度一般会計予算は、骨格予算と言いながらも深刻な財政危機に見舞われる内容となっております。

98年度現在、市の借金である市債と債務負担行為の合計は356億円、下水道の借金144億円を入れると、実に500億円の借金となり、一般会計予算の3年分と膨れ上がっています。向井市政となった4年間だけでも、市債は80億円近くふえました。

その原因は、一に市場岡田線など空港関連事業に400億円以上、同和事業に51億円以上つぎ込んだことを見ても明らかであります。今や、公共施設整備基金も94年度には15億円あったのが98年度には8億円と、新たな事業を起こすにはほとんどお金がないのが今日の市の財政状況であります。

しかも、開発優先の立場から開発指導要綱の改悪でマンションの乱立で住環境の悪化をもたらし、市民の要求である生活道路砂川樫井線は二十数年遅々と進まず、空港関連の道路だけ完成させるだけで、一体りんくう開設は市にどんなメリットをもたらしたのでしょうか。投資に見合う効果はあったのでしょうか。

一般会計第1の特徴は、予算委員会でも明らかになったように、市の財政は今後一切の投資的事業をしないままでも、2001年には9億円もの赤字歳入欠陥が予測され、毎年97年並み事業をすれば4億円から5億円の歳入不足となり、このままでは4年後には赤字再建団体になりかねません。今こそ空港開発優先の事業を改めることが、財政再建の第一歩ではないでしょうか。

その第2の特徴は、同和優先であることであります。財政再建と言われながら、聖域はないとして義務的経費すべてにわたり10%カットしながら、人権開発は5,900万から6,400万円と前年度10%増、同和対策も1億1,000万円から1億3,000万円と23%増、合計3,100万円も増額しています。

増額の理由として、92年に行われた人権意識調査と実態調査をことし行うとしていることです。92年の調査は、一体どんな調査であったでしょうか。あなたは今までに同和地区の人について、次のようなことを聞いたことがありますか、丸をつけてください。1. 同和地区の人はつき合ったり遊んではいけない、2. 同和地区との人とは結婚してはいけない、3. 同和地区の人は怖い、4. 同和地区の人は血統が違う、などをアンケートで聞いております。このような意識調査が真の部落差別の解消になるでしょうか。このような意識調査はやめるべきです。

その第2の特徴は、教育行政であります。

今、子供たち、父兄、教師にとって教育の現場は大変な状況となっております。我が党の調査でも、中学校のトイレのドアが壊れたり、父兄が学校にトイレトペーパーを持参しなければならないことが明らかになっていきます。

向井市政になって中学校の需用費は4年間で30%近くも減となり、学校整備費も中学校費では4年間で90%近く減となっております。信達小学校の体育館の建設を初めとする改修しなければならない校舎が多数あるのを教育委員会自身が認めているのに、改修を行おうとしていません。

それにしても、同和教育予算は4年間全く減らされておられません。また、同和教育に至っては、予算委員会で指摘したように特定団体のイデオロギーに沿ったゆがんだ同和教育が行われています。このような同和教育は、即刻やめるべきであります。

第3の特徴は、医療行政についてであります。

向井市政になって、医療基金は1回も積み立てておられません。市民の求めている公的総合病院建設については、市民の願いであります。26床の済生会病院の移転で満足しているようでは、市民の命を守れないことは、だれが見ても明らかではないでしょうか。

その4の特徴は福祉であります。

老人保健福祉計画が99年度には目標達成となっておりますが、ことしはデイセンター2カ所、介護支援センター1カ所が予算化されていますが、その到達40%であります。このままでは、2001年介護保険実施には間に合いません。

障害者については、障害者プランが予算化されていますが、計画策定に

については、障害者初め市民の参加を強く求めるものであります。

第5の特徴は、まちづくりであります。

深刻な不況の中で雇用対策はなし、地元小売店舗対策も皆無、農民に対する経営改善指導もなし、道路行政に至ってはこの4年間削減の一方で、市民の生活道路の舗装もままにならないのが現状ではないでしょうか。開発優先のまちづくりをやめ、生活関連事業を優先させるべきであります。

最後に、向井市政の4年間は、談合疑惑、全体構想反対決議白紙撤回疑惑、清樟会の企業団体献金など、市長の政治市政についても問われる4年間でありました。政治は何よりも清潔でなければなりません。このことを述べて、98年一般会計予算の反対討論を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 98年度一般会計に反対の立場から討論をさせていただきます。向井市長が前市長の急にお亡くなりになった後を受けて助役の立場から市政にあずかられたわけでありまして、最後の予算編成になるわけであります。

今回は骨格予算ということでありましてけれども、予算全体からいえば本格予算と言っても、市民の相当の理解が得られない限り、健全な予算が組めないとは私は思うわけでありまして。市民の理解といいますと、やはり切りにくいところを切るということに私は尽きると思うわけでありまして、その1つは、やっぱり議会に対しての経費節減を市長の姿勢としてきちっと予算の中でもあらわすべきではなかったでしょうか。また、区長会に対しての予算についてもやはり協力を求める。また、ABC委員会というところにも協力を求めて、やはり健全財政をしていく。

また、組織に対しての見直しでもあります。市長は職員を長くやられたわけでありまして、一般的には市長は職員に対してはきついことを言えないのではないのかという思いが、市民の中にも私はあると思います。そういう意味で、市の組織を思い切ってスリム化をしていくということは、私は大事だろうと思います。

今、市の組織は、部長が12人おることからわかるように、12の部があります。また、それに対して、次長、部長クラスの人たちが23人という状態でありまして、これは条例の中でも特例的に任務がある場合に任

命するということになっとなるわけでありますから、恒常的に置くべきポストでないことは当然であります。そういうものにきちっと切り込みをした予算をして、市民の皆さんに理解を得るという努力を私はするべきであると思います。こういうときにこそ、政治家としてやはり市民に夢のあるメッセージが届けられるのが、政治家の大きな使命だと私は思いますが、市長の姿勢からはそのようなものは全くうかがえません。

これは私が当選してからずっと感じることでありますけれども、市の予算編成に当たっては、明るい表現はほとんど見受けられないのは大変残念であります。政治家は、私はある意味で夢を与える職業だとも思うわけですが、それには政治家としてのロマンということが私は必要だろうと思います。

きょうの新聞にも全国総合計画の記事が載っておりましたが、相変わらず開発型の姿勢が示されておりまして、しかしその理念の中には、自然との調和ということが言われております。これは、今の向井市長と同じような私は表現行動だと思います。自然の恵みを大事にしながら、自然との調和、またいたずらに自然をいじめることはしないということを理念としては掲げるわけでありましてけれども、実際にやっているのは、開発型の行政であると言わざるを得ません。山1つにとっても、あの市民の前にむき出しになっている山の崩されていくことにストップをかけるという見通しすら、我々市民にも示されておられません。

また、閑空の2期工事に当たっても、積極的に市の山を取ることを進めておる向井市政が、どうして自然に優しいという姿勢であるのでしょうか。大阪府の姿勢においても、海に近いところから取るというのが経済的なことからいっても当然でありますし、そういう中で岬町のところから取ることが決定したのは御存じのとおりであります。それを政治力を使って、泉南市の山から至ってあいまいな表現でピーク時に法の範囲内で取ると。これは普通に読めば取らないということではないのでしょうか。そういうようなことに今なおすがってといたしますか、そういうところにウエートを移して市政運営をやっていることは、市長の理念とは相反することです。

農地にいたしましても、農業者が一体希望を持ってこの泉南市で農業を続けられるのでしょうか。この本会議の中でも議論がありました、かなり泉南市には有名なといたしますか、シェアを占めております農産物があること

を私たちは初めてここで知りました。私の認識不足かも知れませんが、そういうものが本当に農業者の自信として、内外にもそういうものが認識されて、そしてそういう産業が、農業がどんどん発展していく。それがまた市民の理解、認識でもあるということが大事だろうと思いますが、私はそういうようなものを市の中心政策としてやるためには、もっと予算面でもそういう面での反映があってしかるべきだと思います。

漁業は最もその幸を得るのに人間の労力をかけずに得られるものであります。とりにいけばとれるわけありますから、そういう点では農業よりも山間部の産業よりも、私は自然に依拠した大変これからの時代の大切な産業であると思います。そこに示されている予算は、わずか100万円にも満たない。これで果たして市長が言う、自然に恵まれた、自然を大事にした市政と言えるのでしょうか、私は大いに疑問であります。

また、関西新空港の2期を市長は推進する立場ということを確認しておるわけであります。しかし、関西新空港の2期を進めるためには、陸上飛行という問題があります。このことは実機飛行テストが1回行われたわけでありますが、それも陸上飛行を前提としないという条件で、運輸省が進める陸上飛行の経路案を実機飛行テストしたわけであります。

これは、市民にも全くわからない論理であります。4月11日も2回目の実機飛行テストが行われるようでありますけれども、私は関西新空港の基本である海上だから公害がないというところに込められた大阪府民や泉南市民の願いというのは、単に基準内であればいいという問題ではないと私は思います。基準内であればいいじゃないかという議論も確かに議会の中にあります。しかし、その基準が問題であります。前回の実機飛行テストの中でも泉南市域で58デシベルというのが記録されましたが、その後飛んだ実際の飛行機が65デシベルを示しました。初めに言われておったのは、燃料をいっぱい積めば足が折れるから、燃料をいっぱい積まずに飛んだということで、その影響は1デシベルということでありましたが、この大きなデシベルの差は一体何なんでしょうか。

私は、市長としてもこの基準というものをもう少し市民に明確に説明をして、そして先ほどの委員長の報告でもありましたけれども、市民の声を直接聞くつもりはないというような答弁がありましたが、やはり夜は静かなところで眠りたいのは当然でありますし、今でも海岸に立てば50デシ

ベル前後の騒音が不気味に響いております。これは住宅地が深夜40デシベルから45デシベルで基準が示されておることを思うときに、関西新空港の例えば65デシベルで1,600回の音が観測されるまでは基準内であるとか、また3デシベル上がるだけで800回に落ちるといふ航空機騒音の特性基準を私は市民にきちっと説明をして、それでなお市民がいいというのであれば、私は民主主義社会ですからそれはいいと思いますが、そういう説明がやられておりません。私がこのことを知ったのは最近であります。そのように市は市民の前に市民が本当に判断できる資料、データをきちりと示す、そういう姿勢が向井市政には感じられません。

また、向井市長は、私の任期中に解決をしたいと言われた市営住宅の払い下げ問題についてであります。来年度予算の中にもどう解決するのかは示されておられません。もし、市長の言う言葉が本当であれば、市長の任期が終わる5月までに一定の解決へのめどがつけられておるべきであります。そのような状況は全く見受けられません。であるならば、来年度予算にそれがなされると希望を託すのは、だれでも当然の思いであります。しかし、来年度予算にもその解決するための予算措置は全くされておらないわけであります。

また、墓地問題についても、市長は区に対して市の方針、いわゆる市街地の真ん中に墓地建設がされることは好ましくないという市長の考え方を持っておるということは明確にされたわけでありましてけれども、であるならば、そういうことに協力をしてもらうために、区に対しても説明をし、協力を求めるべきでありますけれども、そういうときには区は自治組織でありますから言えないという2つの立場をとっておることは、市民にとっても大変不満な状況であります。

また、今議会に対しては、議員定数の削減問題が出ておりますが、この面についても私は市長の態度が明確になっておらないと思います。むしろ議員定数削減ということに市長は賛成しておるのではないかという思いが私にはします。こういう点もやはり行政として、議会の大事なことを十分承知でありますから、明確に市長としての考えを私は示していただきたいし、市の広報の中にも、議会が開かれることに市民に対して市政全体に対する理解を求める、傍聴してもらうというようなことが市の広報にも載せられないのは、議会に対する市長の理解のないことを示す1つの問題では

ないかと思えます。そういう点も… …

議長（巴里英一君） 小山君に申し上げます。議案と余り関係のないところは、討論を省いてください。

3番（小山広明君） … … 来年度予算の中にはやはり示されべきであると私は思います。

また、特別職の報酬のカットがさきに否決をされましたけれども、私はこれは批判を受けない安易な措置と言わざるを得ません。やはり市長の責任は、財政破綻に至った責任を市民の前に明確にするべきであり、そのことが先に行われた上でのそういう措置であればわかるわけでありますが、そういうことがされておりません。

管理職の一律的な手当カットは、管理職の中にも多くの一生懸命働いている方があり、このような一律カットの方策は、私は有効な手段ではないと思えます。1億総ざんげというようなことが言われるわけですが、これは無責任な対応と言わざるを得ません。やはり市長がだれが努力をしておるのかということがもし見抜けないとするならば、これは行革をする資格はないと言い切ってもいいはずであります。やはりだれが行政に一生懸命にやっておるかどうかをきちっと見据えた上での市長としての職員に対する態度をぜひ求めたいわけでありますが、そういうものが見受けられません。

また、給与について議論の中でも、給与を市の責任において下げることができるということを言われました。私は、この給与のあり方も市民には大変わかりにくい構造だと思えます。本給よりも手当の額が多いような構造では、私は一体職員はどれぐらいの給料をもらっておるのか、我々議員にもわかりませんし、市民にはもっとわかりにくいと思うわけであります。もう少し税金から払っている報酬については、市民も、また議会もよくわかるような体系にして、そして基本的には生活給でありますから、責任に応じてお金でこたえるということではなしに、働く人が基本的には文化的な生活ができるような給与体系を明確にする必要があると思えます。そして、同じ人間なら役職において大きな給与格差があるという体系ではなしに、必要な経費を得られるような給与体系にするべきだと私は思います。

また、仕事の定時終了ということも明確にするべきでありましょう。また、日曜、土曜の役所解放も私はこの時期にぜひ打ち出してもらいたと思

います。また、休日は日曜、土曜に休む必要はないわけでありますから、普通の日に休んで、日曜、土曜日は市民サービスのために市役所を解放するべきではないでしょうか。

また、議会の議論にいたしましても、議員との議論は市長に限るということにするというのも、私は英断をしていただきたい。行政職と議員が議論をしても議論にならないわけでありますから、政治家市長と議員26人が議論をするという体系にするべきだと思います。

また、市長の冠婚葬祭出席はやめるべきだと思いますが、そのような姿勢も示されておられません。どうしても冠婚葬祭に行かなければならないときには、市民に議会にもその理由を報告をして行うべきだと思います。それらの取り組む姿勢がありません。

関西新空港の2期目の問題で若干触れておきたいと思うんですが、関西新空港は財政的にも大変厳しい状態で、1日に2億円の金利を払っておることが言われております。離発着料でその金利が払えないという状況は、根本的な赤字体質であります。しかし、2期の事業は、現在の1期の倍以上の費用をかけてつくるわけでありますから、これは当然採算的に合わないのは当たり前であります。

関西新空港が先ほど言いましたように、陸上を飛ばないということで26万回の離発着を示し、議会での同意、また地元での説明会をおこなってきたわけでありまして、この時点で、この関西新空港の計画は間違っておったわけであります。間違っておったのであれば、税金を使っての計画、事業は、責任がはっきりしなければなりません。しかし、そのようなことがなされないまま、問題であれば陸上飛行も考えざるを得ないという市の態度でありますけれども、まずこの間違い、議会の同意を求めたこの間違いを市長としては明確に国や運輸省に追及するべきではないでしょうか。そういう姿勢も全く市長には見られません。

以上、わかりにくい討論であったかも知れませんが、市長の現在の姿勢については、やはり財政破綻に突き進む予算としか言わざるを得ません。そういう意味で、根本的な市の今までのやり方を反省して、市民に希望の持てるような予算を私は今回の予算では特に提示をしてほしかった。特に市長選を前にして、向井市長が次期市長選に出ることを明確にしておるわけでありますから、どのようなこれからの4年間にするのかということ、

単に言うだけではないしに、ほんとに希望のあるビジョンと予算を示してほしかったということで、それが無いということで反対討論にさせていただきます。

議長（巴里英一君） 以上で議案第14号に対する討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（巴里英一君） 起立多数であります。よって議案第14号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、ただいま議決いたしました一般会計予算を除く他の17件の各会計予算について一括して討論を行います。討論はありませんか。———
小山君。

3番（小山広明君） 国民健康保険は議案第27号でありますけれども、この件については、一番市民のしんどいところにある保険制度でありまして、公務員のこういう健康保険に関する負担に比べても大変高いわけでありまして、国に対して制度の抜本的な見直しを市長もいつも答弁しとるわけがありますけれども、効果的な回答がございません。そうであるならば、やはり市の一般会計の中で措置をして、少なくとも公務員の負担と同じぐらいに負担率を下げるべきだと思います。

次に、日程17の29号、下水道……

議長（巴里英一君） 小山君、賛成ですか反対ですか、明示してください。

3番（小山広明君） 反対です。さきのは反対の立場で言わせていただきました。

次も議案第29号に反対の立場で討論させていただきます。下水道事業であります。

この面は、来年度末で141億円という起債、借金の残高になると言われておるわけがありますけれども、一般会計の230億円に対しても大変膨大な借金が加算をされております。財政を無視したこのような大都会並みのそういう大型下水処理システムというのは、私は泉南市においてはとる必要がない。いわゆる個別の集落ごととか、また1戸ごとの合併処理浄

化槽を導入することによって、この特性である自然環境が潤って生かされてくると思います。

現在の方法では、処理しないまま海まで持って行ってそこで処理するということから、途中における河川に水はなくなりますし、自然の浄化力を使えないということでもあります。また、財政的にも膨大なお金がかかりますし、30年とも40年ともこのシステムではかかるわけですから、当然環境的にも私はもたないと思います。

しかし、合併処理浄化槽や集落ごとのものであれば、どこからでもつけたい人がつけられるという大きな利点を持ってありますし、もう既に新興団地ではほとんどこの整備はされておるわけですから、こういうものを市が責任を持って管理をすれば、市長が言われるようなマイナス面は私は克服できると思いますし、これこそ地場産業の育成に私はなると思うわけであります。

意識的にも、汚れたまま出せばだれかが浄化してくれるということではなしに、自分自身がつんぶら油などを流さないとかいろんな気をつけて、自分のところの浄化は自分ですと、こういうことが私は汚染問題の基本だろーと思います。そういうことが泉南市ではできるわけでありますから、そういうものに転換するべきでありますし、今合併処理浄化槽が公共下水道事業の補完施設ということで、今市は2つの方式を導入しとるわけでありますけれども、補完施設ではなしにこれこそを協調して、やはり大型公共下水道のよさと、また合併処理浄化槽のよさをうまく協調してやるべきだと思います。確かに旧市街地などについては、そういう方式をとらざるを得ない部分もありますけれども、市全体をそういうシステムにする必要は、私はないと思うわけであります。そういうことで反対をいたします。

次に水道事業であります、議案第31号であります。

先ほどの予算委員会の中での福祉料金ということが設定されておらないという問題に加えて、私はやはり泉南市は自然豊かでありますから、自己水を拡大していくという方針を出すべきだと思います。そういうことがこの予算の中にはありませんし、やはり大阪の府営水道を引いての基本的な姿勢は、私は納得できません。やはり山に木を植え保水力を高めて、自己水率を高めていく。そして、そのことが地下水をくみ上げて、そのためには山に木を植えたり、農地を守っていくことも同時に必要でありますから、

そういう自己水率を高めていく水道事業にするべきだと思います。そういうことがなされておらないということで反対をいたします。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———成田君。

5番（成田政彦君） 議案第27号、国民健康保険会計についての反対討論を行います。

ことは大阪府の老人医療の助成の見直しが進められている中、高齢者を初め加入者にとってますます医療費の負担増が図られている状況の中、当市の国保は応益性が応能性をはるかに上回る弱者への負担が特に厳しいものであります。

加えて、減免規定もいまだ不十分なものであります。これ以上の国保税の負担は、加入者にとっては耐えがたいものとなっています。市としてさらに一層一般会計からの繰り入れなど、弱者への対応を早急にすべきであることを強く述べて、反対討論といたします。

議案第31号、泉南市水道会計に対し反対の立場から討論してまいります。

泉南市の水道料金体系は、低量利用者に対し高くなっているのが特徴です。その上、低所得者に対する福祉料金制度の適用が今もってなく、あわせて低所得者に厳しいものになっています。

その改善の対策として、第1に有収率の引き上げを強く求められています。とりわけ、開発や土木建築工事に伴い多発している漏水事故に対する原因者負担を条例化すること。第2に、減価償却引き下げなどに対応することなど、開発者に応分の負担を求めるなどが我が党のこれまでの当局に求めていることではありますが、いまだにもって当局の対応は不十分であります。よって反対討論といたします。

以上。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———以上で本17件に対する討論を終結いたします。

これより本17件の各会計予算について順次採決いたします。

初めに、議案第27号 平成10年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を

可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（巴里英一君） 起立多数であります。よって議案第27号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、議案第29号 平成10年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（巴里英一君） 起立多数であります。よって議案第29号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、議案第31号 平成10年度大阪府泉南市水道事業会計予算についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（巴里英一君） 起立多数であります。よって議案第31号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、ただいま採決いたしました4件を除く他の各会計予算14件について、これより一括して採決いたします。

本14件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本14件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第14号及び議案第27号及び議案第29号並びに議案第31号を除く他の議案14件の各会計予算につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案どおり可とすることに決しました。

1時半まで休憩いたします。

午後0時 3分 休憩

午後 1 時 3 2 分 再開

議長（巴里英一君） 次に、日程第 20、議員提出議案第 1 号 泉南市議会議員定数条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

13 番（和気 豊君） 議員提出議案第 1 号について議長から御指名を賜りまして、泉南市議会議員定数条例を廃止する条例の制定についてを提案するに当たり、提出者を代表してその提案理由並びにその内容の説明を申し上げます。

地方自治体の在り方をきめている「地方自治法」では議員の定数は自治体の人口規模に応じた基準を定めている。

それは、地方自治体のそもそもが「住民こそ主人公」の立場から代議制により選挙で選ばれる議員数は少なくとも法定数以下では市民の意見の議会への反映が十分でないという最低限の基準を示したものである。そのために「条例」による定数の削減はあくまでも特例とされている。

泉南市では過去 2 回にわたって定数が削減され、現在の地方自治法定数 36 人（人口 5 万人以上 15 万人未満）よりも 10 人も少ない 26 人となっている。これは地方自治法で定められている「原則」をすでに著しくふみはずしているものである。

26 人になってからの人口の伸びが約 1 万人となっている泉南市では議員定数が増やされて当然である。

以上の立場にたって一昨年 8 月の臨時議会では定数を 20 人に減らす条例改正の直接請求を圧倒的多数で否決している。

言うまでもなく市議会の役割は住民の多彩な意見、価値観をより正確に議会に反映することにより市政への市民参加を保障することにある。また税金が住民のために公正、有効に使われているかどうか、法のもとで大きな権限をもつ自治体の長がとりおこなう行政を民主的に点検、監視することにある。

ましてや、いま国政では金融汚職が国民の顰蹙を買い、地方政治でも開発をめぐる汚職事件が跡を絶たない。泉南市でも昨年発覚した議員間の贈収賄事件や談合疑惑などが惹起している。まさに市民の立場に立った清潔で民主的な議会、住民の意志を最大限に反映した議会づくりが求められて

いる。

議員定数の削減を繰り返すことは「住民こそ主人公」の立場にたった議会の役割に逆行するものであり、地盤や知名度のない一般市民が議員になることをむつかしくし、新人議員の出馬をおさえ、女性、青年、高齢者、障害者などの有権者の議会進出をおさえることにもつながる。

市民本位の市政の実現が切望されているいまこそ、「住民が主人公」の地方自治法の本旨にもとづき市民の意見がきちんと議会で議論され、市民の声が市政に反映されるより良い議会をつくるために議員定数を法定数にそって増やすようここに提案する。

以上であります。

議長（巴里英一君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑はありませんか。
———小山君。

3番（小山広明君） 提案者に若干質問をしておきたいと思うんですが、議員定数の根拠というのは、今も提案理由の中にもありましたが、地方自治法に定められた36人ということになっとるわけでありますが、議員がいろいろ主張を持ち、議会の中では激しく議論をする場合があって、反対意見を持つ人に対する理解はなかなかしにくいという一面を持つとるわけなんです。議員定数を現在の26名からいわゆる法定数に戻そうというためには、一体どういう——そういう議員の特性ですね、違う意見を持つ議員に対して、どういうスタンスを持つのかということが私は重要だと思うんですが、そういう意味で議員定数——自分の議席を云々ということでは全然ないわけですし、一定の議会に議論する数を確保しようというためには、どのような認識、基本的な他の議員に対する認識を持つべきなのか、お考えがあればお示しをいただきたいと思えます。

それから、今回区長連絡会が一応窓口になって、市民から議員定数を削減するようという直接請求が出されまして、私たちが選ばれるこの議会の前の議会で審議され、1名の賛成はありましたが、圧倒的多数で否決をされておるわけなんです。このことに対して、市民のこの議員定数を削減しろというような思いと、それにこたえて議会が、私たちは十分市民とのこういう面での議論なりがないと認識をしとるんですが、やっぱり議会全体として議会の重要性ということ、これこそ立場を超えて議会がこの地方行政、また政治の場において大変重要だということをやはり説明をし、

理解をいただく努力が私は必要だと思うんですが、議員は個々、個々に政治主張を持って、自分が大事だということを主張するのは簡単だし、それは立場上あり得るんですが、いわゆる議員はある程度の数が必要と言うからには、自分と違う意見の人も大事だという視点も私は必要じゃないかなと思うんですが、そういう点での議会としての市民に対する理解を得る努力が十分我々できておったのかなと思うんですが、その点で提案者はどのように、そういう面での議会全体として、議会の重要性をやはり市民に理解をいただく努力というのを私は必要と思うんですが、その点での現在の状況が十分であるのかどうかも含めて御説明をいただきたいと思います。

それから、この定数の問題については、特に関西が定数に比べて少ないということがちょっと全国的には目立っるとという議論が、これまでの議会の中でも一度資料を沿えて出されたと思うんですが、なぜ関西地域が議員定数が法定数に比べて削減される動きがあるのかですね。

これは少ない方がいいんだという認識も一般市民にもあるんですが、行政の立場と議員の立場とは若干——少ない方がいいとは一般的には私は言えないと思うのですが、関西地域がそういうように法定数に比べて少なくなっているのを、どのように状況を見ておられるのか。そして、ほかの都市なんかは法定数に近いところが多いと思うんですが、そういう点での御認識はどうか。その3点をちょっと御説明、お答えをいただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 小山議員にお答えを申し上げます。

少し順不同になるかもしれませんが、まず、議員個人として、また議会全体として、議員定数、この本旨について理解を得るための議会の役割も含めて、議員がいかなる仕事をしているのか、いかなる役割を果たしているのか、市民とのかかわり合いはどうなのか、こういうことについて理解、合意を得るための努力、これは日常的にも、ましてやこういう定数削減の一定の機運が出てきたときには、とりわけ必要であろう。そのために努力すべきことは、当然のことです。まず、そのことについてお答えを申し上げておきたいというように思います。

それから、地方自治法の91条でいわゆる法定数というのが規定をされているわけではありますが、ちょうど泉南市は5万から15万、これに類す

る対象市というのは303あるわけですが、その77%が26名以上と、全国的にはこういうことになっているわけであります。大阪では23.9と非常に少ない。近隣市でも大阪府の全体の流れを反映したような議員定数になっていると、おっしゃるとおりでございます。まだつまびらかに、なぜ大阪府においてそういうことになっているのかと、こういうことについては分析はしておりませんが、やはり議員定数、地方自治の本旨にのっとって広い視野から見た場合には、6万人で26.1と、こういうふうな法定数になっている。

このような現状そのものが議員定数に対して、国民が答えを出していることではないだろうか。現に地方分権のあり方を論議をしました平成7年の5月10日の参議院の地方分権特別委員会でも、各党から意見の違った3人の有識者、学者の方が出られましたが、皆さん異口同音に、地方分権を支えるためには議員定数は法定数に沿った線が望ましいと、こういうお答えを出しておられますし、そのことが地方分権には欠かせない、障害者あるいは婦人、青年、こういう皆さんの議会への進出を保障することにもなるんだ、こういうことも同じ立場から発言をされています。他の分野ではちょっといろいろ意見の違いがありますけれども、定数問題に対してはそういうお答えをお出しになっているということもあわせて御紹介を申し上げておきたいと、こういうふうに思います。

それから、他の意見の違う議員に対してどういうふうな働きかけをするのかということなのですが、議会に席を与えられた以上、私ども議員すべては市民の付託にこたえて、市民の意思を市政に反映をする。これが議員としての信頼を得るかぎであろうと、こういうふうに思います。私もそういう立場で頑張っておりますが、ここに席を置かれておる議員諸氏も同じくその立場で日常不断に頑張っておられる。私は他の議員をそういうふうに信頼申し上げ、見てきたところでございます。

以上であります。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 意見の違う他の議員も尊重しておられるという言葉が最後にあったんですが、やっぱり我々としては、議論というのは意見の異なる人と議論をすることによって議論の意味を持ち、みずからの意見についてもチェックをしながら、そうして行くと思うんです。残念ながら日本

の文化の中には、議論することへの評価、価値というのは、私は余りないと思うんですね。だから、議会の様子もなかなか傍聴者もおりませんし、行政から出された議案もやっぱり原案どおり可決するのがほとんどだという中で、やはり議会が議論を通してそのことが本当に民主主義社会の基本だという認識を得るためには、議会自身が努力をしていかなければならないと思うんですが、そういう点では我々の議会活動、政治活動の中で、やっぱり議会全体のそういう大事なことというのを我々としても努力をしていかないと、私も基本的には法定数に戻す、やっぱり法定数という基本があるわけですから、これは根拠のない、明確な根拠をあらわしにくいものですから、私はやみくもに条例でどんどん議員数を削減することは、つまり少数者を切り捨てていくという構造になっていくと思うんですね。

そういう点では、やっぱり法定数という歯どめというのは、我々は法律を基本に議論をし、ものを行うという議会としても、法定数というにはやはり厳格に守るといって、まずこの基本がないといけないと思うので、私は法定数に戻すということは大賛成なんですね。

ただしかし、我々議会人としても、市民の理解を得ないと議会活動はできないわけですから、市民に対してやはり異なる意見が大事だというような説明、またそういうことに立った説明が我々にも求められるんじゃないかなと。しかし、それが十分になかなかなされておらないということ、私は現実には認めざるを得んと思うんですが、そういう点でこの和気議員が提案する法定数に戻しなさいということ、市民の理解を得るまでには、そういう議会そのものの重要性を——具体的に言うならば、自分と真っ向から反対する人もほんとに議会としては大事なんだということをやっぴりちゃんと説明をしないとイケないし、これまではそういうことに立った説明は、なされてこなかったと思うんですね。

そういう点では、尊重するというだけではなしに、もっと踏み込んで意見の違う人を大事にするという視点に立って、議会の数は必要なんだというようなことが、この議案提案には私は欠くことのできない要件ではないかなと思うので、その点ひとつ再度の質問でございますが、お答えをいただきたいと思います。

それから、大阪地域は法定数に比べて削減率が高いという御答弁もあったんですが、何か議論するのに少ない方がいいんだというような1つの思

いみたいなことは私は間違っと思うんで、やっぱり議論するには、なるべく多くの人、しかもそれも意見を異にする人が多くおるということが大事ですし、世の中どんどん多様化して、いろんな考え方をみんながはっきり言う時代になってきたわけですから、昔よりはいろんな考え方が多様に出てきている社会だと思うので、そういう点でも議論をするという場が、数が多い方がいいと。だからと言ってやみくもに多いということとはできないわけで、法定数という36名に近づけるということは大賛成なんです、しかし、それは市民の理解を得られないとなかなかできない面もあるので、その点で私はちょっと時期尚早じゃないかなと、これを出すのは。主張としてはよくわかるんですが、そういう点でこの議案を出した意図ですね。市民との理解との関係で、なぜ今このような議案を出されたのかということの2点を聞いておきたいと思います。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 議会の役割はいろいろありますが、絞れば3点に尽きるというふうに思います。

そのうちの1つの柱が、自治立法権に基づいて条例、市の法律をつくると、こういう仕事、権利であります。そのためには、活発な言論の府としての論議の展開、これがやらなければならないし、それが保障されるべきであるというふうに思います。

他の議会のことは詳しく存じ上げませんが、私は当泉南市議会、言論については保障され、活発な論議が展開をされている。議会の間における延べ時間数等も、他の議会に比べて非常に長く保障されている。それだけでは言えないことではありますが、そういう点で今後言論を活発に展開をし、その保障をしていく、このことが市民の皆さんの理解を得られる議会にもつながっていく、こういうふうに私は思っています。

そして、法定数を厳重に守っていくということについては御賛同をいただきながら、しかし今は時期尚早ではないかと。今こういう定数削減によって、市民の意思が議会を通じて行政に反映される。非常に行政需要は高まっています。とりわけ泉南市は、空港関連の大型開発等メジロ押しです。そういう中で、一方では住民犠牲が強いられている。住民の皆さんの行政に対する需要は、非常にかつてなく高まっていると、こういうふうに思います。その隅々の市民の皆さんの声を正確に、正しく議会に反映させるた

めにも、今ほど法定数に戻す、このことが大事なときはない、私はそういうふうに考えているところでございます。

それから、ちょっと先ほどの私の答弁と重複するところがありますので、その2点にのみ限ってお答えを申し上げます。私の今の答弁でまだ足りないということあれば、再度お示しをいただければお答えをさせていただきます、こういうように思います。

〔小山広明君「議長、ちょっと的確に答えてほしいんやけどね」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） ちょっと私の質問がわかりにくかったんかもわからないんですが、いわゆる自分の政治活動なり議会活動については、熱心に市民にいろいろ報告したりすることは、だれもが議員が行うことですが、やっぱり議会が大事というときには、違う意見もあることがほんとに大事だということを市民にちゃんと説明をし、そういう議会全体が市民にとってほんとに大事な機関ということを理解していただくために、自分の政治的な活動なり、自分の立場での説明だけで、私は市民の議会全体に対する理解が進まないんじゃないかなという趣旨でさしていただいたんで、何ほここで議論を十分にやったとしても、それが市民に理解を得られなければならぬので、そういう点で我々議会人として市民に対して、自分のアピールではなしに、やっぱり議会全体としての必要性も含めた理解を得る努力が私は足りないんじゃないかと、その点でどう思うかということ聞いたわけなんで、その点にお答えをいただきたい。

それから、時期尚早というのは、そういうやっぱり市民の議会に対する理解、議会にはある程度の法定数の人数が必要だよという、そういう理解を得るためにやっぱり努力をしなかったら、市民はなかなかそれはわからないわけですから、そういう点で時期尚早というのは、そういう理解をいただく努力をした後で、市民からもそらそうやなど、法定数に戻すことが大事だなというような中で、議会にこういう提案をするということが私は大事だと思うので、いいことはわかっていても、それは理解されなかったら何にもならないわけですので、その点でちょっと聞かしていただいたんで、状況的には空港関連事業とかいろんなことの課題がメジロ押しで、わかります、状況的にはね。しかし、それは市民にやっぱり理解をいただく

ということがないと、中心は市民でありますので、市民が十分法定数に戻すべきだというような世論では決して私はないと思うので、そういう点から時期尚早ではないでしょうかということを行ったわけです。

余り質疑を繰り返してもあれなんで、最後に私の意見もちょっと言っておきたいんですが、この問題は財政問題から出ると思うんですね。そういう点では、議会の経費というのはずっと26名据え置きですからそう上がってないと思うんですが、やはり財政が厳しいということにはこたえないといけないと思うんですが、この36名にふやすことでもろにストレートに議会の経費が上がるということを考えとるのがですね。

私は、やはり今の議会の経費で、しかも36名にするということであれば、1つの整合性が私はあると思いますし、私は現在のままで理解を得る努力をしながら、財政問題にこたえる意味で議員報酬を下げるということを主張もしておりますし、そう思っております。

しかし、残念ながらそのような賛同をいただく、議案を提出するに至るような御協力はいただけないので残念なんですが、私は財政問題については、きちっと真正面から議会としてもこたえる必要があるだろうと思うので、意見も加えて最後の質問にしておきたいと思うので、私の質疑に真正面に答えていただいて終わりたいと思います。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 小山議員とはこの2回の論議のやりとりでも明らかのように、かなりの部分で一致するところが大きであります。そういうことで、私は真正面からお答えを申し上げているはずであります。議会というのは、もともと意見の違う者が市民の信託を受けて席を置いているわけで、ですからここで理事者に対する提案も含め、あるいは意見、質疑を含めて活発な論議を展開をする。そして、傍聴に来た皆さん、あるいは議会が終わってから議会報告等で議論のあり方を皆さんに披瀝を申し上げる、そのことによって理解を求めていく。そして、機会があれば、意見の違う者の同士が議員の皆さんに対して、議会という限られた場ではなくて——もともと議会は年6回という、当初の地方自治法ではそうになっていたわけですが、それが時代の経過の中で狭められてきている、市民から少し離れるような動きも出ていているわけありますから、その隘路を埋めるためにも、議会の限られた場だけではなくて、外に出て議員と論議を闘わせる

と、こういう場を設ける必要性、これは小山議員が言われました。私も全く同感でございます。

以上のことを申し述べて、私のお答えとさせていただきます。

議長（巴里英一君） ほかに。———島原君。

17番（島原正嗣君） 音声を若干傷めておりますが、今御提案のありました36というその法定数に戻すと。一応の考え方としてはよく理解できるわけでありますが、ただしかし、今日の地方行政、地方議会を取り巻く情勢からして、泉南市議会がもとの法定数に戻すということは、市民感情として私はそぐわないのではないかと。全国的には北海道、東北が大体地域では4人減、それから北信越、関東では6人から8人、それから近畿では10人から12人の市が多い。中国、四国は8人程度、こういう資料も出ておるところであります。

今言われていることは、行政改革の一環として議員みずからがリストラをやり、みずからも汗をかくことが必要であるという御指摘もありますから、当然私はこの今日の状況からして、泉南市議会もみずからの手によって議員の削減を図るのが時代の趨勢ではないかと思っておるわけです。

例えば、先般削減をいたしました阪南市、さらにきのうの新聞に載りました泉大津の20人の定数、そういうことからしても、市民からいろんな要望が出るまでもなく、みずからがリストラに協力をするという視点からすれば、私は泉南市も地域の状況、周辺の状況からして、削減という方向に持っていくことがきわめて妥当であろうというふうに思いますが、そこらあたりの状況認識をどのようにお考えなのか、提案者の御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 一昨年8月だったと思いますが、臨時議会が開かれました。その当時、島原議員は議長としてこの問題に真正面からお取り組みをいただきました。非常に敬意を表しているところであります。

今のお答えになるかどうかわかりませんが、56年、57年当時、政府が臨時行政調査会を設けまして基本答申を出しました。57年の7月に出版されているわけでありますが、これに対して、当時の現職の自治省の行政課長——中島さんですが、この方が全国町村議長会発行の月刊雑誌「地方

議員」の誌上で対応を次のように述べておられます。「一部の人がだが、定数削減した地方公共団体が、何か行政改革の先端を走っているように考えている向きがある。こうした風潮に刺激されてか、一部地域ではこの問題が住民運動の対象とされているところもあると聞く。しかし、地方議会議員の定数問題には、世間の空気に迷わされず、じっくり考えてみなければならぬ重大な問題が潜んでいるような気がする。もともと国民が多額の経費をかけて地方議員を選挙し、在職させる制度を導入することを決意した背景には、2つの理由があった。その1は、地方議員を通じて地域住民の行政需要を的確に把握し、それを地方行政の制度、運営面に反映させるためである。その2は、行政権を一手に握っているため、専横に陥りやすい首長を監視させ、その行き過ぎをチェックするためである。臨調の基本答申が地方議員の職務遂行のあり方に全く触れていないのは、何と寂しい限りである。この定数削減問題は、一部の人たちの言うような単に経費節減とか外国制度の比較模倣論で片づけてはならない。民主政治の重要なエレメントが絡んでいることを、関係者に十分認識してほしいものである」、こういうふうに述べられています。

私は、この地方議員の定数削減に関しましては、この意見、まさに私の意見と同じだと考え、いつも頭の上にはいただいているところであります。

お答えになったかどうかわかりませんが、答弁にかえさしていただきます。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 議員間のお互いの仲間同士の議論ですから、余りしつこい質問はやめとこうと思うんですが、問題は全国664——ちょっとふえてるかもわかりませんが、私が調査をしたときには664のうち、その中で97.7%が全国的に見て議員の削減を行っている。そういう社会環境の中で、泉南市だけが36名の法定数どおりに戻すということは、何回も申し上げますが、市民感情からしてそぐわないのではないかと。

私は、もちろん御指摘がありましたように、私の議長時分、今の議長が副議長でございましたが、いろいろ御相談をさせていただきましたし、皆様方とも御協議をいたしました。ただ、区長連絡協議会から申し入れがありまして、私の議長の時ときには時期尚早ではないかという御返事もしておりますし、そろそろ政治判断と申しますか、議員おのずからの自己決定をする

べきではないかというふうに私は考えております。

したがって、それぞれの会派、党派、考え方が違うのでありまして、私の言っているのが正当だとか正しいとか、そういうことは毛頭ございませんが、私はただ従来の法定数の36人の数に戻すというのは、市民感情としてそぐわないのではないかと。むしろ、議会が逆行するような対応をとったのではないかと批判、あるいはマスコミを含めてあるのではないかなというような気がいたします。むしろこの時点で1人でも2人でも、お互いが合意を得られれば、みずから議員の定数についても考えなきゃならん時期に来ているのではないかと思います。先般のように、市長から議員を減らすと言われるまでもなく、みずからがその先導的役割を果たすためには、私どもも若干の議員削減はこの際必要ではないかというふうに思います。

何か御答弁がありましたらお伺いしたい。私の意見を付しまして終わりたいと思います。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 島原議員さんの意見は、心して拝聴しておきたいというふうに思います。

先ほどの質問者にも答弁したと思うんですが、今、全国を幾つかに区分をして定数の問題を言われました。全国的には6万人規模で26.1と、そういう数字もあるということもあわせて島原議員に御答弁申し上げておきたいと、こういうふうに思います。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———真砂君。

12番（真砂 満君） それでは、先輩の和気議員さんに何点かにわたりまして質問させていただきたいと思います。

ちょっと私は今回のこの提案そのものが、私自身どう考えても理解ができないというふうに思います。そういった点をお聞きをしておきたいというふうに思います。

まず最初に、小山議員、また島原議員もおっしゃられてましたけれども、今なぜ増員なのか。端的に申し上げますと、そういうことであります。背景から言いますと、私どもも署名をしております2名減の定数改正条例を出したからなのかどうなのか。そういったことが原因で、それに対抗する手段として出されてきたものなのかどうか、お聞きをしておきたいという

ふうに思います。

それとあわせまして、先ほど答弁の中でも和気議員さんの方がおっしゃられてましたように、平成8年の臨時会で同じように36名とする条例改正案を共産党議員団として出されております。このことについては、明確に否決をされております。この平成8年から今現在の平成10年のこの間に、何らかの状況変化等が起こったからあえて出されたのかどうかも含めて、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それと、提案理由の中で、法定数は最低基準であるというふうに断言をされております。このことについて、お考えをお示しをいただきたいというふうに思います。私自身もそれぞれの——この分じゃなくて、いろんな関係でいろんな数値とかいう部分が法律で出されている分については、一定の基準を示しているものだというふうには理解をしておりますけれども、我々のこの法定数36人——幅があるわけですね、人口5万人から15万人未満という。この幅について、5万人から見れば3倍もの人口幅というものがございます。そういったことについてのこの根拠づけですね。最低基準とする根拠づけ、そのあたりはどうなのか、お聞きをしておきたい。

それと、提案理由として書かれておりますように、昨年8月の臨時議会のことも述べられております。当時、6名減の直接請求でございまして、これは書かれてますように圧倒的多数で否決をされた。このことは事実でございまして。これは結果として事実でありますけれども、この議論の中身の中では、そうではなかったのと違うんかなと。いろんな御意見がありました。その中では、急激な6名減ではだめですよと。これは数の問題であるとかのこともありましたし、急に降ってわいた問題であるとか、改選前の問題であるとか、それとか行政改革は引き続いてやっていくとか、5,141名でしたか、その署名の重さといいますか、そういったものを重く受けとめると、そういった議論もあったというふうに思います。そのことについては列記されておられませんので、そのことについてどうお考えなのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それともう1点、一般市民が議員になることを難しくするということが書かれております。特に女性、青年、高齢者、障害者等々書かれておりますけれども、自分を振り返ってみますと、私はごく一般の市民でございまして、今でもそう思っておりますし、その感覚で議会活動をさせていただ

いております。ほんとに定数が少なくなると出られないのかと。確かに大きな、どういうんですか、そのことは要因としてあることは否定はしませんけれども、それ以上にみずからが出ようとする意志であるとか決意であるという方が上回るのではないのかなと、私はそういうふうに思うんですけれども、和気議員さんのそのあたりの御見解をお聞きをしときたいというふうに思います。

振り返ってみますと、定数が36名のために、今ここに書かれてますように女性の比率はどうであったのか、青年の比率はどうであったのか、障害者の比率はどうだったのかと振り返って見ますと、そのことは決して言えないのではないのかなというふうに思いますので、そのこともあわせてお聞きをしときたいというふうに思います。

以上です。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 4点にわたる質問に対し、お答えをしていきたいというふうに思います。

共産党の態度は一貫しております。8月の議会では確かに条例改正の提案はしてありませんが、しかし法定数に沿って議員数をふやしてほしいという請願ですね、これには賛同をし、紹介議員になっております。我が党議員団としては、一貫して法定数に沿って議員数をふやせ、こういう立場で臨んで、それを貫いているところであります。

それから、2つ目の法定数は最低基準であるということなんですが、地方自治法は先ほども少し述べましたが、いろいろな意味で逆行の方向も強められています。しかし、法定数に限っていえば、まず第1に地方議員の定数について、昭和21年の府県制、市制、町村制に定められた基準が昭和22年に制定された地方自治法に引き継がれ、地方自治法第91条の市町村の議員定数については、制定直後の昭和22年、さらに25年、さらに27年と3回の改正を経て、今日の泉南市でいえば5万から15万の中に入るわけで36人、こういう数に至っています。

地方自治法による法定数は50年前に決められたもので、制度疲労をしているという意見も確かにあります。しかし、この法定数は固定した数ではなく、人口に応じて変更するものであり、3回にわたる諸改正の経過から見ると、そしてその後の法改正の動きの中でもこの数は厳然として守

られてきたことから、この法の精神は十分尊重されなければならない、
こういうふうに思っています。ですから、一貫してこの数は守られている。
むしろ、条例で改正できるというふうに改められた、そのことが特別の規
定であります。本精神はあくまでも法にのっとった、本市議会でいえば3
6人、こういう数であります。

それから、3つ目の法定定数に沿ってと。これは共産党の見解で、21
対1、退出者2名、こういう形で一昨年8月に直接請求運動が否決をさ
れた。これには多々意見があったのではないか。それはもうそのとおりで
ございます。これは認めます。何かその点について、私の提案文の中に不
適当なところがあったのではないかという意見なんです、それはあえて
私の提案趣旨、これを中心に述べたところありますので、欠落している
かもわかりません。

それから、女性、青年、障害者、これがいわゆる法定定数に沿った形で
議員定数をふやすことによって、議会への参加が一定保障されるのではな
いか。私は当選ラインが下がることによって、皆さんの議会への選出の機
会、これは当然、やはり数の原理で保障されているというふうに思います。
以前には、法定定数が多かったときには、むしろ女性の参加が少なかった
ではないか。これはもう女性の社会参加がやはり保障されなかった古い時
代、現在ではそれが保障されて、いろんな形で女性が議会あるいは社会に、
そして職場に進出をされていると、これはひとつの時代の趨勢ではなかろ
うかと。議員定数にはかかわる問題ではない、こういうふうに考えていま
す。今、国会でも婦人議員の数が非常にふえてきています。これもひとつ
の時代の流れではないかと、こういうふうに考えます。

以上でございます。

副議長（上野健二君） 真砂君。

12番（真砂 満君） まず1点、私の勘違いの部分がありましたので、お
わびをしときたいなと思います。というのは、平成8年で同じような36
名の分が出ましたが、これは請願でございましたので、共産党さんが出し
たものではないと。同じような形だったので誤解をいたしておりました。
申し訳ないです。おわびをいたします。

それで、ついでに8月の臨時会のことを言いますけども、私が述べたの
は、圧倒的多数で否決をされると、そのことだけを列挙されておりますの

で、実はそうじゃないですよと。結果はそうであっても、中身が違うでしょということを述べたということでございます。お答えをいただきましたので、それはそれで結構です。

それと、そのときに和気議員さんの方も反対討論をされておまして、全国平均がみずから26.1、先ほども述べられております。それが全国の平均ですよということで、20名の定数については反対をしている。そういったことを理解しながら、36名を今回出されるわけですから、その辺ちょっと違うのかなというふうに思いましたので、あえて指摘をさせていただいたところでございます。

それと、島原議員さんと重複いたしますので、あえてあれば答えていただきたいんですけども、やはり私は定数問題というものは財政問題、また今、昨今言われております行財政問題とは切っても切り離されない、直接そのことだけが大きな原因ではないというふうには思いますけれども、切り離せない問題であるというふうに理解をしているわけなんでありますけれども、そのことについての和気議員さんの御見解があれば、お示しをさせていただきたいというふうに思います。

それと、再度言いますけれども、私ども今24名ですけども、私はどの議員さんを見ても特別な人は1人もいないというふうに思っています。それぞれが一般市民の代表として本議会に選出されて、それぞれの立場で議会活動をしているというふうに思います。これは特定の、何か特別な人だけが議会の方に選ばれるということは、定数問題と直接的な大きな原因にはならないというふうに、あえて再度言っときたいなというふうに思います。

前段の部分で御見解があれば、お示しをいただきたい。

副議長（上野健二君） 和気君。

13番（和気 豊君） 前段の部分の2点にわたってお答えを申し上げます。

26.1というのは私どもの見解ではなくて、これは全国調査の結果でありまして、私どもの見解は、あくまでも法定数に沿って、法にのっとった定数こと本旨だと、こういう意見でございます。

それから、まさに財政問題であります、過日の本会議での市長の報酬引き上げのところでも私論議をさせていただきましたが、まさに今、市がいわゆる財政問題で求められているのは、空港関連の大型開発や不公正な同和行政に絡む多大の出費、明らかにこれが先ほどの予算委員会の討論で

もありましたように、500億を超えるような大変な赤字を生み出しました。

今10年度の予算も骨格ではありますが、そのうちに占める公債費、これが二十数億になる。そして、さらに公共下水道への繰出金、このうち7億2,000万がいわゆる公共下水道事業に絡む起債の返還、元利償還に充てられている。両方合わせれば17%前後の多大な額になる。これは直接市民に還元されない、こういう形の財政事情になっている。私はそれにこそメスを入れると、これがまさに今議会や個々の議員が求められている重大な仕事ではないだろうか。財政問題については、そういうふうに考えています。そのことを理由に、むしろ議員としての市民を代表した監視機能が削減されるならば、まさにやぶ蛇ではないだろうか、こういうふうに考えているところであります。

以上であります。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 私は、議員間で余りこういう問題でやりとりは好ましくないとは思いますが、先ほどから何名かの議員が言われているように、今の時期になぜ議員をふやすという提案なのか、非常にわからないと思うんですね。

人口5万以上15万未満ですね。これは36人が現在の地方自治法の定数なんだと。ここを協調されておられるんですけども、この大阪府下をとっても、この現在の地方自治法の定数に戻した市があるのかどうか、これはちょっと疑問だと思うんですけども。

もう1点は、一昨年8月の臨時議会では、定数を20に減らすという条例改正の直接請求を圧倒的多数で否決したという、これだけでは中身が違ったと思います。この問題について、議員で議論した場というのは、余り私の中には記憶がなかったと思います。これから見ると、議員定数に反対で圧倒的多数でこれを否決したような錯覚を覚えるんですけど、決してそうではなかったと思います。これについては、先ほどの答弁の中にもありましたので、この問題については答弁は要りませんが、私はそう記憶しております。

その下の方の「いま、国政では金融汚職が国民の輿感を買い、地方政治でも」云々とあります。「泉南市でも昨年発覚した議員間の贈収賄事件や談合疑惑などが惹起している」とありますけども、果たして議員をふやせ

ばこういう問題がなくなるのかどうか、解決するのかどうか。この時点で議員がもっとおれば、こういう問題は事前に防げたと思われるのかどうか、ここらがわからない。まず、この点を1点だけお聞きしたいと思います。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） お答えを申し上げます。

地方自治法91条でもありますように、法定定数を条例によって減らすことができる、これはあくまでも特別な措置であります。私は本来の地方自治法に基づく法定定数こそ正しいと、こういうふうに考えているところではありますが、この点については、むしろ奥和田議員に地方自治法に基づく法定定数、これをどのようにお考えになっているのか、お教をこの際いただきたいなと、こういうふうに思うところであります。

それから、2点目については、やはり議員が多くふえ、そして市民とのパイプ、問題点を明らかにする市民と議会のパイプ、個々の議員とのパイプがふえれば、当然のこととして、議会や行政の中身が非常に広範にわたって、隅々までつまびらかにされるであろう、こういうふうに思います。そのことがとりもなおさず議会を清潔に、行政を清潔に保っていく大きな保障になるのではないかと、私はこのように考えているところであります。

以上です。

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） これで終わるつもりでしたけども、おかしな答弁のされ方をしましたので言いますけども、じゃ、今の時期に実際にふやすというのは、どういう考えのもとにかわかりません、これは。

それから、先ほど述べたように、現在の地方自治法の法定数に戻したところがあるんでしょうか。まず、これをお聞きしたい。

議長（巴里英一君） 和気君。もう端的に。

13番（和気 豊君） そういう議会はございません。ただ、議会の中では我が党を中心に、そういう法定定数に沿ってふやせと、過日の高石の議会でもそれが活発な論議になったと、こういうふうに聞いております。ただ、数で採決、否決と、こういうことになる議会の仕組み上、論議はあっても最終的には否決ということになって、議会としてそういう形で結論を出したというところはございません。

それから、今の時期にということなんですが、これはもともと私どもの

地方自治といわゆる議会制民主主義を守るという地方自治の本旨から、当然あるべき姿だということで持論を持っておりますし、日ごろから地方議員の定数問題が論議されたときには、機会あるごとにそういう主張をしておりますし、そういう場も独自に持ってやっているところであります。

議長（巴里英一君） よろしいですか。———奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 今あなたの持論をお聞きしましたけど、じゃ、あなたの持論が一般的に通用するかというと、通用しないと思います、そういうことがね。

例えば去年、高石は20に減らしました。これは現在の状況を勘案して、そして20に減らしたというふうに聞いております。また、泉大津はこの間定数を20に減らしました。泉佐野はことしに入ってから、向こうは約10万弱やと思いますけども、ここは定数28があえて24に減らしたという中身も聞いております。ここらをどう考えておられるのか、もう一遍お聞きしたい。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） もともと議員、あるいは同じ考え方で党、会派を結成されている議員間で見解が違ふところは、当然のことです。私は、みずからの持論を考え方の違ふ皆さんに押しつけようとは思いません。ただ、これが私は市民の皆さんの意思を議会に反映させる大きな保障になる、こういうことで正しいという認識のもとに提案をしているところであります。御賛同いただければなおのことありがたいと、こういうふうに考えております。

それから、いわゆる泉州における他の議会の趨勢はどうか。私は今高石の例を出しましたように、高石が20という形で最終結論をお出しになった、こういう事実についてもよく存じ上げております。それは、それぞれの議会が十分論議を尽くされて、そしていろいろ論議を闘わせる中で最終的にそういう結論をお出しになったんだろうと、こういうふうに思っています。私はこの議会に席を置く以上、この場で議論の機会、議員としての議案提出権の機会を与えられ、活発に論議をさしていただきたいと、こういうふうに思っています。

以上であります。

議長（巴里英一君） ほかに。———もうこれで4回目ですので、最後に

お願いします。奥和田君。

9 番（奥和田好吉君） 議員として考えの違い、持論の違いは、これは当然始めからわかり切った話であります。だから、この問題については、余り私は議員間で言いたくなかったんですけども、先ほどの答弁の中で非常に納得のいかないような発言がありましたので言うたまでの話です。

もっともっと聞きたいことは、たくさんあります。実際にふえれば、こういう金融汚職、あるいは泉南市で談合疑惑とか、そういう贈収賄の問題がなくなるのかどうか、これははっきり答弁してもらってない。わからない。けども、これは一応質問だけで、いわゆる私の考えだけで終わっておきたいと思います。

議長（巴里英一君） 嶋本君。

26 番（嶋本五男君） 皆さん方非常に高度な論議をされておりますので、私は年長者として簡単に、共産党さんの考え方は共産党さんの考え方として受け入れるものでありますけれども、共産党さんが今言われた中で、住民こそ主人公であると。一体、その住民というのはどこをとらまえて言っているのか。今現在の定員削減、それは財政難に伴う財政の再建に伴って、住民の皆さん方が希望しているのは、定員削減もさることながら、定員削減よりももっと議会が何らかの形で財政再建に寄与することはないだろうかということが、ほとんどの市民の考え方ではなかろうかと思えます。そういう意味で、議会がみずからそれを示すためには、現在定員削減しかほかに道がないと、こういうことだろうと思っております。

共産党さんが今度36名に戻せということも、それはそれなりに共産党さんの考え方なんで、考え方はよくわかるんですけども、ここで問題になりますのは、36名にしたときの財源、いわゆるどのようになさるのか。極端に言うと、現在26名の歳費がそのまま36名に適用されるのか。これが適用されると、大変な大きな負担になってまいります。その点、36に戻せと、このようにおっしゃるわけですから、36名になったときには歳費の問題をどのように考えておるのか、その点をお考えがあればお示しを願いたい。

これが1点と、ただいま提案理由の中で、高齢者及び障害者の進出をと、こういうふうに書いております。私はこの議会の中で一番年長者、ことしで71歳になりますけれども、高齢者でございます。高齢者は実は引退を

考える歳でございますので、我々の歳になって改めて出てこうかというような高齢者は、まあ少ないのではなからうかと。私はいつ引退するか、またいつ病気で倒れるかわかりませんが、ぼちぼち引退を考えなければならぬ時期が来てるなというふうに考えております。

ただ、障害者の場合には、なかなか個人で立候補することは非常に難しいと思います。そら36よりも100人おれば、その中で何名かが出られるということも言えるんでしょうけれども、その場合には、この議会の中で党として一番多いのは共産党さんなんですけれども、ではその共産党さんあたりから障害者の方を立候補さして、擁立して、党としてやる気持ちがあるのかなのか。

その点も含めて、我々は個人でございますので、私が出るのが精一杯でございますして、他を推すどころか自分が滑るかどうかが一番心配なんですから、やっぱり障害者と言われるならば、公党として次の機会に障害者を出す気持ちがあるのかなのか、それを含めてお答え願いたいと思います。

(「そのとおり」の声あり)

議長(巴里英一君) 和気君。

13番(和気 豊君) 財政再建、このためには何よりも一体いかなる方法で再建をしていくのか、その財政再建のための危機の原因が一体どこにあるのか、こういうことをつまびらかにしていかなければならないというふうに思います。

私ども機会あるごとにこの議場でも論議をさせていただいておりますが、空港関連事業を初めとした市財政を一定考えに入れられないような大変な事業、投資、これが起債の発行に伴って多大な公債費を生み出して、これが財政危機の大きな原因の1つになっていると、こういうふうに考えているわけです。

先ほど言いましたように、22億3,000万と言われるような今年度会計に占める起債の元利償還の割合。議員が1人ふえれば約900万何がしという数になります。ほんとに議員がその職責を全うし、財政危機の原因にメスを入れ、そしてその原因を取り除くことができれば、議員はもちろん多くの市民の皆さんの福祉、教育、医療、これにかかわる要求が実現されるのではないだろうか。

今、国が公共事業のむだ遣いで大変な財政危機に陥っている。このこと

からも、そのことを我々は1つの他山の石とするのではなくて、まさに我が事としてこの問題に真剣に努力をしなければならないだろうと、こういうふうに思っています。

それから、高齢者、障害者の進出。私ども党といいましても、党で無理やりそういう高齢者の方を、議員の方をひもをつけて送り出すというようなことはいたしません。あくまでも意志ですから。しかし、障害者の方が積極的に議員としての職責を果たそうと、党员の中にそういう方がおられれば喜んで議会に出ていただくと。こういうことは民主主義の党ですから、そういうことでお答えを申し上げておきます。

議長（巴里英一君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） 一応お答えいただいたんですけども、私の質問は簡単に聞いておるわけなんですけれども、財政再建の内容をわざわざ聞いておるんじゃないでしょうか。先ほどからもう同じ内容をこれで和気議員は何回もおっしゃられておりますので、全部理事者の責任であると、こういうことなんですけれども、市民は今議会にもそれを求めておりますと。そうして、26を36にするのに、今ちらっと聞こえたんですけども、たかが1億円やないかと。たかが1億円じゃなしに、1億円もの金でございますので、その点は——ただ、和気さんに、36にもししたときに歳費はどう考えておるのかと聞いただけのことなので、内容については聞いておりません。

障害者については、私も個人個人の問題でございますので、それは個人の問題だと思えますけども、絶えずこういうところの文言が出てきますと、障害者、女性とかいうような言葉が多く出てまいりますので、あえてそのようなお気持ちがあるのかなのかということをお聞きしただけのことで、手を挙げれば応援します、手を挙げなければしませんよと、こういうお答えなんで、これはもうそれなりに結構でございますけれども、いわゆる26名の現在の歳費を36名にそのまま適用するつもりなのかないのか、それだけをお答え願ったら結構でございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私はそのことについては考え方を持っておりますが、当然今の歳費で活発な議員活動が展開されるように引き下げは考えておりませんが、しかし議会全体で、これは今後の議員活動の保障という立場で

活発な論議をしていただければというように思います。私は900万というのは、たかがとは思ってはおりません。非常に今の財政事情の中で、この額は重い額だと。先ほどの起債の発行額等から考えても、非常に重い額だと。例えば、補助事業なんかであれば、これが倍、3倍に化けるわけですから——化けるいうんか、変わる事業ができるわけですから、決して軽いとは思っておりません。

〔嶋本五男君「結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——真砂君。

12番（真砂 満君） 議員提出議案第1号、泉南市議会議員定数条例を廃止する条例の制定について、清和会を代表して反対の立場で討論を行います。

本議案は、現行の定数条例26名から10名を増員せよというものであります。昨今の日本全体は言うに及ばず、大阪府、我が泉南市を取り巻く社会情勢、また経済情勢の中で、今10名をふやせとする議案を提出をされたことに、私は純粋な気持ちとして首をかしげざるを得ません。

バブル崩壊後の長引く景気低迷と、急速に進展する国際化、情報化及び少子・高齢化という差し迫った課題や、国民総生産の額を上回るまでに膨張した国と地方の累積債務が、もはや小手先だけの部分的な改革ではなく、日本社会構造そのものの改革が必要であるという共通認識が多くの国民の中で支持されつつある今日、本議案が政治を初め、経済、社会全体を通じた改革論議に逆行するものであると言わざるを得ません。

提案理由を見ますと、法定数は最低限の基準であるとされておりますが、人口幅は5万以上15万人未満であり、人口5万人のまちから見れば3倍のまちでも同じ法定数であります。泉南市はその範囲の中にあっては6万6,000人でありますから、人口の少ない方に位置するわけであります。最低限の基準であるという論法では、15万人と5万人とのこの3倍もの差をどう見て、そのことをどう理解をすればいいのか、私には理解することができません。

次に、昨年8月の臨時議会での定数削減否決を述べられております。確かにさきの議論の中でも申し上げましたとおり、結果におきましては圧倒

的多数での否決でありましたが、提案に対する6名の質疑、討論5名、合計11名もの議論の中身について、目をつぶってはならないというふうに思います。6名減に対して、さきにも述べましたように、議員数の数の問題や、5,141名の連署による市民の声を重く受けとめる。そして、また行財政改革に取り組む等々多数の意見が出されており、どちらかといえば継続して審議をし、結論を出すべきであるという意向が強く働いていたように私は思います。

3点目の議会進出と市民の声の反映であります。これは自分自身も振り返ってみても同じであります。立候補を決意することと議員定数は、全く関係ないとは決して言いませんが、そのことを上回る自分自身の決意や意志の方が大きいと言えるのではないのでしょうか。

また、市民の声の反映であります。申すまでもなく私たちは選挙によって選ばれ、市民の代表として任期を全うするのが務めです。市民の声を市政に、市政のことを市民に、が基本であり、その活動範囲を広げていくことも私たちの任務の1つであると考えます。そういった意味では、ただ単に数が多ければよいということではなく、量より質が今問われているわけであるというふうに思います。私もそのことについては、真剣に受けとめるべきだというふうに思います。今10名をふやすことより、後世に責任を果たせるために何をやるべきなのか、今真剣に議論をすべきだというふうに思います。

そういった理由をもちまして、10名をもふやす本議案については反対をし、適正な議員数で今後の議会運営を進めてまいりたいというふうに思いますので、そのことを述べて反対の討論とさせていただきます。議員各位におかれましては、よろしく御賛同をしていただきたいと思いますというふうに思います。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 議員提出議案第1号に反対の立場で討論をさせていただきます。しないでおこうかなと思ったんですが、今の反対討論の中に気になる理由もありましたので、私なりの見解を申し上げたいと思います。

量より質という言葉があったわけですが、私たちの社会は、能力中心社会では基本的にはないと思います。20歳になれば同じく平等の選挙権が与えられ、25歳になれば平等の被選挙権が与えられる。このよ

うな年齢をもって平等に権利が与えられるという社会とは一体何なんでしょう。私は価値観の問題を質の問題に置きかえることはできないと思います。議員の中には、政策能力をつけ、能力のある者が議員をという主張もありますが、それは主張としてはわかりますけれども、やはり価値の違うものを代弁したり反映することは、私は基本的にできないと思います。より多くの多様な意見を持った方が議場に集まり、活発な議論の中でより間違いのない政策決定を市長が行っていく。そういう意味で、議会はより多様な意見が反映される場であると思います。

質の高い、能力のあるものが一体歴史の中で何をしてきたかを振り返ればわかると思います。人間は不完全であります。1人の人間に権力を持たせば何をするかわからない。そういう反省に立って、あらゆるところからいろんな意見を言い、多少能率が悪くてもより大きな間違いを起こさないために、この制度が人間の英知として考えられたと思うわけであります。それだけに、私たち議会人が議員のある程度の数を守ろうとすることは、議員になるまでに考えておいた議会の状況と、議員になってからのいかに議会の大事なことを市民に理解してもらうことの困難さに、どの議員も苦勞しておられると思います。

確かに市民は、議会も行政と同じように数を減らして能率を上げ、金を節約しろという議論にストレートに結びがちですが、議会は議論をする。しかも、多様な議論を反映するとなれば、私は法定数というのは大変大事な数であると思うわけであります。

しかし、それが今すぐ市民の理解が得られるかといえ、それはできないわけありますから、私は現状の26人の中で必要性をまず市民に訴え、財政問題であればそれこそ26人がひとしく痛みを伴うのは、報酬の引き下げであります。私はこのことを市民に言わないと、この後出てまいります2名とか4名減では、決して市民は納得しないだろうと思います。私は和気議員にもお尋ねしましたが、残念ながら回答はありませんでしたが、36名にして今の報酬を平等に割って1人当たりの報酬を下げて頑張るといふのであれば、私は理解できますし、それが市民の気持ちにストレートにこたえる道だと思えます。

そのような意見を付して、この本定数に戻すという意見には反対をいたします。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（巴里英一君） 起立少数であります。よって議員提出議案第1号は、否決されました。

次に、日程第21、議員提出議案第2号 泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して谷 外嗣君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。谷君。

10番（谷 外嗣君） 議員提出議案第2号、泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を述べさせていただきます。

近年、地方自治体における行政内容は地域住民の自治意識の高揚と地方自治の進展に伴い、非常に複雑多岐にわたり、ますます高度な対応を迫られることとなっているが、片や、それと並行して、今や国策の一つである行財政改革の推進が叫ばれ、それに伴う国内世論及び近隣都市の動向（高石市人口約6万4千人で23人を20人に、貝塚市人口約8万6千人で26人を22人に、泉佐野市人口約9万5千人で28人を24人に、阪南市人口約5万7千人で24人を22人に）と同時に経済基調の変化等を考え合わせた中で、特に本市議会議員の定数については見直しをはかる時期が到来しているものと思慮する。

しかるに本市議会の定数は、地方自治法に規定されている法定数（36人）より現在すでに10人を減員しているが、この際、社会的諸般の情勢を勘案して、本市議会自ら、さらに4人減員し、議員定数を22人とし、その任を全うすると同時に、本市行財政改革の一助となすべく本案を提出する。

議員各位におかれましては、御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（巴里英一君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑はありませんか。

———小山君。

3番（小山広明君） この提案理由の中にも示されておりますが、国策の1つである行財政改革という表現とか、それから社会的諸般の情勢というよ

うなことで抽象的に書いてあるわけなんです、それから最後の結論が本市行財政改革の一助になればということでございますが、このことをもう少し詳しく御説明をいただきたいと思ひます。

それから、我が市に似た人口を例に挙げておられるわけなんです、議会人として議員の数が減るといふことは、基本的にどういふふうに——いいと思ひていらっしゃるのか。やっぱり議会として、それは民主主義社会にとって、市民の立場に立って余り好ましいことでないと思ひておるのか、その辺の御認識をお伺ひをしたいと思ひます。

それからもう一つは、財政問題が直接の市民の声の背景にあると思ひますが、現在の議会議員の報酬が50万円払われております。それに議員にも調査活動が要りますので年間36万円、そして議会会派で可能な会派視察といふことで12万円を限度に1年間に1度行けるように予算組みがされております。そのほかに共済費として5万円少し税金から出て、それが最終的には議員の年金に還元されてくると思ひますが、だから実質的には55万円強議員に払われているわけですね。年間ボーナスも20%の傾斜配分といふことで入れますと、325万円のボーナスが年間議員に払われると。

この面に、財政問題でいへば、ここで少し我々は痛みを伴うといふことであれば、すべての議員が同じように痛みとなるといふのはこの道しか私はないと思ひますが、4名減となりますと、4名に該当する方は、可能性のある方は、直接自分の問題として——自分と言つても市民の声を伝える立場ですので、そういう市民の声伝えられなくなるといふ、そういう可能性があるわけなんです、そういう点では26分の4前後の方が痛みを受ける。痛みを受けるだけじゃなしに、それだけ市民の声、行政に多様な意見の中の1つが反映されないといふことになるんですが、目的とする財政問題を原因とするならば、決して議会全体の痛みにはならないと私と思ひますが、その点の御認識はどうなのか、お答えをいただきたいと思ひます。

議長（巴里英一君） 谷君。

10番（谷 外嗣君） 小山議員にお答えを申し上げます。

今述べました提案理由でございますけれども、この中でこの近隣の都市の動向とかといふことでここに挙げてあるとおりでございます、そのほ

か、これは市民の特に要望の強いものでありまして、市民の声を我々はくみ上げてこの4名減員という提案をしてるわけでございまして、その辺で御理解を願いたいと思います。

先ほどから言われる、議論をしるということは何回も言われておりますけれども、これはそれぞれの考え方の違いがございますので、何回か議員とも議論はさせていただきましたが、平行線ということでこういう提出の運びとなったわけでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（巴里英一君） いいですか。（小山広明君「いやいや、質問に答えてない」と呼ぶ）いや、もう平行しているということで答えてますから。——
——小山君。

3番（小山広明君） 平行しとるんじゃないしに、少ないということはいいと考えておるのかとか、そういう簡単なことについては、1つの価値観として御答弁をいただきたいのと、それから財政問題ですから、私、先ほど言ったように26分の4前後の方は——財政問題じゃないしに、痛みということになれば、そういう方が対象になる。当然、4名前後の方の背景に市民の声があるわけですから、そういう声がやはり届けられないと。そういう問題についてどのようにお考えかという、若干私の質問に答えてない部分があるんで、答えていただいて平行線ということであれば、それはそれである意味でわかるんですが、ちょっとその面についてはお答えをしておいていただきたいと思います。

それから、議論があって考え方が違うから出したということなんですが、議論が違うということは大事だという認識が私は大事だと思うんです、議論にはね。同じ考えを持った人と何ぼしたって、それは議論じゃないわけですから、そういう点で私今3つの議案が出ておりますけども、ただ一度だけ代表者会議で議員定数削減についてどうかということは、一応公式の場でそういう諮問というんですか、問いかけがありましたが、じゃ具体的にこういう形で2名がいいのか、4名がいいのか、法定数に戻すのかということについては、一度もこの議案を提出するに当たっては公式の議論はないわけですね。

そういう点で、私は特に2名とか4名というのは、議会の中では少数派ですので、そういう方を議会の過半数ぎりぎりなり、過半数で押し切るのはどうかなという疑問もちょっと持っておりますので、その辺も含めて議

論を今までもしてきたけど、考え方が違うのと言うんですが、違う考え方の人に対して、提案者は一体どのように考えておられるのか。提案者は議員ですので、議論をするのが仕事だと私は思っているんですが、そういう異なる意見に対しての構え方ということは、どういうふうに基本的にお考えなのか、ちょっとお答えをしておいていただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 谷君。

10番（谷 外嗣君） 小山議員にお答えをいたします。

少ないのがいいのかどうかという議論だったと思いますが、これは提案理由に書いてあるとおり、4名減員でということで提案をしておりますので、当然4名減員でいいということでございます。

それと、議論をしてないじゃないかということでありますけれども、我々も実際議論をしたいところだったんですが、なかなかそういう機会もなく、そういう場もなかったということでございますので、仕方なくこういう状況になったということでございます。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。小山君。

3番（小山広明君） 議員提案議案第2号に反対の立場で討論をいたしますので、議員各位の御理解をひとつよろしく願いたいいたします。

議員と市民の関係は、1人と1人の関係でありまして、議会全体を必要ということを理解いただくためには、かなり丁寧な議論が必要でありますし、説明が必要であります。議会は1人で成り立っているわけではなく、現在26人の議員がいろんな立場から選出され、その中で議論をして、執行者である市長に市政全体の声を反映させ、6万3,000市民のために予算執行していくわけであります。そういう意味で、議員の数が減ることについては、市民の声を届ける窓口が大変狭められることは、これは言をまたないと思うわけであります。

そういうようなことから、財政問題がこの議員定数削減の1つの発端にあるわけでありまして、財政問題でいうならば、先ほど質疑の中でも申し上げたように、議会全体が痛みを伴うということであれば、議員全体の報酬を引き下げる、議会全体の経費を下げるということで、この財政の危機状況に我々としてもこたえていく必要があるだろうと思います。

しかし、言うまでもなくこの財政問題の第一の責任は、市の行政にあるわけでありまして、これまで市の予算がほとんど否決されたことはないわけでありまして、責任を持って運営をしてきた市当局にあることは事実でありますけれども、そのような今日の財政破綻に至る予算を認めてきたという、そういう点では議会にも一定の責任があるわけでありまして。そういう意味で、我々議員一人一人がその痛みを伴うといえ、経済社会で税金に換算することが一番わかりやすいと思うわけでありまして。

しかし、今回のこの4名減ということになれば、やはり現実的には大きな組織を持たない、一人一人の市民に語りかける中でしか当選することのできない議員も何人かおるわけでありまして。しかし、そういう中でこの議会に現在でも議席を得るということは大変な状態であることは、議員であればお互いにわかっておられると思います。

しかし、そういうある意味で支持基盤のない議員こそ一人一人の市民と結びつくことによって、自由に発言するという背景もあります。大きな組織をバックに出まいますと、やはり1つの塊は強烈でありますから、何か言う場合でもその推す団体なり組織の利害に全く関係なしに動くということは、人間としてはできません。しかし、一人一人の市民に政策を訴え、そして直接にはその市民と余り深い関係が見えない議員にとっては、議会の中で自由に物が言えるという一面を持っております。

私は、さまざまな形での選出ということが大事だろうと思います。地縁、血縁、組織があれば通ることが簡単だとよく言われるわけでありまして、そういう人たちを排除するというようなものがもしあれば、それは両刃の剣でありまして、やはりいろんな人が入ってくる状況こそ守るということが、私は1つの選択をするべきだと思います。だから、大きな組織の人ももちろんそれは社会でありますから出てくるのは当然でありますし、私は必要だろうと思います。かといって、組織のない、一人一人の市民に政策を語りながら入ってくる人たちの門も広くあけておくということは、大事であります。

議員活動の中で、下位で当選した人もその評価がされて高位になっていく方もありますし、高位で当選された方も、活動の中で下位になるという、こういうことが民主主義が生きておることだろうと思います。そういう意味で、議員の数というのは、私は26人という今の数は、必要な数

だろーと思ひます。人口もふえ、予算もふえ、多様化してくるこの社会に、なぜ言論の府である議会の数を減らさなければならぬのでしょうか。これは議会全体として、私は議会の自殺行為につながると思ひます。議会が議会の必要性を説き、議会が議会を守らずしてだれが一体議会を守るんでしょうか。私たちの議会こそ、市民と直接直結した場ではありませんか。

734名という職員を市民が選ぶことはできません。しかし、26人は市民一人一人が選んで公務員として行政の場に送り出す存在であります。その場が少なくなるということは、市民の声が行政に届きにくくなることは当然じゃないでしょうか。一市民が行政に何か物を言ひて、本当は通るべきであります、物が通じるでしょうか。議員を通して言ひてこそ、初めて声が通じるということもよく言ひれます。それは当然であります。正当な市民の要望を議員が受けて、本会議の場や、また直接行政に意見を伝えることは当然であります。それほど行政は、一人一人の市民に優しい行政では、正直私はないと思ひます。そういう苦情もいっぱい聞きます。そういうときに、わずか26人しかおらない議員を4名も減らすということになりますと、ますます普通の市民、組織に属さない市民、それがほとんどだと思ひますが、そういう人が意見を行政に届けるといひ、そういう手段は失うのではないのでしょうか。

組織で当選された方は、組織の中に二重構造が私はあると思ひます。組織の幹部にいいように思われてない個人にとっては、もはや行政に自分の声を伝える場を失うでしょう。私は、この問題について、本当に議員一人一人が自分の問題ではなしに、自分の背景には何百人という市民の声をあるといひ、これを切に考えていただひて、財政問題で4名を減らすといひうなことは、絶対にあつてはならないと思ひます。もしそういうことであれば、自分の報酬を減らしてでも市民の声を伝える、自分の背景におる市民の声を行政に伝える、そういう場を死守していただひたいと思ひますし、議員の皆さんにそのことをぜひお願ひします。あなたの後ろには何百人という人がおるといひ、これを考えていただひたいし、今おる議員が永久に議員をするわけではありません。これから議員としてこの場に座る人のためにも、窓口をあけておひていただひたいと思ひます。

そして、財政問題については、何ぼでも考えることがあひます。そういうことでこの席を1回切つたら、永久にふやすことはできないでしょう。

そういう甘い問題ではありません。一たん減らしたものをふやすというような状態ではない。それだけ議会の必要性というのを市民が理解してもらうには困難であるということを切に考えていただきたい。一遍減らしたものをふやすということは、至難のわざであります。現在の26人の活動全体を理解していただくことすら、私は不可能だと思います。そういうことで一人一人がきょうまで培ってきた議員活動の歩みを振り返って、4名減がいいかどうかをぜひ考えていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。反対です。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———井原君。

1番（井原正太郎君） 賛成の立場から討論させていただきます。

ただいまも反対の討論があったわけではありますが、御存じのように議員としてこの定数を減らすということは、だれであっても私は嫌なことじゃないかなというふうに思います。ただ、議員の本来の使命を考えたときに、またただいま泉南市の財政の状況を考えてときに、今一番苦渋の選択を迫られておるのが私どもじゃないかなというふうに考えます。

具体的には、共産党さんからもああいう提案がなされました。また、この後も具体的に2名減の提案がなされておるわけなんですけど、かねがねお互いに悩んでまいりましたように、今の泉南市の財政というのは、ただごとではないというふうな状況にあります。もちろん市民ニーズ、市民の声をいかに行政に反映させていくかということに関しても、もっともっと私ども議員が守備範囲を広げて頑張らなければならないのが今の私どもの立場ではないでしょうか。ただ、膠着して何年か年このような形で現在に至っておる中で、何とか突破口を開かなけりゃいけないのが私どもの今の立場ではないでしょうか。

そういった意味で、大変苦しい選択でもあり、大変きつい数でもありますけれども、私ども議員から突破口を広げていこうではないかというのが、ただいま谷議員からの趣旨説明のとおりであります。大変苦しい選択とは思いますが、近隣の市においてもこれは苦しい選択をしております。同じくこの我が泉南市においても、何とかこの突破口を開かなけりゃならないのが現在じゃないでしょうか。大変苦しい選択で、非常にしつこい発言、討論をいたしますが、何とかこの4名減に賛成いただいて、突破口を開いていきたい。そして、市民にこたえていきたい。そして、市民の方に

重い遺産を残すようなことがあってはならないという意味からも、私どもに今頑張って賛同いただきたいと思います。どうかよろしく御賛同をお願いいたします。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———林君。

14番（林 治君） 議員提案2号に反対の立場から討論をいたします。

憲法、地方自治法が施行され、ことしで50年を超えました。戦後憲法によって確立された地方自治は、日本の民主主義の重要な土台の1つであります。地方議会は、住民から選ばれた議員が住民の意思や要求を行政に反映させ、自治体の財政を初め、行政にかかわる重要事項を決める場であるとともに、首長と職員の行政執行を監視する役割を担うものであります。地方自治法が人口に応じた法定定数を定めているのも、こうした地方議会の役割と地方自治の原則に立って、住民の意思が正確に反映されることを確保する、保障する立場からであります。

議員定数の削減は、この地方自治法の精神に反するものであります。泉南市の場合、本来法定定数は36名です。この法定定数に基づくことこそ、住民の暮らしと権利を守り、住民こそ主人公の政治を築いていく上で大切なことだと考えています。行政と議会を混同しての行財政改革の一助としての議員定数の削減に反対するものであります。

以上。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（巴里英一君） 起立少数であります。よって議員提出議案第2号は、否決されました。

次に、日程第22、議員提出議案第3号 泉南市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して北出寧啓君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。北出寧啓君。

25番（北出寧啓君） ただいま議長の御指名にあずかりました。議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を述べていきたいと

思います。お手元に基本的に提案理由は配付されておりますので、お手元の提案理由をごらんいただきたいと思います。

数年前、区長連絡協議会を窓口とした市民による議員定数削減の請求がございましたが、当時は残念ながら時期尚早ということで、本市議会は否決という形になりました。それ以降、高槻市、高石市、泉佐野市あるいは泉大津市などにおいて、条例定数の削減が大阪府下の1つの財政悪化に伴う行財政改革の枠組みとして行われてきております。

ただ、我々としては基本的に同時に触れておかなければならないことは、地方自治法に基づいた市議会議員の本旨は、第1に、執行機関に対する意思決定機関として、何よりも政策を協議し、立案し、決定する義務及び権限をっております。

第2に、執行機関である首長を頭とした行政機関の事務の執行を厳格に監視する権能をっております。とりわけ高度成長を遂げ、工業化、都市化が進んだ我が国での地方議員の果たす役割は、旧来の代理型議員というよりも、より信託型議員として我々はみずからを律していかなければならないと思います。

歴史的に見ると、地方自治法が制定された昭和22年、その当時、地方自治が官僚からも政治家からも、ましてや国民からも何も語られなかった時代において、法において意思決定と行政監視が地方議員の役割として位置づけられたにもかかわらず、地方議員はおおむね住民の日常の諸要求を代弁することで満足してきたという一定の経緯があります。

しかし、資本主義の高度成長による都市化、工業化、そして住民自治の本旨に基づき意思決定機関、行政監視機構としての本来の役割を我々は取り戻さなければならない。とりわけ地方分権に関する論議が国家レベルで論議され、今後権限や財源の移譲が現実の問題として提起され、具体化のプログラムが検討されている段落にあっては、かかる諸権限の一端を担う地方議員は、地方自治のうちのとりわけ団体自治を担う議員として、まず政策立案、意思決定、そして行政監視の任務をより強力に遂行することを旨とし、住民自治のあれこれは市民が主役あるいは主人公である限り、住民自身にゆだねるべきではない。我々は、みずから精錬刻苦しながら、政策型議員、信託型議員としての役割を強め、真の公共性を体現しつつ、その結果を市民の審判にさらさなければならないと思います。

財政破綻の一端も、突出した人件費の増大を抑止できなかった我々議会にもあることを深く反省し、財政危機、人件費の突出を指摘し、定数削減を要望する市民の要望にこたえることの義務を痛感しながら、ここに条例定数の改正の現実的な政策を提案するものであります。

今回の議員定数削減は、直接的には市民の要求に基づき、財政破綻に陥っている本市の財政構造改革の一貫として位置づけられるわけですが、もとより議会改革は議員定数削減に矮小化されるものではなく、また市民の信頼を回復し、その期待にこたえることをもかんがみ、それに伴った本市議会の政治改革を遂げていかなければなりません。例えば、我々がその代弁者である市民社会に対して、一層の公平、公正、そして透明性を保障する議会情報公開条例の制定、あるいは議会制度とその運営の一層の民主化、そして合理化……

議長（巴里英一君） 提案理由をもう少し簡潔に。

25番（北出寧啓君） また、市民の信頼を落とした贈収賄事件などに対する我々の自己批判的な表明として、議員倫理条例の制定なども考えられます。我々は知恵を絞って今後のこれを突破口に協議し、時代の要請、市民の信託に今後もこたえていかなければならないと思います。

以上をもって、提案理由及びその説明にかえさせていただきたいと思えます。

議長（巴里英一君） 数を言うてないのと違う。

25番（北出寧啓君） 条例定数26名から24名に、2名定数削減を提案いたします。

議長（巴里英一君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑はありませんか。
———角谷君。

19番（角谷英男君） まず、北出議員さんには非常に高いレベルでの提案理由を述べられました。それよりももっと大事なことは、今回のこの定数削減に関していろんな意見があるわけでありまして、4名減、2名減と、そして36名にふやしなさいという意見があるわけでありまして、大事なことは、これは議会に任された権限であります。そこで、私たちは市民からの要望もあり、慎重に審議をしなければいけないんでありますが、果たして何回審議されたのでしょうか。私は4名提案者であります、もっと議論を実はしたかった。2名の方とも、また36名の方とも、市民の要望を我

々がどう考えるか。たった2回の議論で果たして結論を出していいんでしょうか。そのことをまずお聞きしたいと思います。

それと、北出議員さんは、先ほどからいろんな議員さんが述べられておりますが、もともと定数問題については非常に前向きな議員さんであったと私は存じ上げております。個人的にお話ししても、非常に前向きに答えておられました。すばらしい考え方もお持ちであると信じておりました。そこで、他市の定数削減の状況を北出さんはどのようにお考えになられておられるでしょうか。

同時に、北出さんの考えとして、市民の要望というものに対してどのようにおこたえになれますか。過去2度にわたり50分の1という法に基づいた直接請求がなされております。2度あります。そして、今もなおこの要望は、市民の中に根強くあると思うんです。北出議員さんは、日々市民の願いを、市民の痛みをわかる議員にならなければいけないということをおっしゃっておられますが、要望に対してどのようなお考えがあるでしょうか、お考えをお示し願いたいと思います。

以上、質問させていただきます。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 角谷議員にお答えいたします。

これまで議会で十分な議論が尽くされていないということで、見切り発車ではないかというふうな御意見だと思います。議論としては、まず第1に、区長運営協議会が提案されたのが一昨年の臨時議会で8月でしたが、そこからもう既に数年が経過しております。その間に、我々同じ考えを持った議員とか、さまざまな形で論議はされていると。ただ、議論されていないとおっしゃる意味は、議会の公式の例えば全員協議会とか、あるいはないですけども、例えば行政改革委員会、政治改革委員会とか、そういう形で持たれていないということでありまして、なかなかそれ自体がいろんな会派の、あるいは党のいろんな関係の中で、全体的な協議が持てなかったと。ただ、やっぱり同じ志を持つ議員の間では協議はかなり繰り返されたというふうに考えております。そういう意味で、もう2年近く経過しておりまして、今後一定の時間を猶予しても、ほぼ同じ結論に至るのではないかと考えております。

私の考えは、もちろん基本的には、私は一貫して定数削減は18名を主

張らせてきていただきました。各市の状況からいいますと、一般論としてはもう少し少ない削減も考えていいのではないかというふうに考えてはおります。しかし、1つのこれは政治的行為でございますから、共通の、一定の多数が取れる枠組みの中で共通項を見出していくのも1つの政治ではないかと考えております。その意味で、今回2名定数削減が過半数の同意を得られる数字であるというふうに考えておりました、私としては今後とも定数削減についてのさまざまな行動は、いろいろの形で起こしていきたいと考えております。

そして、また特に今回の過半数が得られるのが2名であるという現状と、そして私がこれを決断いたしましたのは、私は同時に理事者に対しても膨大な人件費の削減を一貫して主張しておりました、財政的構造改革を遂行するように市長にも繰り返し、私はもう3年も4年にもわたって主張してきてまいりました。にもかかわらず諸般の事情で我々当議会は定数削減をいまだなしておりません。この状況で我々は理事者に対してどのような財政的構造改革要求が真にできるのかということにおいて、私はこの2名という人数でございますけれども、過半数が得られる人数で合意形成を行い、そして本市の行財政改革に全力を挙げていきたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（巴里英一君） 角谷君。

19番（角谷英男君） もともとは18名の考えであったが、多数を占めなければいけないから22名に賛同したということであります。協議の回数に関しては、同志、考え方を同じくする者がいろんな会議を回数を重ねたということであります。

私が言いたいのは、今議会——今議会というか、今回当選した議員、新しい議員もいます。私も過去の会議、皆さん方がされた会議は全然わからない。大事なことは、だれもが言うように、全議員の身分にかかわることであり、市民の要望なんです。これは全員が初めて参加する者の意見、それも踏まえて、全員が声を出して、そして何度も何度も回を重ねて、そして私たちが与えられた中で、任期の中で結論を出していくというのが本来の姿ではないでしょうか。私は、皆さん方に提案をしました。6月ではだめなんですか。9月とは言いません、6月ではだめなんですか。

その間3カ月間、皆さんと一緒に市民の声をどう反映さすか、お互いに議論しませんか、そのこともだめでした。

北出さんは、何度も言うようにもともと定数18名論者であります。大きく変わられたわけでありまして。幾ら過半数とはいえ、北出さんが1名加わらなければ提案ができなかったはずであります。それであるなら、あなたがそのグループの中でより議論をし、提案をし、そして私たちにも問いかけて、そうしていくのが本来のあるべき姿ではなかったんでありましょ

うか。市民50分の1の要望というのは大変なものであります。私たち議員は、市民の声を聞かなければいけないんです。これは法で定められた直接請求であります。そういう意味において、北出さん、もう一度あなたの考え、過去から現在に変わった理由をお聞きしたいと思います。今、まさに北出さん、あなたの答弁を市民が聞いておられます。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 角谷議員にお答えいたします。

私、ここで2名の提案者でございますけれども、角谷議員はもともと20名に削減論者だったというふうに理解しておりまして、角谷議員にしても、協議の結果、4名削減という形で提案されたと思います。私自身が正直申し上げまして、苦渋の決断をしたわけでありまして。どうしても4名削減あるいは6名削減を、現実の議会状況から考えると、2名削減しか過半数の合意を得られないということを経験した結果、この提案者になったわけでありまして。もちろん4名なり区長会の要望の6名なり、それが合意形成できれば、私としてもそれに臨んだと思います。

角谷議員の議員定数削減の動きに対しては、私は深く敬意を表させていただきますが、現状の問題として、私はこれ以外に選択はできなかったということで御理解いただきたいと思

います。

〔角谷英男君「結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。

4時まで休憩いたします。

午後3時39分 休憩

午後4時 1分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員提出議案第3号に対する質疑を続行いたします。なお、質疑は明快に端的に要点だけをお願いしたいと思います。

質疑はありませんか。———真砂君。

12番（真砂 満君） それでは、端的に2点お聞きをしたいと思います。

まず1点は、先ほどの議論の中にありますように、議員定数を削減すれば、市民の声が届かないとか市政に反映ができなくなるといった声が出されております。そういったことに対して、市政に対する市民参加のあり方について、北出さんの方は、これまでも議会の中で述べられておられますけれども、行政に対する市民参加のあり方についてのお考えがあれば、お示しをいただきたい。

もう1点については、私は議員定数削減について、ただ単に削減だけで終わるのであれば、意味がないというふうに思っています。議会運営を初めとして、議会改革について継続をして議論をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

そういった意味で、壇上の方でも若干述べられておられましたけれども、情報公開であるとか、議員倫理であるとか、議員の質の問題であるとか、そういったことについての北出さんのお考え方をお示しをしていただきたいなど。

その2点についてよろしく願います。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 真砂議員の御質問にお答えいたします。

議員定数の問題が、例えば削減されたから市民の声が反映しにくくなるというふうなことは、必ずしもそうであるとは言えないと思います。共産党の方が身障者は決断されれば候補者として出されるというふうにおっしゃられたことは、非常に感動いたしましたので、また今後ともそういう形で選択肢をとられることを希望しておきたいと思います。

やっぱり我々議員というのは、どうしても市井を歩く。で、情報を提供する。そして、いろんな形で政治参加をしていただくと。そういう形でありまして、必ずしもそれが議員の数と直接関係があるとは思いません。ヨーロッパ大陸は大体議会の議員の数というのは40名から50名ありまして、その場合、報酬が日当ぐらいしかございません。共産党の和気議員が36名提案されて、それも1つの考え方だと思いますし、その場合には財

源確保をどうするのか。例えばヨーロッパ型議会にするのか。例えばスウェーデンなんかでは議会室もございませんし、食堂を開いて、急場の議会をつくるというふうなこともやっております。そういうことも1つの考え方です。

だから、そういうことを提案されて、そういうことをもっと細かくお聞きしたかったと思っておりますが、アメリカ型議会というのは十数名で、何十万都市でも十数名でございます。これはかなり報酬が保証されておまして、だから日本の場合は戦後地方自治法が制定された段階で、人数はヨーロッパ型と、報酬はアメリカ型というふうなことになると思います。

そして、私ここで申し上げたおきたいのは、特に敗戦後のGHQが占領軍として来て、地方自治法が制定されてくる段階で、地方自治という言葉すらだれも使っていない、政治家も使っていない。憲法策定者もほとんど地方自治というのは、ただ1人の例外を除けばだれも使っていないと。

そういう中で、住民自治をより広く、広範囲に広げていくために、当局は議員数をふやしたと、かなり大幅な人数として策定したというふうに考えております。だから、住民自治が都市化、工業化が起こって、市民の自立が起こってくる段階で、そうすると今の議会は、住民自治——地方自治は住民自治と団体自治に大きく分かりますので、住民自治というよりも団体自治、いわゆる政策策定行為を中心に任務を遂行すべきではないかと考えております。

だから、そのような形で、広く言及し過ぎましたけれども、議員がより議員の数と市民の声を吸い上げるといふのと直接的な関係はないと。いわゆる一人一人の議員が広範囲に市民のもとで意見を聞き、それを政策に吸い上げていく、政策を立案していくという行為がいかに図れるかということが問題であります。

議員の質ということを質問されたわけですけれども、私も議員にさせていただいて、なかなか制度的に地方自治なりを学習する機会がなくて、いまだによくわからない。地方財政なり地方自治なりわからないこともたくさんございますので、今後ともそういう改革の中で、地方議会として我々一人一人議員が制度的に我々の資質を高めるための努力の機関を今後つくるような形でもやっていけたらなと希望しております。

あともう少し質問がございましたら、また……。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 大変難しくお答えをいただきましたので、聞いている方がよくわからなかったですけど、申しわけないです。

もっと簡単にお答えをしていただいで結構かと思うんですけども、私は今定数を2名減の提案でございますけれども、ただ単に2名だけを減らすだけではだめではないのかな。やはり結果を出して、議会運営を初めとして、議会改革についてももっともっと我々がみずからの問題であるし、今後の中長期的な展望に立った議会のあり方についても十二分に議論をして、公正に対処する議会の形みたいなもの、あり方について形を出すべきだというふうに考えてますので、そのことについて一定のお考え方があったらお示しをいただきたい。

それと、やはり今回このような形で出されてますけれども、結局は平成8年の直接請求以来、我々議会として具体的に今日まで形として何ら出してこなかった。これは現実だというふうに思うんです。今回、2名減、4名減、また10名増の3件の提案が出てきているわけなんですけども、個人の考え方としては、いろいろそれぞれ皆さん立場なりお考えが異なりますけれども、私は今、結果としてゼロ回答であれば、市民の期待を大きく裏切るのではないのかなというふうに思います。

それであるならば、今までの角谷議員さんの質疑の中でもありましたように、本来の北出さんのもともとの考え方というのも理解できますし、そのことをあえて抑えながら、2名減で出されてきたことについても敬意を表しているところでございますけれども、ただ単にそれだけで終わるのではなくて、もっともっと先を見据えた議論を展開をするということの必要性をお聞きをしときたいというふうに思うんです。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） だから2名削減というのは、最初に私申し上げましたように、本市の財政危機、人件費の大幅な高騰というふうな形のことに対して、我々議会として区長連絡協議会から提起された問題に対して、現在ではそういうふうにおっしゃられたようにゼロ回答であると。何らかの形で回答しなければいけない。そのほかの人数削減がございましたけれども、それでは過半数を取れない。もう2年近くも引きずっていると。1つの不十分にせよ一定の結論を出すことが、そしてそのことによって行政の行財

政改革をより促進することが、当面の我々の使命ではないかと考えたわけ
であります。

そういう意味では、提案文にもございますように、本市の財政改革の一
助であるというふうなことで、限定的に考えているということございま
す。本来の議会の改革云々ということに関しましては、そういう観点から
いいますと、議員定数もかなり大幅に変わってくると思います。

そして、財政改革の一助としての2名定数削減、これはあくまで財政改
革の一助でございますけれども、これを突破口としてさまざまな議会運営
あるいは議会制度、そういったものの改革、特に市民の意見をいかに吸収
するかということとは、逆に言えば我々はいかに情報を提起させていただく
か、広範囲に広げさせていただくかということに還元されると思いますの
で、今市長も提案されておりますけれども、我々議会人としてもこの後続
いてぜひとも議会情報公開条例を提起する。そして、旧来の不祥事に対し
て、あくまで毅然として我々の態度を表明するというので、できまし
たらできる限りの範囲で倫理条例も策定していくと。そういう形で今後の展
望を、簡単ですけど、述べさせていただきたいということで回答にさして
いただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 非常に難しい答弁になっておりますので、私は簡単
なことを2～3点述べて質問したいと思います。

簡単に答弁していただきたいと思いますけれども、まず第1点は、提出者
がこの提案理由をここに提出されております。ところが、先ほど提案理由
を述べられたんですけど、これと全く違うことを述べております。私たち
これを判断してるんです。

それで、あなたは議会運営委員会の委員長です。委員長として、その点
をどうお考えなのか。全く違うことをしゃべってもいいのかな。提案理
由として、全く違うことを言っているのかどうか。私たちは判断して
るんです、これで。

もう1点は、この提案理由はあなたが気に入らなかったから、別のこと
を提案理由としたのかどうか。これもお聞きしたいと思います。

3点目に、先ほどの質問者の中にもありましたけど、あなたは常々議員
は18名でいいんだと。18人に削減せえということを常々言っておりま

した。そして、この本会議が始まる前に、議員同士が議論をいたしました。その席上であなたは、どこまで下げても精いっぱい下げて議員削減は4だということをあなたは言い切りました。言い切りましたね。それは冗談だったのかどうか。

この3点をお聞きしたい。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 奥和田議員の質問にお答えさせていただきます。

第1の質問でございますけれども、私は冒頭触れましたように、提案理由は基本的にこの本文をお読みくださいというふうに申し上げたはずでありまして、それを踏まえた上で補足説明をさせていただいたということでございます。

それと、気に入るか、気に入らないから言ったんじゃないかというふうなことなんですけれども、今回は基本的に私提案させていただいてまして、皆さんの意見を吸収した上で、これがぎりぎりの合意点であるということで、それは私の個人的見解とは異なっておって当然だと思います。これが議会のあり方であると私は考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、4名定数削減というのは、私、確かに一定の代表者の集まりの中で申ささせていただきました。それは私は申し上げました。それは現行の大阪あるいは泉州の流れからいいますと、この間も泉大津市が22名から20名に削減しているという現状から見て、市民が今考えている定数削減の妥協点は4名削減ではないかというふうには考えておりましたので、その点発言させていただきました。

ただ、しかし、それでは我々志をいろいろ改革していこうとする人間の中で、私のように8名削減者もおりますし、ゼロ名という方もいらっしゃいますし、あるいは4名という方もいらっしゃいますし、それを協議した上で、現行では2名しか過半数の合意形成がされないということで判断させていただきましたので、御理解のほどをよろしく願いいたします。

以上です。

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） どうも納得できない部分がございます。私は、定数をどうしても4だと、それに固執してゐるわけではないんです。定数削減に

は反対です。今、議員として当然なすべきことなんです。当然なすべきことは、議員の定数です。定数減にするのが当然です。しかし、私はあなたがおっしゃることがどうも理解できないのはそこらにあるんです。先ほど提案理由としてこれを提出しました。だけども、これをお読みくださいというのは、いかなもんかなと思うんです。提案理由、あなたは先ほど述べたわけなんです、ここで。提案理由として述べたでしょう。あれは述べたのは演説ですか、あれ。提案理由を述べたんですね。あれは演説やったんですか、どうですか、あれは。

それと、これをお読みくださいというのであれば、この中に昨年5,000名を超える署名等のもと、議員定数削減の直接請求が提出され、厳しい財政状況の中での市民の要求の強さを謙虚に受けとめなければならないと、こう載ってるんですよ。これはあなた、読み上げましたか。読み上げてないですね。ここで5,000名になんなんとする署名があった。これは定数6とうたわれてるわけなんです。これを謙虚にあなたは受けとめて2とされたのかどうか。ここらもはっきりわからない。納得いければ、私も賛成します。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 奥和田議員にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、提案理由はもちろんそういうことということで、私の説明はあくまで補足さしていただいたと。時間がかかるということで提案理由はお読みいただいて、私は補足さしていただいたということでございます。

あくまで私たちは政治家でございますし、決定は、議会での決議というのは、過半数を確保しなければできません。角谷議員の御質問にもお答えいたしましたように、私としては苦渋の決断をさしていただきました。ただ、あくまで我々2名で合意さしていただいている議員は、これを単に2名ということで限定しているわけではございません。あくまで今回の3月議会では、財政危機の中で何らかの形で市民に対してもおこたえしなければならないという判断で、2名ということを目下の課題として設定さしていただいたと。議会改革も含めて、今後人数についても柔軟に協議さしていただくというふうに考えておりますので、御了解いただきたいと思います。

もちろん我々は政策能力も持たなありませんし、政策能力という抽象的な言葉が一体どういうことを指すのか。それから、一番大事なものは、やはり市民の声を行政に伝えるというこの大事な任務が、これは欠かせないと思うんです。その上でそれを政策化していくために、事務局体制の強化というのも要るでしょうし、一番私は議員としての仕事というのは、1つの価値判断、市民の中の1つの立場から出てくる意見を反映するということですから、2つを2で割るわけにはいかないわけですので、そういう点では人数が減るということは、確実にある市民の声は伝えられにくい。

北出議員もよく言われるように、いろいろ市民には行政に伝える場がいっぱいあるではないかと。市民運動もその1つだし、区長さんも行政に声を反映する1つの機関だ。だから、何も議員に限ってないんだということをおっしゃってありますし、そういう点で、しかし、私は法的にちゃんと整備された、制度上市民の声を伝えるのは、私は議会だと思しますので、その議会の人数を減らすということは、確実に一人一人の議員の後ろには、先ほども言いましたように何百人という方の願い、思いを受けてこの場に座っておるわけですから、それを減らすということについては、よほど慎重にしないと、私は北出氏の説明する理由でなぜ議員定数削減につながるのかと。

唯一つながるとすれば、財政問題だと思うんですが、これは北出氏とも公の場でも議論しましたが、議員を減らしてもう少し議員報酬を上げて、政策能力をするためにはそれだけのスタッフも雇えるだけのものをやらないと、十分な議員の活動ができないという、そういう持論を持っておるところからいえば、市民の願いは財政問題から議員を減らすということでありますが、提案者である北出議員の思いからいえば、財政問題ではなしに、やはり議員の能力だと。政策能力をつけたそういう信託型の議員がこれからの議員の姿だという北出氏なりの議員像、議会の役目というのを持っておると思うんで、その辺にはかなり市民の思いとあなたが提案しておる趣旨とは、大きなずれがあると思うんですね。

これは、あなたがそういう趣旨を市民にも十分説明していただく必要があるだろうし、それは北出氏なりにはやっていらっしゃると思いますが、これだけの賛同者を集めて、かなり提案理由でやられたことと、壇上で説明されたことの違いは、こういう文書で出された提案理由に基づいて、松

原、東、重里、藪野、真砂、西浦、市道、上野、南、嶋本さんという人に、法に基づいて署名をもらって出しとるわけですから、そういう点でもやはり問題ではないかなと思うので…

議長（巴里英一君） 小山議員に申し上げます。ポイントを絞って端的に質問願います。

3番（小山広明君） はい、わかりました。そういうことで、そういう審議の面からどうなのか、今後の提案の仕方1つとってもですね。

それから、北出君はみずから、私は与党だということを公言をされていらっしゃるんですが、私は与党の議員だけの賛同で、一部はそうでない方もおりますが、ほとんどが与党議員の賛同によって議員の数を減らすということを出してくるこのあり方ですね。私は、あなたが言うように、議会は行政のチェック機関だという点では、行政にとってもある意味で怖い存在といえますか、やっぱり緊張する関係だと思うので、与党議員からこういうものを出してきて、やはり2名減をしていくというあり方は、私は問題ではないかなと思うんですが、その辺の認識ですね、お答えをいただきたいと思います。

それから、地縁、血縁、人間関係で議員になるということも一般的には私はあると思いますし、同級生だとか親戚だとか、同じ地域から出るとということで、それに対して北出氏もよく言う、提案型、政策型となりますと、自分の考えを明確にして、考えに賛同する者によって議員になるという、これが私は理想だと思いますが、しかし、それはなかなか親戚とか知り合いとか同級生とかという形で支持を得るよりはかなり困難であることは認められると思うんですが、そうするとそういう政策型、信念を掲げて当選する議員にとっては、やはり相対的に議員になることは、大変私は難しいと思うんですが、一方地縁、血縁型を排除するという反面、そういう市民派的なというか、政策型の議員を排除することにもつながるとなると、私は大きな問題ではないかなと思うんですが、その点での提案者のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、先ほど情報公開を議会としてもやるべきじゃないかなと思うということをおっしゃったんですが、議員そのものが情報公開をする大きな役目を持つとるわけですね。そういう点で、私は議員がここで議論されたことをちゃんと市民に報告すれば、かなりそれはきちっとした議会報告、情

報公開になると思うんですが、そういう点でも議員定数の削減というのは、そういう情報を流す窓口、主体を失うと思うのですが、その点についてもお答えをいただきたいと思います。

それから、ヨーロッパなりアメリカの例を出されましたが、いろいろ民主主義の発展の仕方が違いますし、一概に数だけをもってそこで論じるべきではないという思いますし、数を減らすのであれば、私も報酬を下げるべきだという基本的なスタンスは持っておるんですが、その点も北出氏にお尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

議長（巴里英一君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

なお、答弁者に申し上げます。提案の中身以外の答弁あるいは発言はできるだけ控えてください。簡潔にお願いします。北出君。

25番（北出寧啓君） 議長、その前に議事進行で。

議長（巴里英一君） 議事進行はできませんので、答弁者は答弁のところで、そこで訂正をいただいたら結構でございます。

25番（北出寧啓君） 小山議員の御質問にお答えいたします。

多岐にわたっているので、どこまで答弁できるかちょっとわかりませんが、後でまた御質問いただければと思います。

ちょっとお聞きしたら、議会事務局と相談の上云々ということは、局長なりと後で協議させていただくということをお願いいたします。

それで、地方自治法の問題、91条でしたか、細かい解釈を今しろと言われてもちょっと難しいんですけれども、基本的には96条の議員の中で条例を設けまたは改廃することということで議員の提案権として発動させていただいてるつもりです。

そのほかの細かい論議はちょっとできませんので、申しわけございません。

それから、代議制民主主義の考え方については、小山議員とはかなり異なるかなと思いますので、これは見解がかなり違う。小山議員は多ければ多いほど、直接民主主義に近ければ近いほどいいという判断を示されています。都市化、工業化してこれだけの規模の都市でそれが可能かどうかという、ギリシャのアクロポリスでの直接民主主義の歴史がございますけれ

ども、そういうわけにはいかないというふうに考えております。

私が繰り返し何回か申さしていただいたんですけれども、この定数削減条例ですね、これは基本的には我々が財政再建の一助として位置づけているということで、それがこの提案の基本的な枠組みでございますので、私が今さまざまに話したことは、直接は関与していないということで、関係していないと御理解いただきたいと思います。

与党議員というふうに私が言ったかどうか、余り言ってないと——私は地方議会は、与党、野党は、基本的にはそういう形でくくるのはおかしいと。中央政界の議員内閣制の場合は、与党が内閣を構成しますので、それは与党、野党で結構ですけれども、地方自治体の場合は、首長があり、地方議会が監査機能として存在しているわけですから。ただ、私としては現行の向井市長を支持させていただいているということで御理解していただきたいと思っております。

それから、これが与党の有志云々ではなくて、やはり一人一人の議員が協議できる枠組みで、その範囲で合意形成したということで、与党議員が云々かんぬんということは、私としては理解できないというふうにお答えさせていただきます。

それから、報酬の問題でございますけれども、私は若干考えを変更しておりますので、本来は地方自治体議員にしても、事務所を設け、秘書を設け、そういう枠組みでの報酬が得られるというふうに考えておりましたけれども、近年いろいろ考えてみますと、地方議員は本職があつてということもあるみたいでございますので、その辺の判断は、今私としては差し控えさせていただきます。

提案型、政策型の議員になるのは難しいというふうにおっしゃいました。確かに難しいと思っておりますけれども、可能であるとも思っております。私自体も昨今、うちの事務長が私と意見が異なるということで離れていかれましたので、それはもう空港問題に関してそういう形でありまして、それはもう政策型であれば仕方がないというふうに私は判断させて……

議長（巴里英一君） 私見は慎んでください。

25番（北出寧啓君） 事例を申しておりますので。余り多岐にわたって、また多様に話しすると問題がございますので、また質問ございましたらお願いいたします。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） これは簡単なことなんで答えてください。96条を出されましたが、91条の——これは自治省が監修しとるものですね。87ページの実例というところに明確に、本条2項というのは、いわゆる議員を減少することができるですけれども、そこに、この提案権は長にあるものと解するというように書いてあるんですよ。（「2項や」の声あり）長にもあるものと解する——あ、そうですか。はい、わかりました。

〔「議事進行」の声あり〕

議長（巴里英一君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） ただいま小山議員が指摘している問題は、もう既に2件採決を行っておりますので、3つ目に言うのは、むしろもうおかしい。そういうことになれば初めに指摘するべきであって、もう既に同じように議員提案が2つ採決されてるわけですから、3つ目でそれを今ごろ提起しているのは、ちょっとおかしいと思いますので、その点整理してもらって、採決した後、またそれが問題であるならば、よく議運等で検討して処理をしていったらどうかと思いますので、その点御提案を議長の方よろしくお願いいたします。

議長（巴里英一君） 小山議員、議会というのは提案権、いわゆる立法機関ですから、その点お間違いなきよう質問願います。小山君。

3番（小山広明君） 大変不勉強なことをさらしましてごめんなさい。さきに出されましたがということはまくら言葉でつけさせていただきましたので。しかし、私の勉強不足で、長にもということでごめんなさい。訂正いたします。

そしたら、北出議員から御答弁いただいたんですが、この政策型、考え方を訴えて選挙すると。選挙というのは本来そういうことでありますが、現実社会にはやはり全然知らない人に、ただ政策だけが立派だからといって投票するという、そういうことでは実際はないわけですから、やっぱり現実的には地縁、血縁と俗に言われるそういう人間関係を通して議員になるということが、私も完全にそういうことがないとは言えないわけですので、しかしそういう全く知り合いとか地縁、血縁がない方にとっては、ここに議席を得るということは、大変これは難しい。不可能ではないとあなたは言われますが、私は不可能に近いという、そういう状況だろうと思

ます。

そういう点で、やっぱり地縁、血縁だけの議員だけでもし議会が構成されれば、それはもう私は議会としては問題だと思うんですね。そういう中で、やはりそういう政策型の議員が何人か入ってくるということで、いわゆる地縁、血縁型の欠点を補うということもあるんで、それは僕は一概に否定はしてないんで、今回の議員定数の削減がそういうこととして出てくる人に大きな痛手となりますし、入って来にくいと思うんですね。私事を言っただけなんですけど、初め当選したときには後ろから2番目で当選させていただいたんですね。それに至るまでも何回も落選をしております。これはだれにもできるかといったら、なかなか選挙に何回も落ちて挑戦するということはできないので、そういうこともやはり十分踏まえて、私は提案するべきものだと思うんです。

議長（巴里英一君） 質問と余り広がらないように。

3番（小山広明君） はい。だから、政策型の議員がなかなか当選しにくいということを議員定数の問題には持っているということを提案者の北出議員にはどのように配慮し、その面はどういうふうに考えてるのかということを確認したいということで質問しとるわけですよ。

それから、より多くの人が入るというようには私は考えてないんで、やっぱり法定数というものを1つの基準として、それが私は1つの基準ではないかということをお願いとるんで、多ければ多い方がいいというように私は現実的には考えておらないことは了解いただきたいと思います。

あとの1点だけちょっとお答えしといてください。要するに、政策型で出てくる議員がどうなるのか、あなたの提案がもし可決されることによつてですね。全然心配ないのかどうか。

議長（巴里英一君） 本来的には余りなじまないかなと思うんですが、再度答弁されるんでしたらどうぞ。北出君。

25番（北出寧啓君） 小山議員にお答えいたします。

先ほど多ければ多いほどいいというふうに判断されていたというのは私の誤解でございまして、それは撤回させていただきます。小山議員が先ほどおっしゃられたように、26名の枠で現在の財政危機の克服を考えると判断をされているので、その辺は御容赦願いたいと思います。

政策型議員がこの枠で当選するかどうかという問題は、その時代とか状

況によっていろいろ変化がありますので、そういう問題に対しては、旧来信託型議員とか代理型議員とかさまざまに研究もされておりますので、私が今この壇上で答えるべき問題ではないと思うので、これに対する回答は差し控えさせていただきたいと思います。ただ、私としては可能であるということだけ申し添えておきたいと思います。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 時間も大分経過しておりますから、できるだけ簡潔に質問をしておきたいと思うんですが、ただ、いろんな議論の中で、私はまず質問の前に確認を兼ねての質問ということにしたいんですが、今小山議員との議論の中で、今提案されているこの2名の削減の提案というのが、市民の意向に沿ってとりあえずやっておくことであって、これが通って、これでこの次の定期の議会の改選に臨む議員定数として確定するんだというのか。いや、今さっき小山議員に答弁されたのは、3月議会で2名削減して、また6月議会になったら、そのときにまた追加で2名なり3名なり削減してやっていく、この次の定期の改選までの間に18名に、目標に向かってやっていくというふうに考えておられるのか。何か答弁が非常にあいまいもこととして、きょうの提案がこの議会の議員定数という議会にとって非常に大事であるというよりも、私はむしろ市民の参政権にとって大事であるこの議員定数の削減のあり方について、議員定数そのものについて、ちょっと御答弁の内容があいまいもこととして、私はもっと真剣な議論として明快な答弁をここでしていただかないと、考え方は変わる。

例えば先ほど小山議員の、あなたは前に政策的議員だ云々ということ、報酬を議員定数削減したら、削減して余った分というんか、その分だけを議員報酬としてふやして、いろいろと政策研究をやれるような、そういうものにするんだということかと言われて、いやその考え方は変わりましたというんで、今選ばれてこの議会に出てきた26人の議員の数の定数の中での話として、この次の改選までの間にまた考え方がいろいろ変わるのか。その辺、まず明快にしておいていただきたい。これが1点です。

それと、もう1つ、今もまたギリシャですか、何か外国の遠い昔の話を出されたんですが、アメリカの場合には、あなたはアメリカは議員数が少ないということをおっしゃったけども、これはアメリカはアメリカの制度があるんですね。いよいよというときには、中央議員に頼らなくても政

治的には拒否をしたり、また言い返したりする制度もアメリカにはあるんですよ。だから、それは単純に日本の地方制度との違いを無視して、議員定数が少ないだとか、それから何かスウェーデンですか、スウェーデンは食堂で会議を開くとか言われましたけども、私はスウェーデンのストックホルムへ行ってきました。こんな議場やなしにというと、別にこの議場を侮辱するわけじゃないんですが、つくり、建物の内容からいうたら、そらすごい立派な議場でやってるんですよ。食堂やなかったです。それから、向こうの議会の女性議員に案内していただいたんですが、できたらひとつ余りすぐ議論の対象にならないことで、きょうの議員定数の2名削減の問題について議論なさらないで、私は共通の土台で議論できるように御答弁をいただきたいと、こう思います。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 林議員にお答えいたします。

2名削減が今の任期中に変化、変わるのかどうかということでございますけれども、基本的には変わらないというふうに考えた方が——これは皆さんと協議してますから、私が今断定的にこうだというふうには申しにくいんですけれども、基本的には2名で推移するであろうというふうに判断します。というのは、次の選挙の経緯の中で、また新たな議員で継続審議、我々議員の協議も含めていろんなことが協議されていくであろうというふうにお答えいたします。

それから、私、ノルウェーの問題については、私も文献でちょっと読みましたけれども、実地で行かれた林議員のことでございますので、私の事例は一部の事例かもわからないんで、その辺は両者ともあるということに考えておりますので、そういうふうに理解していただきたいと思います。

私が、アメリカと大陸型を比較したのは、少数の議員の構造もあるし、多数の議員の構造もあると。それぞれの価値観でやっているということ、多様な形があるということを示すということで申し述べたことでありまして、外国と比較して、だから日本はこうなんだというふうに言った気は毛頭ございません。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 実は質問を考えておったんですが、先ほど奥和田議

員さんからもお話しありましたけども、この提案理由はすっぱかまして、ザーッと自分の考えをいろいろ述べられた。一般的に地方議会議員のあり方を主に述べられて、最終的に提案を2名減員するということも忘れておりかけたんで、僕はああいうふうに提案理由というのを北出議員、あなたがつくってきた文書をそこでブツと読んで、それをそのまま、それについて考え方はどうかということ議論するというのは、なかなか難しいんですよ。

やはりこれが本文で、これをちゃんと読んだ上で、全く補足的に、少しあれば——少しというのは普通ですけども、これはやっぱりそうしていただかないと、あなたが今、私はそう言わなかったというけれども、政策的議員云々と私メモしたら何行か、大分になったんですよ。あなたの読み上げるのは、それはできないですよ。技術的にできないです。

そういうふうな提案をされた中で、やっぱりはっきりと政策的云々ということもいろいろ言われましたから、一般的役割だけやなしに、先ほども小山議員からもありましたけども、何かいろいろ言われたんで、そういうことが昭和22年のことから論じて言われましたから、即そのまま私はそう言わなかったというようなことを言われても、これは議論として、共通の土台で議論できるような状況でなかったということだけ先に言うときます。

議事録で後で残って、あなたはそれでそのことをまた書けば市民に知らせられると思うんですが、我々あなたの提案を受けて議論する側が、そのことは議事録に載りますが、ここに書かれている提案理由は、これは一切載りませんね、議事録に。言ってないんですから。ですから、非常に変な議論の仕方になるんですよ、後で議事録を読むと。全然違うことで私どもが質問するということになるんです。こういうことについては、議長の方でもきちっと本来は指摘しておいていただきたい、そう思います。

ここに提案理由をせっかく書いていただいていますから、そのうちの一部分のことで私は議論せざるを得ないんですが、ここではまさに、先ほども言われましたけど、5,000人を超える署名のもと云々のいわゆる区長会からの直接請求の提案を出されたという話があって、今度の2名の削減がこの運動に沿ってやられてるんだというふうに謙虚に受けとめなければならぬと、こういうふう書いてますから、そういうふうになるんですが、そ

これは先ほどの22名と26名の4名削減との兼ね合いで言うと、私は定数削減には反対ですが、この書いてる趣旨と実際の提案と、その辺ではやっぱり私から見ても大きな矛盾だなと。単にあなたの考え方が変わったとかいう問題やなしに、これは20名削減の要求なんですよ。それを受けて、今議会には4名削減と2名が出ました。だから、そういうことを考えれば、この点が何でも適当にそういう運動を自分の側に引き込むようなことでこの提案をされてるのかなと思って、これはちょっと奇異に感じてるんです。

それから、もう1点は、結局いろんなことを先ほどの提案理由の中で確かに言われました。言われましたけども、この文では本市の行財政改革の推進の一助となすということで出されてるんですが、やはりあなたは、地方議会についていろいろと先ほど述べられたことを聞いておられますと、私は立法府といわゆる行政府の違い、やはり行政改革、まさに言葉どおりです。行政の改革なんです。行財政の改革なんです。

それから、議会にはそれだけ一定の費用が必要なことは、そのことは昭和22年に述べられたあのときに、国民が議会に一定の費用が必要だということを前提にして、そして制度的には住民の意向が市政に反映するうようにそういう制度を持ったわけです。私は後で述べますが、そういう点ではこの議会のあり方というのは、そういう点で一定の費用は確かに要ります。

しかし、大事なことは、市民のいろんな要求や願いが市政に反映されること、まちのすみずみから反映されること、そのことをもってその定数を地方自治法で定めてるわけですから、私はそういう点ではこの行財政の改革ということで、この提案をされること自身がおかしいと思うんです。その点についてお尋ねします。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 林議員の御質問にお答えいたします。

区長会の議員定数削減の直接要求を謙虚に受けとめなきゃならないということは、区長連絡協議会があくまで市民を一定代弁してると、市民の意見を反映しているということが当然ございますので、そういうことでそれを市民の要求として謙虚に受けとめなきゃならないということは、各議員は思っていることだと思います。ただ、その謙虚に受けとめる受けとめ方が、また1つの個々の議員によって異なっておりますので、その中の合意

ということで御理解願いたいと思います。

林議員が指摘されたことをごさいますけれども、行財政改革と我々の議会としての行政監視機構としての部分からというよりも、行財政改革からの議員定数削減はおかしいのではないかというふうな指摘だったと思いますけれども、確かに本質をうがったような質問でございますので、私としても本質的な論議をこれからやろうと思いますと、またさまざまな角度から本当の我々の議会改革をどのようにやっていくかということを考えていかなきゃならないということが出てくるわけです。それは理解させていただきたいと思います。

ただ、それは我々の議会人としての考え方であり、今回の場合は、より財政危機が逼迫している現状において、市民が議員はこれでいいのかというふうな世論が広範囲に存在しているという認識のもとに、行財政改革の一助から2名定数削減するというふうにさしていただいたということを理解していただきたいと思います。

以上です。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） ちょっと初めの出発がてれこになっているというか、提案理由を述べられていなかったことに対する質問という形になりますから、私いろいろと御答弁で質問に的確に答えていただけない部分があるんですが、それはそれとして、それをあれこれしてますとなかなか時間がかかりますので、ただ5,000を超える署名の云々のことが、謙虚に受けとめる、その受けとめ方が違ったということは、提案者の北出議員はどう受けとめたんか知りませんが、この条例制定請求された意思を受けとめ方が違うから2名になったということですね。それは、提案された議員の、先ほど小山議員が全部名前を読み上げられましたけども、いろいろ違うと、謙虚さが違うというふうに理解をせざるを得ないんですね、そういうふうに使われますとね。それはそう受けとめておきます。

私は、大事なことは地方議員が本来の役割をどう果たしていくのかと。そのことを果たすために議員定数削減というのは、これはあり得ない。また、別の問題だというふうに思います。

昨年——今年度ですけれども、残念なことに大変な事件が発覚しました。選挙が終わったばかりなのに2人の議員が、議会の一番最高の決議にか

かわって贈収賄事件があって、最終的には議員をやめざるを得なかった。有罪判決も下されたと。

私は、この過程を見ていて、私自身も情報公開条例制定ということを経長にも要求したりいろいろしてきましたが、もっともこの件ではいろいろと研究したり、どういうふうな条例文にするかということについては、私もまだ十分勉強できてないので、なかなか提案できていないんですが、もし提案されるお気持ちがあれば、今の議員定数でもできるわけですから、大いにそういうこともやって、市民にも理解していただくし、そしてまた議会自身の改革についても、これまたいろいろと十分議論を進めていけばいいというふうに思ってますが、問題は、そういったことと同時に、議員がどういう態度をそういう問題にとるか、そういう問題に対してどういう態度をとるかということが議会の議員に問われてる問題だと思うんです。

そういう点では、去年の例えば議員辞職要求に対する提案についても拒否をされたとか、そういうことではなかなかその辺が理解できないんですね、ほんとに議会改革を言うなら。私はそういう点では、今市民が望んでるのは、そういう点では議員のあり方、議員がそういう問題についてどういう態度をとるのかということが問われてると思うんです。

また、例えば市の財政問題でいえば、空港島の日航や全日空への税金を国の方で勝手に軽減を決めた。例えば泉南の首長の一番の権限にある、執行権者の権限にあることが、国会でそこだけの部分で変えられたことがあります。そのことについて何回か御提案申し上げて、おととしの12月にはようやく全会一致で——これが翌年の去年の3月の国会では一部訂正されたことがあります。やっぱりそういうことや何かでよく研究して共同して取り組むとか、議会としての果たす役割というのは、いろいろ清潔な議会を求めていくと同時に、財政上確保していくという活動もあると思うんです。だから、私はもっとこの26人がそういう点での研究や何かで共同してやっていくというふうにするべきだと思います。

だから、そういうことと、当初そういうことに近いことを言われたんやけども、私も何回も提案して、ようやく何回かの後に賛同いただいたんですが、そういう点では、私はあなたが冒頭に述べられたことの話の中には、政策的議員だとかいろいろありますが、それは今あなたが言われてから始まっているんやなしに、もう早くからそのことについて始まっているんです。

そういうことはずっとやられてきてるんです。だから、そのことは今議員定数を減らす理由ではないわけですね。だから、そこらがちょっと混同されてるように思っています。その点についてはどうなのか、お尋ねしておきます。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 林議員にお答え申し上げます。

冒頭質問されたことで、私が提案文をここで読まなかったということは、私の落ち度でございます。今後そういうことのないように改めたいと思っております。

ただ、提案文は一応議会として残されるわけですから、そのことについてはそのように考えておりますので、今後注意さしていただきたいと思えます。

議長（巴里英一君） 北出議員、発言した以外は議事録に残りませんので、これだけ残るといふことはありませんので、その点御注意申し上げます。

なんでしたら、もう一度きちっと提案をしていただいても結構でございます。それは提案者でございますから。

25番（北出寧啓君） そしたら、今からもう一度改めて提案文を読ませていただきます。それでよろしゅうございますか。

議長（巴里英一君） そのままであれば、あなたもそのままで2名削減ということで提案されてますから、それでいくということであれば、それで結構でございます。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今、北出議員がいみじくも認められましたように、提案理由を読まなかったと。いわゆる議事録から欠落するわけですね、この提案理由が。だから、結局今までの論議が何であったのか。これに基づく論議なんですよ。我々も北出議員がこの提案をされる理由ですね、これを逐一勉強もしてきて、質問内容も考えてきてるわけです。ところが、それをいわゆる肩透かしを、言葉は悪いですが、肩透かしをしたような…

議長（巴里英一君） 北出議員、席へお戻りください。

13番（和気 豊君） そういうふうなことをやられたと。これは議長ね、

やっぱりもう一度提案するということになりますと、これに基づく論議をもう一度やり直すと。提案だけしてこれに基づく論議ができないというのは、これはちょっとおかしいと思うんですよ。

だから、ちょっとここで改めて提案をさしてくださいというふうに言われるということについては、議運の委員長でもありますし、今後の議会運営のあり方、基本的にどうしていくかという問題とあわせて、改めて休憩でもって御論議をいただきたいなど、こういうように思うんです。禍根を残すような議会の運営を残しますと、これは今後の泉南市議会の問題にもなりますので、十分に論議した上で運営をあり方を決定していただきたいなど、提案いたします。

〔林 治君「ちょっと議事運営でもう1つ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） ずうっと僕、議論しながら気になっていることが1つだけ、小山議員の質疑との兼ね合いの後で、私は冒頭にこの提案理由と違うことをいろいろと言われたことの中でということで、政策的議員の云々のところで私が質問したら、そうと違うというふうな回答されたんですよ。それは提案理由でそうは言ってないという意味に言われたんで、それは議論のしようがないんですね、そういう点ではね。それで、ずっとそれが気になってるんです。その辺は、議長としてきちっとした取り計らいをしていただきたいなと思います。

〔奥和田好吉君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 今の問題ですけども、私の質問の中でこの問題を私の質問として取り上げたときに、提案者はこれは一応出して読んでくださいと、そういう回答をしました。これは私に対する侮蔑にほかならない、こんなことは。これをどう考えているのか。これで差しかえで云々、あるいは休憩をとって云々であれば、これは納得できない、こういうことは。その点を整理してください。

議長（巴里英一君） 提案者は既に提案理由並びに人員ですね、既にここで1時間余り十分論議されてます。そういった意味では、提案者が提案したと、それで論議されたというのが本来の形でありますので、そういった意味では変えるということになりますと、もう一度議会から論議をしなきゃ

ならないという問題も起こりますので、その点はあなたの先ほど提案されたままいくという以外にないのかどうかをもう一度判断を願います。

北出君。もう既に趣旨は十分尽くして思うので。

25番(北出寧啓君) 言葉不足で申しわけございません。私としては、お読みいただきたいということで手続は整ったというふうに判断したわけでございますけれども、改めて読むというふうなことを申しましたのは、林議員の提案を受けて、議事録に残す必要があるかどうかということ判断さしていただいたんです。議事録に残るかかどうかということが大事か、その辺の問題はまだ検討しかねるわけですがけれども、奥和田議員に申し上げますけれども、私としては一応お読みくださいということで申し上げたことで、提案さしていただいたというふうに理解させていただきますので、ちょっとその辺御理解を願いたいと思います。

議長(巴里英一君) 林君。

14番(林 治君) 議長ね、これは文書で議員提案として提案理由が出てくるんですよ。ところが、彼が、これはもう奥和田議員が言われるように、読んでくださいということで自分がいろいろとやった。そのことが提案理由として述べられたわけですよ。提案理由を述べられたことについて質問したら、いや私はそう言うてないというふうにさっき——議事録を回してもらったらわかります。そう言うてます。

そうすると、提案理由ですから、やっぱり我々はこれを見て、その提案理由についての質疑をやるんですよ。でないと、とてもじゃないですが、提案理由にないことを言われたことが、さきに言うたことがそう言うてないとか言われますと、私はそう言うたと聞こえてやってるわけですから、一々議事録を出してもらわないと、後質疑が続かないんですわね、その点については。いまさらそれをやられても困るんですよ。

議長(巴里英一君) 暫時休憩します。

午後5時10分 休憩

午後7時22分 再開

議長(巴里英一君) 議長として北出議員に申し上げます。議会の提案は議運で確認された提案文で提案をされるよう、そしてさらにその提案文に基づき提案をされんことを、今後とも十分注意されてなされるよう議長から注意を申し上げます。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 泉南市の議会会議規則第77条に会議録の記載事項というのがあります。会議録に記載する事項は次のとおりとすることで、第11項、議案の提出というのがあります。議案ですから、理事者提案あるいは議員提出議案いかににかかわらず、当然提案理由ですね、これが付されている議案で初めて議案としての体裁が整っていると、こういうふうに理解するわけですが、今回は議運で確認された提案理由が議事録に載らない、会議録に載らないと、こういうことになるわけですが、その辺の取り扱いについて議長に——今の議長の取り扱いであれば、私はそういうふうに理解せざるを得ないわけですが、その点お示しをいただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 既に北出提案者が前段で議員削減の問題あるいは内容について、はっきり申し上げております。そのことを終わって質疑に入っておりますので、そのこのところについては質疑続行中でありますので、御理解を願いたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） いやしくも議員が議案を提案しているわけですね。それに的確な、いわゆる議運で確認されている提案理由が冒頭述べられなかった。こういうことについては、これは議会運営上、それをそのまま素通りして不問に付したまま、正しい解決をしないまま次へ進むということになりますと、今後の議会運営に大きな禍根を残すということになるというふうに思うんですが、その点どうなんでしょうか。議案というのは提案理由も整って初めて議案という体をなすと、これはもう自明のことだと思うんですが。

議長（巴里英一君） そのことについては、既に提案理由を示されております。必ずしも提案内容が付された、いわゆる皆さん方のお手元に配付されたとおりきっちり読み上げない限り提案理由にならないということは、法的には余り関知しない部分ではなかろうかと。法的には触れないと、違反しないということであろうというふうに思考します。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 議会というのは、運営にかかわっては、いわゆる過

去の慣行なりルールにのっとなって間違いなく進めていかれると。これが議長も長年の経験でそのとおりだと同意していただけると思うんですが、いわゆる前提になる議案がみんな確認してきた提案理由と違うことが冒頭出る、議員に書いたものを示されずに出されているわけです。

先ほどの論議でもありましたように、提案理由の3倍も、あるいはそれ以上にもなるような提案理由が口頭で述べられている。その口頭で述べられた提案理由と、それからいわゆる議運等を経て出されている文書の提案理由、これの整合性すら我々にはわからない。そして、そのとおりですとか違うという意見が現に答弁の中で北出議員から出ているわけです。

それじゃ、どう違うのか。これはやはり両方を示していただいて明らかにしていただかないと、そういう発言がなければ、私は議長のそういう裁量で何とかというふうには思いますけれど、違うという発言が林議員の質疑の中であつたわけですから、それじゃどこがどういうふうに違うのか、そのことを改めて明らかにしていただく。そういうことは、これは議長、筋だというふうに思うんですよ。当然のことだと思うんですよ。それはひとつ議長として、議長の裁量できっちりやってください。

議長（巴里英一君） 再開に当たり私から申し上げました。確かに議会運営委員会に出された提案理由と若干内容が異なるような提案があつたことは確かであります。しかし、内容的には削減、そして社会情勢、そして経済情勢、こういったものがきちっと含まれて本人から提案されております。必ずしも提案というのは、文書でなされるものばかりとは限らない。こういう場合もありますので、そういう点では答弁が違うということであれば、提案者に答弁をいたさせます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） だんだんと議長の発言が変わってきているように思うんですが、何のために議会開会の前段になる議会運営委員会で、議案を議事日程に組み込むと、そして内容はこうだと、こういうことを論議をしてやってきているわけですよ。

そして、議長の諮問機関として議会運営委員会があるわけですね。そして、そこで全会一致でこのとおりやろうという議会の円満な運営の保障の場として、議会運営委員会があるわけですね。そして、そこで論議を尽くした、そのことが議会の本会議の場に提案をされる。だからこそ、本会議

もスムーズに運営されていくわけです。

それを事もあろうにそのいわゆる束ね役である委員長そのものが、それを逸脱した提案をされる。そして、明確に議事録にそれが記載されない、こういうことになれば、今まで培ってきたルールは一体どうなるんだ。今の議長は非常に賢明な議会運営をやっていただいているわけですが、私もその点では意見を同じくするところもあるんですが、この件に関しては、議長ね、非常にどンドンと何か発言されるたびに問題がおかしくなっていく。議長自身も認められるでしょう。これはひとつきっぱりとした議長としての過去のルールを踏んまえた対応をしていただきたい、こういうふうに思います。

議長（巴里英一君） お褒めいただきありがとうございます。既に質疑に入っております。たえられるかたえられないかということは、それぞれ議員個人の判断かと私は思います。もう既に改めてそのことをどうのこうのということで再提案ということにはならないかというふうに思います。あなたのおっしゃることももっともだという点がございます。そういった意味では、議会運営委員会で慣習に従った提案をなされるべきだというふうにも思います。しかしながら、ああいった形で提案されたことに対して、既に提案を終わっておると、そして質疑の段階に入っておるとということにおいて、本人が質疑の答弁の中で一定の発言をしながら、そのことについてきちっと整理していくということは、それは答弁者の問題であります。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） それにも意見がありますが、私が先ほどお聞きをいたしました、北出議員が林議員の質問に対して答弁された——ここに配付されている文書による提案理由と私が冒頭、口頭提案した中身が違っていると、こういうふうに言われている、その違いは明らかにしてくださいよ。それはちゃんとしてください。そういうふうに明確に言われてるわけですから、それをそのまま不問に付したままで前へ行ったらぐあい悪いですよ。違うならばちゃんとその整合性のある提案を、統一した提案を明確にしてもらわないと。それははっきりしてください。

議長（巴里英一君） 先ほど申し上げたように、整合性があるかないかは皆さん方それぞれ議員個々の判断にも基づく場合もあります。だから、そういった意味では質疑の途中でございます。北出議員にそういう質疑、整合

性がないと言われるなら、北出議員に質問を願いたいということでございます。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は、その議員個々の見解の問題を言うてるんじゃない。議事録にそういう違うというふうに明確に言われている事実をどういうふうに議長として、その事実に対してどう対応されるんですかと、議事進行について聞いてるんです。そういう事実があるんです。なければいいですよ。

議長（巴里英一君） 議長としては既に質疑の中でそういう趣旨、趣意を既に尽くされているというふうに判断いたしております。

〔和気 豊君「ちょっと議長待って。議事進行、議事進行」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） いやいや、これは始まったばかりじゃないですか。そして、そのことにかかわって、林議員が問題を提起したんじゃないですか。論議が尽くされてるで、いつ論議が尽くされたんですか。またおかしなことを言う、議長は。議会の議事進行をつかさどる議長がそういう事実関係を——私は事実関係を言うてるわけですから、そのことについて、まず認めるのかどうか。認めますか、あなた、違うと言うたことについて。

議長（巴里英一君） 認めるというのは、何ですか。和気君。

13番（和気 豊君） いわゆる文書による提案理由と冒頭口頭で述べた、それに3倍か4倍かする提案理由とその中身が違いますよと言うた。そのことにかかわって林議員が質疑をして、この問題が惹起しているわけですね。だから、その事実をあなたは認めますかと聞いてるんです。

議長（巴里英一君） 私の申し上げているのは、既に提案がなされて質疑に入っております。それに基づいて質疑をされてるという議長の判断でございます。進行中でございますので、そういうことで御理解をいただかない限りは、議長としてそれ以上の答弁はできないというふうに思います。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 今の和気議員さんの方の議事進行での議論のさなか

でございますけれども、先ほど休憩時間中に議会運営委員会が開催をされてまして、私も傍聴で聞かしていただいております。

今されてる中身は、まさにその議会運営委員会の中で議論をされている中身でございます、そのことを受けて議長が再開をされたというふうに思います。まして、議長が冒頭に提案者の北出議員に対して一定の注意喚起をされた。北出議員の方も提案の理由をあえて割愛したということの説明も議運の中でありましたし、そのことも釈明もし、謝罪もいたしております。

そういった意味では、一定そのことでけりをつけて、議会を正常にしていくということの必要性があるというふうに思いますし、議長の運営で冒頭に進められるという方向は支持できるものだというふうに思います。あえて議会運営委員会の議論を本会議上でするのもいかなものかなというふうに思いますので、議事を即刻進めていただきたいということを要請したいと思います。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

議長（巴里英一君） 質疑を続行いたします。

〔和気 豊君「私の議事進行中です。」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私の議事進行がまだ終わってないがな。あなたに見解を求めているのに、あなた見解を言えへんがな。

議会運営委員会の論議を私も知っておりますけれど、再開してまだ審議も十分尽くされていない。その中で議長一任ということで、会議は発言者がまだ手を挙げているにもかかわらず打ち切られている。こういう議会運営委員会のあり方、議会運営委員会というのは、いわゆる議会運営がスムーズにいくように事前に各会派が合意をし合って、意思統一を図って、そしてそれによって進めていくというまさに議会の円満な運営を保障するための会議の場です。その場で、ああいう私は暴挙にも近い副委員長の議会運営委員会の執行をされた。

それを踏んまえて議長が、今私が事実関係を明らかにしてくださいというふうに言っているにもかかわらず、さらに議事の続行をします。これももう言語道断なやり方ですよ。こんな暴挙が……

議長（巴里英一君） それは議長に対しての言語道断ですか。

13番（和気 豊君） こんな暴挙が通るのであれば、何のために議長が議会運営委員会、諮問機関をおつくりになっているんですか。むしろそういう副委員長のやり方を議長は民主主義の立場でいさめなければならない、私はそういうふうに思いますよ。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 今、議会運営委員会の中のことが述べられておりますけれども、私は副委員長をかばうわけではございませんけれども、あの議論を聞いておりますと、それぞれの各会派、各政党の発言を十二分に保障してありましたし、それぞれの御意見は聞いていたというふうに思います。それを最終的に取りまとめるという形で休憩をとって再度再開をされた。これは事実でございますので、余りにも何もかも一方的にされたということにはなっていないというふうに考えます。

それと、あえて言わしていただきますと、確かに北出さんの方も謝罪しておりますし、提案理由を述べられなかったのは落ち度があったかなというふうに思います。しかし、私もその提案の中で既に質疑をさせていただきました。これが議事録に載る、載らないということと、審議ができないということとは別の議論であるというふうに思いますので、もう既に議長の方からもおっしゃられてますように、既にもう何人かの質疑が終了しておりますので、再度継続をして審議をされることを強く望みます。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 私は議会運営委員会に参加しておりますので、その内容は若干真砂氏の認識とは違うんですけど、十分議論は確かに第1回目の議会運営委員会ではされましたんですが、あとはもう一応事務局と相談しますから休憩しますということで入られて、開かれたら即議長に一任しますということで、それで会議が終わられたんでね、これはやはり一定事務局と相談した結果どうなのかということをやちゃんと報告いただいて、それで我々も意見を言う立場をつくってほしかったというのが、正直私、中に入った問題です。

そして、今の議長の議事の進め方でございますが、今後注意していただきたいということで議事を続行されることについては、あそこでも議論がありました北出議員は配付してある文書をお読みくださいということの中

で自分の意見を述べられたと、こういうことが事実関係だと思っんです。

だから、内容的には今真砂氏も言われたように、議論するのには差し支えないじゃないかというその前提は、配付されたものがちゃん議論の場に正式に上っておるということをお話されとると思っんですが、議運の中でも事務局の方からお話がありました、一切読んでくださいよという中身については議事録に載らないと。これは議事録だけの問題やなしに、やはりそういうことがちゃんと提案を正式にされて、当然市民の傍聴権は1つの権利ですから、市民もそのことを聞いた上で、もちろん議会もそのことを議論するということですから、これは議運がちゃんと開かれて、文書も示され、ちゃんと法による署名もして正式な議案としてここに提案されとるわけですから、議長も言われましたが、それと異なるものも確かにあったというようなことですので、やはりそれは今のところは議長の整理のように、あそこで言われたことが議案の提案だというのは筋論としてよくわかります。しかし、提案者はやはり読んでくださいというそれが基本だということで、若干私は内容に違いがあるんじゃないかなと。

私の意見を申し上げたんですが、提案はされて終わっておりますけども、事情を説明して、やはり議運に正式に提出されて、議案として必要な連署、署名もちゃんとなされて出た基本的な提案については、ここでちゃんと読み上げると、そして後で読む人については、ちゃんとそれがどういうことで途中で提案文が読み上げられたのかがわかりますから、そういうことをしてはどうですかという意見も言っとったんでね。

議長も何か、今後気をつけてくださいよということでこのまま質疑を続行されるようで、それはちょっと、一切そういう我々に事前に配付された文書は表に全然出ないわけですので、これはやっぱり議会は長い歴史の中で、後で議事録を読み返していろいろ議論の一番素材になる問題ですから、ぜひそういう扱いをしてやるのであれば、多少僕は変則的でありますけれども、私はそれで了解したという意見を言っておりますからね。

そういうようなことが一切何もいまま、議長に一任しますということでは本会議が開かれて、今後は注意をされるようにというのでは、ちょっと進め方としては、議会運営委員会の議論をやっぱり大事にしてないんじゃないかなと思っんですが、その辺は議長どうなんですか。後で言わせるつもりなんですか。

議長（巴里英一君） 本人が発言を求められたら、そういう意味では指名します。しかし、現段階では、整合性とかいろいろ問題を皆さんおっしゃってますけれども、議案としては既に成立をしておるという見解でございます。

その中で、皆さんの手元にあることと違うじゃないかということの意見かと思えますけども、その点については、発言の中で、提案の中で、理由の中で、それなりにきちっと説明をされていると。だから議案として上程されたのだということで質疑をしている最中でございます。なお、本人の希望があれば、そのことに対して答えることを議長として許すことはできません。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） それは筋論として僕はよくわかります。提案されたものが提案理由として——だからこの14条に書いてある、議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え——いわゆる2名減ですね。案を備え、理由をつけ、規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、議長に提出するとなってるんですね。

だから、そういうものがここに提案されてないんですよ。ここで突然言われたのは、それは確かに理由の説明をしたんですが、それは1つの独立した議案として私はあると思うんですね、現在は。だから、それは独立した動議ということもできるわけですから、北出氏がそこで提案理由を示し、2名減というのは議運に出された議案ではなしに、新たな議案としてやはり処理をしないと、私は法的にも瑕疵をつくってしまうんじゃないかなと。動議という扱いになると思うんですね、それは。全然違うわけですから。

それで、議長も示すように確かに違うところがあると。本人も一応違うということをお認めとるわけですから、それであれば、この議案を独立した1つの提案議案として賛同者を募り、そして動議扱いでやっていただければ、僕は筋論としてはわかりますよ。しかし、やはり事前に議運を通して、正式な議案として全部配付されてあるものを読み上げることで提案に変えますという形態はとっておらないわけですからね。僕はそういう扱いであればいいと思いますけども、これがあれの延長線上にあるとは僕は思いませんけどね。

議長（巴里英一君） 皆さんも質疑されていた方々もかなりあったかと思えます。そういった中では、皆さん方の配付をもとにされた方と、本人の発言をもとにされた方もあるかと思えます。

ただ、本人が口頭で申し上げたような提案理由を、今皆さん方がお持ちのものを再度提案ということにはならない。しかし、それは説明としての理由は、あり得ることはあります。その点、整合性があるかどうかということは、議会在議されたことに瑕疵があるかないかは、一事不再議の関係でそのことが瑕疵であろうともなかるうとも、議決されたことに対しては、あるいは否決されたことに対しては、不再議という問題もございませうので、一概に全部瑕疵があるという判断には至るか至らないかは、きちっと整合しなけりゃならないかなというふうに思います。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） そうすると、瑕疵がたとえあったとしても、もう議事が進んでおるんだから、それはそれで1つ成立をしているという、そういう見解ですね。

私はこれは瑕疵があると思います、この条例からいえばですね。しかしそれは瑕疵があったとしても直すというんじゃなしに、もうそのことは進んでおるんだからそれは審議してくれと、そういう見解と承っていいですか。

議長（巴里英一君） はい。例えば瑕疵があるということで、議員がそのことで賛否をどちらかにするということは、そのことにおいては、それぞれの個々の議員の自由でございませうので、その点は御理解いただきたいと思えます。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

議長（巴里英一君） 和気君。たびたびでございませうので。

13番（和気 豊君） いやいや、まだあなたとのやりとり、結論ついてないからね。

今確かに、私は議案としての体裁が整っていないと。それが議事録にも載らずに、しかし論議だけはそれを前提にした論議が生きている、こんな矛盾したことはないというふうに思うんですが、いわゆる瑕疵があるということをお認められました。その瑕疵の根拠について、後学のために一体どのような法的根拠ですね、あるいは会議規則にのっとって明確になって

いるのか、ちょっとお教をいただけますか。

それとまだ、林議員が言った冒頭の口頭提案といわゆる議運を経て正式なルートとして出された文書提案、この理由の中には違いがあるということについては、それも押し切られるということについて、これは瑕疵ありますか、ないんですか。ないから進められるんですか。瑕疵があるけれども、いわゆるもう既に一事不再議の方を優先されるということであれば、その根拠についてもお教をいただきたい。

議長（巴里英一君） 私は瑕疵があるとは断言してません。瑕疵あるとしてもという、あるとしてもということが入ってます。そういう判断であれば、その判断をしてくださいということでございます。

〔和気 豊君「それからあの方へ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） そして、あとは何でしたかね。もう一度どうぞ。和気君。

13番（和気 豊君） いわゆる冒頭の口頭提案と文書提案の間に違いがあるということについて、それでもなおかつ前へ議事を進められるということについての根拠についてはどうですか。これはもうあなたは進めるというふうに言われたんですから、そやから議事進行上にかかわって私はその根拠を求めてるわけです。

議長（巴里英一君） 私の根拠というのは、既に冒頭に申し上げたとおり、本人が提案し、質疑に入ったということは、既に成り立っているという判断でございます。和気君。

13番（和気 豊君） それじゃ、77条の明確に議案は議事録にとどめ置かなければならない、そしてその議案の中身については、14条の中に、いわゆる議員が議案を提出しようとするときには、その案を備え理由をつけ、法——法ですよ、これは。法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについてはと、こういうふうにあるわけですね、規定が。3人以上同調者を募ってと、こういうふうにあるわけですね。議案のいわゆる案を備え理由をつけと、明確になっているわけです。

ところが、その備えつけた案を読まずに違う案を出されているわけですから、これは明確にこれを認めるということについては、議会のあり方としておかしいのではないかと。やっぱり議会というのは、泉南市が会議規

則として明確にしている。従来 of 慣行もありますけれども、今の点では規則に明確にされているわけですから、それにのっとってお進めをいただきたい。これは議長 of 議会運営上 of 義務です。

議長（巴里英一君） 私は既に先ほども何度も申し上げてますように、本人が提案者から提案された理由、そのこととして議案を取り扱っておりますので、そして質疑へ入っております。そのことにおいては、私は議案提案は成立としているというふうに思考しております。そういう意味で皆さん方も質疑を行っていただいているということでございます。

もうこれ以上質疑ができないということであるのかないのかということが、私の皆さん方に対するお願いであります。

〔和気 豊君「今は議事進行やで。議事進行について言うてるんやで」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） たびたびでございますので。

〔和気 豊君「たびたびでも、全然あなたは僕の質問に答えてないから」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 恐らく今私が申した以上のことは、私も答え得ないというふうに思います。

〔和気 豊君「いやいや、私はあなたは議事を……」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） まだ指名してません。指名してませんので。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） あなたが議事を進められるその根拠について、私は112条のいわゆる提案理由を付してという中身まで示して、77条 of 会議録に掲載しなければならない11項 of 議案について、その議案 of 中身はこうですよと、こう体裁を整えてなければならないんですよということまで具体的に明確にして、あなたが進められる根拠について問題があるんじゃないかというふうに言っているわけですから、あなたが事を進められる以上、議事を進められる以上、その根拠については明確にしていきたい、こういうふうに思います。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 同じようなこと of 平行線 with 議論というか質疑がされ

ておりますけれども、私はさきに和気議員さんがおっしゃられた市議会会議規則第14条、これは既に提案理由も書いてますし、私も含めて賛成署名議員が入っておりますので、これは一定整ってるわけでありまして、そのことに基づいて議案が既に上程をされ、私も含めて何人かの議員が質疑を終わってるわけなんですよね。もし仮に議事録の関係で問題があるとするならば、当然議案を上程するときそのことを本来申すべきではないのかなというふうに私は思います。

それと、瑕疵の問題が言われておりますけれども、決して議長は——私、今議論を聞いてますと、議長そのものが瑕疵があるというようなことは申し述べてないというふうに思いますし、私自身はそういった瑕疵なんかあるようには思っておりません。

そういった意味で、いつまでもこういった議論が議運を通じて、また本会議も続いて平行線のまましても、時間のむだと言うたら非常に失礼かもわかりませんが、一定の判断を示していただいて、即刻議事を進行していただきたいというふうに、議長に改めて再度強く要請をいたします。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私の質問に対して、議長が明確にその議事進行をされていく根拠についてお示しをいただきたいと。平行線ではないですよ。私は一定の明確な根拠を示しながら、提案理由と違う提案理由を口頭で申し述べられた。それと、その中身に差異があるということであれば、その差異を明確にしてからと。そして、それでもそれをそのまま置いといて進められるということになりますと、後々議事録でどういう論議をしたのかということが市民の前に明らかにされない、そういう瑕疵がまさに残るわけで、にもかかわらずそれをお進めになるという根拠については、明らかにしていただきたいというふうにお願いを申し上げてるわけですから、それについては私はわからんということでは、これは議会をつかさどる議長としてはやっぱり問題がある。

ちゃんと明確に我々を説得した上で、私を説得していただいた上で、問題は林議員の質疑中に違いが明確になったわけですから、そのことについて、せめて議事録を起こしてその違いを明確にするぐらいのことは、議長の裁量としてやられたらいいじゃないですか。それをやった上で議事進行

をされるということならば、私同意いたしますよ。

議長（巴里英一君） もう私は何度も見解を示しておりますので。

質疑を続行いたします。

〔林 治君「はい、議事運営で」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 議長ね、私、質疑を進めていくためにもはっきりし
といていただかなければならないことがあります。

私の質疑の途中で議長が休憩をされて議運に諮られた。議運に諮られた
その結論は、やはり円満な議会運営を図るための議運を招集されたんでし
ょう。議運に付したわけでしょう。ところが、先ほどからいろいろ意見が
出てますように、議運でやったのと同じことを本会議でやるとか云々とか、
そんなことまでいろいろ出ましたけれども、私も議運をずっと傍聴してお
りました。

非常に残念なことは、最終的な結論についての提案は、議運を取り仕切
っていた副委員長から出されましたけれども、出されてそのことについて
意見があるという人が手を挙げてるにもかかわらず、それも無視して議運
を一方向的に終了した。これは、円満な議会運営を図っていくための議運と
しては、これはもうなってないですよ。やっぱりそのことはまずはっきり
させないかん。やっぱり議会を円満にやろうと思えば、議運でよく論議し
て、議運でちゃんと方針を出して納得して、議長がここでその報告に基づ
く議会運営をやる。これが普通の議長としてのやり方です。

もともと、この議案の提案の過程の中で議長も十分気がつかなかった。
そのままで質疑を続行さしてきた。私は共産党議員団の一員として、初め
て他の方々の質疑のときにも——奥和田議員からも一時ありました。私も
北出議員の提案理由の説明を聞いたのをメモしたのに基づいて質問をしま
した。ところが、その提案とは違うということで、私の質問について拒否
された。それで仕方ないから、ここに書いてる文章に基づいてやろうとし
たけれども、やってる中で気のついたことは、これはおかしいなど。この
提案理由はここに提案されていない。提案されていない提案で……

議長（巴里英一君） 質疑ですか。

14番（林 治君） ちょっと待ってください。

議長（巴里英一君） いやいや、議事進行も入ってますから。

14番(林 治君) あなたの議会運営のあり方について聞いてるんですから。

議長(巴里英一君) だから、議事進行で入ってませんか。

14番(林 治君) もちろん議事進行で私は言うてますよ。

議長(巴里英一君) そういう発言はないですな。

14番(林 治君) 議事進行でいうことで、さきに議事運営についてと言うてますやん。あなたはそれを了解されて私が物を言うてきたんですから、いいじゃないですか。

だから、あなたがそれであくまでそのまま、議運で合意になってないことであたがここで議会運営されようとするなら、あなたもともとうかつにやってた議会運営で、そのことでまた議運でもそのことがまとめられずに、それにさらに強行しようとする。

だから、ここの出ている——確かに一定の議員の質疑はありました。今2人欠員ですから、議長を入れて24人です。今質問されたのは3人か4人でしょ。私は、私の段階で初めて——2回目ですが、これはおかしいですよということで私は提起したんですよ。だから、議長はおかしいと思ったから、いわゆる議会運営に諮ったんです。

あなたも今、北出議員の提案のあり方は、それはぐあい悪いということを言われたんですから、ぐあいの悪い提案を瑕疵があるとかないとかといって言うてますけども、ぐあい悪いと言われた今の議長の発言、瑕疵がないというふうに言うんなら、それをちゃんと文書で出してくださいよ。

あなたの発言を聞いてたら、北出議員の提案はぐあい悪いという提案なんですよ。今後はそういうことをしないようにと、今この議会でそれをしてらいかんわけですよ。これからしないようにじゃないんですよ。この議案にそういう提案をされたから、それはぐあい悪いから、今これが議論になってるんでしょう。だから、今後もしていかんようなことをこの議会に提案してたら、これは議案として成り立ちませんよ。

だから、これの提案の内容は、ここに書かれてあるこの提案が提案理由なのか、それとも——これは議事録に残りませんよ。今から言うてもさきの質疑には合いませんよ。だから今度、さきに冒頭に口頭に言われたことについては、やはりあなたが泉南の議会の民主的な運営を図っていこうというお気持ちがあるんなら、先ほど和気議員が言うたこの議会の会議規則

と、それからこれまでの泉南の議会での理事者の提案も全部提案理由がついてます。そういうふうなあり方でやってきたことを尊重されるというお気持ちがあるんなら、これはおかしいわけですから、そのことについてまず明快にしてください。でないと、私の質問に否定されてるわけですから、それは困るんですよ。

議長（巴里英一君） 何度も申し上げておりますが、和気議員に申し上げたことと同じでございます。文書にしてどうのこうのということは、意思はございません。

〔林 治君「議長」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 何ですか。議事進行ですか、どちらですか。質疑ですか。（林 治君「議事進行で」と呼ぶ）林君。

14番（林 治君） 議長ね、結局まともな答弁を議長がせずに、ただ議事運営をそのまま強行されるということになると、それは問題だと思うんですよ。今どちらが提案の理由になっているのか。そのことを例えば――そしたら、議長は先に明らかにしてくださいよ。実質上進んでいると言うけれども、そりゃ他の議員の方はそれで質問できたかわからないけども、私は質問の中でその問題が明らかになったから、これではおかしいですよというて提起してるんですよ。議案としておかしいですよということで、提起してるんですよ。

そして、そのことは、先ほど和気議員から会議規則に従っておかしいですよと言ってるんですよ。議長は明快に答えないかんですよ。議運に諮ってからの議運の中でのやり方も、ああいうやり方であった。議長はそのことについて、議会運営委員会でどういう議論をされて、どういう結果になったかということについても、何の報告もなしにそのまま議事をやられてるわけですから。しかも、北出議員の提案の仕方については否定されて、今後ないようにと言うたんですから、それははっきり言うてくださいな。

議長（巴里英一君） 私は北出議員の提案を否定したということではございません。議会運営委員会については、それぞれの会派から出席しておりますので、その報告を皆さん方は受けているというふうに考えおります。

〔林 治君「議事運営、議長」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） そういうことを言うてるんと違うんです。議会運営

のことは、議会運営委員会ではそういうことになってたよということですよ。その経過はあなたも知ってるでしょう。それではだめですよと言ってるんですよ。議会が円満に——私はここで後でもう質疑が進行できるように、議会運営委員会でちゃんと話し合いをして、そこで解決してくれなあかんじゃないですか。

私はこれ、したくて今やってるんと違うんですよ。1つもそういう問題についても、中身についても、明らかになってないじゃないですか、どれでやるんかも。泉南の会議規則ではそうなってるんやから、どちらのことでやるんかもはっきりになってない。あなたは否定してないと言うけども、今後そういうことのないようにということは、今やってることを否定されたんですよ。そんな詭弁を言うたらいかんですよ。そうしたら、なぜ今後こういうことのないようにと言うたんですよ。

議長（巴里英一君） 議会運営委員会の中身については、すべてが100%全部が合意に達するということは、これはたびたびあり得ないことでもあります。そういった意味では、議長として判断をせざるを得ないということで開会をしたところでございます。

〔林 治君「議事運営」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） さきに言ったことを御答弁してください。

議長（巴里英一君） 私は提案者の内容については、既に成立したという判断でございます。

〔林 治君「議長、議事運営で」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） それじゃ、あなたはこの議案書は事務局に残りますね。記録として残りますね。残るんでしょう。そうじゃないんですか。残るとしたら、これは提案されてない、議会でも最初に提案理由として説明されてないまま、そのまま文書として残るんですよ。これはおかしいもんですよ。そんなことを、あなたが議長のときにそういうことをするんですか。それがあなたの議長としての議会の運営のあり方ですか。私は口頭で言われた提案理由について質問したら、そうと違うと言われてるんですよ。議事録を起こしてくださいよ。そんなおかしな話ないですよ。

議長（巴里英一君） 私といたしましては、既に提案理由の内容が尽くされ

ているということの中で質疑を行っている。それは林さんも御承知のとおりであります。

〔林 治君「違う。議長、議事運営、もっと。違うんですよ。全然違うことを言うてるんですよ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 全然違うことを言うてるんですよ。私も一生懸命メモをとったんですよ。なかなかメモとれないですよ。さっき小山議員が議運の中で言われたんで、信託云々ということやったのかなと。その信託の後もわかりませんがね。全然、そんなことも含めていろいろ言われた理由がわからないんですよ。

ここで本市行財政云々と書いてます。それ以外のことも言うてるんですよ。全然違うことも言うてるんですよ。提起してるんですよ。何でも提起すればいいというもんじゃないと思いますよ。いろいろ提起されてるんですよ、この文書の理由とは違うことが。それを知りたいですがな。でないと質疑は十分できないです。必ず会議規則には、議案と理由ということを書いてるんですよ。理由は文書で出すというのは、うちの議会の中では、理事者も含めて全部そうなるんですよ。これは泉南の議会だけとは違いますけどね。

だから、文書でちゃんと提案理由は出さないかんわけですよ。出てないんですから。そのことが、そこであなたが議会事務局に確認したように、そこで発言されて提案理由として述べられて、これが読まれて初めて提案理由として議事録に残るんですよ、この文書が。これが述べられていない、議事録にも残っていないものが、なぜ今後議会の中に残るんですか。そんなことをこれから何ほども自由にできるんなら、これはもう大変なことですよ。そんな、まあ言うたら議会の民主主義を踏みにじるようなことを巴里議長のもとでつくるんですか。そんなんおかしいですよ。

あなた自身が今後こういうことのないようにという注意されたでしょう。いわゆるこのようなあってはならんことを、二度とあってはならんことだから注意された。その中身について何も報告がなかったから、私はそのことを問題にしてるんですよ。私の質疑の途中ですよ、これは。

議長（巴里英一君） 何度も申し上げますが、既に提案はされております。この中身と若干違うということでもありますけれども、それは説明の中で十

分意を尽くされたというふうに私は思っております。

〔林 治君「議長、議事運営」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 若干違うと今議長が見解を言われましたけど、どう違うんか説明してください。あなた議長としてわかってるんですか。どういう質問——これと提案された内容とどう違うかわかってるんですか。それをちゃんと全部述べてください。

議長（巴里英一君） そのことについては、私はそれ以上の答弁は控えます。

〔林 治君「議長、議事運営で」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 議長、自分の言うたことに責任を持ちなさいよ。若干違うと言うた。言うたんやったら、それでどう違うんかあなた認識してるんか、ちゃんと言いなさいよ。

第一、最初の提案理由の中身がどういう内容であって、これと若干違う——あなたも若干違うということ認められた。私は、これは明らかに違ってるからぐあい悪い。しかも、それを質問すると、私の質問が間違っているということで、そうとは違うというふうに言われたんですよ。そんな私を侮辱した話ないですよ。議長自身が若干違うというふうに認められたんやから、違う提案理由が出されてて、それでそのままで行くというようなことできませんよ。

議長（巴里英一君） 私の申し上げているのは、提案者が言ったんと同じものと同じものを言ったんではないという意味では違うと申し上げてるんです。中身が全部同じものを読んだということでは違うということ言うてるんです。そういう意味では違うということ申し上げてるだけです。

〔林 治君「議長、議事運営で」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） だから、あなたも言うたように、これと違う内容が言われたから、だからあなたも今後こういうことのないようにということでしょう。そしたらこの議会は、その違うことで質問を今してるんですよ。この文書でない、違うことで質問したら、その質問は私の言うたことと違うと言うんですよ。そなん困りますがな。どないしてこの問題についての問題は明らかに解明できるんですか、質疑の中で。そうでしょう。議会

は議論を通じて物事を明らかにしていっていきましょう。それをあなたも理解しながら、違うということを言いながら、違うことを平気で何で押し進めなあののですか。進められへんですよ、これは。

議長（巴里英一君） 提案は、提案者のこれは発言でありますから、それを議長として一々訂正するということはできません。

〔林 治君「議長、議事運営で」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 議長ね、発言者の発言の内容をあれこれ言う問題と違うんですよ。今、議会の運営上の問題を言うてるんですよ。あなたは議長でしょう。議長がもっと早く気がつけば、こんな問題はなかったんですよ。私の質疑の段階でより明快になって、ようやくあなたも気がついて、これはいかなんということまで議運を開いたんでしょうが。そしたら、議長の責任もあるんですよ。議長、涼しい顔をしてそんなことを言うてるけども、それはぐあい悪いですよ、そんなもん。議長自身もこのことについての責任をまず冒頭に明らかにすべきなんですよ。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

議長（巴里英一君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） ただいまちょっといろいろ林議員の発言、議長の発言等で紛糾いたしておりますので、暫時休憩をとったらどうでしょうか。暫時休憩をとって、もう一度やり直すということで、暫時休憩をとるようにならば議長お計らい願いたいと思います。

議長（巴里英一君） それでは暫時休憩いたします。

午後8時12分 休憩

午後10時 流会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長

巴 里 英 一

大阪府泉南市議会議員

林 治

大阪府泉南市議会議員

重 里 勉